

16.5.12

業鑛炭石

報會助互

號月四 · 卷號 六四 第第

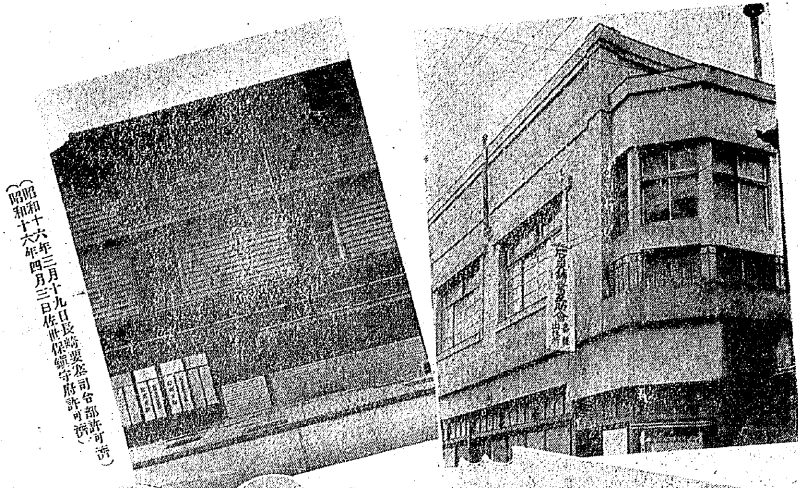
筑豊鑛山學校

昭和十三年四月七日第三種郵便物認可
昭和十三年四月二十五日印刷本誌創刊於大正四年二月廿六日發行

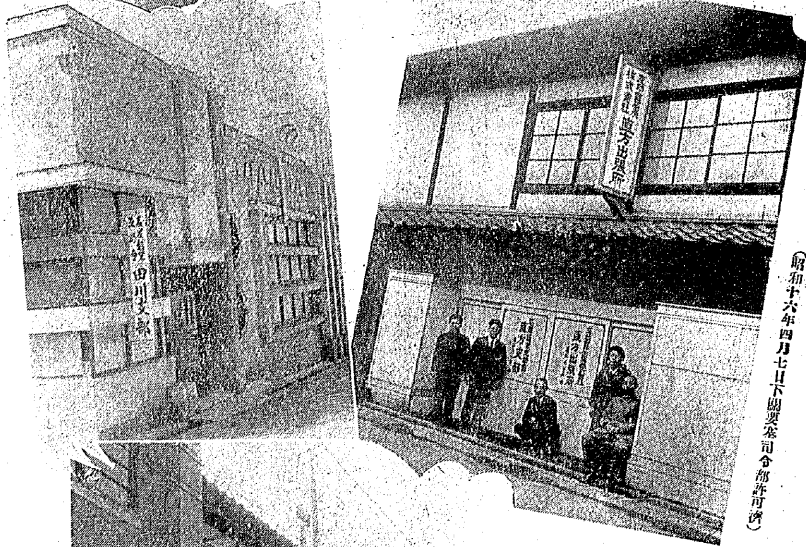


行發會助互業鑛炭石

◀ 各出張所の偉容 ▶



昭和十六年三月十九日長崎支店開業許可
昭和十六年四月三日在野田開業許可



昭和十六年四月七日下関支店開業許可



三井銀行



若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二

振替 福岡二四五〇

番号 下関二八四二

業 鑛 炭 石
報 會 助 互

號 四 第 · 卷 六 第



會 助 互 業 鑛 炭 石



目次

◇論 説……………(一)

 石炭増産對策陳情……………(一)

 炭鑛經營は引合ふ様致し度い—松尾代議士の質問に政府委員答ふ……………(四)

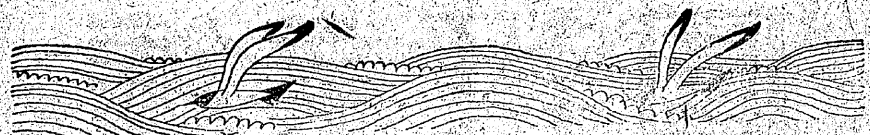
 釧山方面に働く人々の家庭へ……………前福岡鑛山監督總務部長 榎本謙吾……………(四)

◇参 考……………(三)

 改正清算差金決済方法……………(三)

 日本石炭株式會社昭和十五年下期石炭販賣價格表……………(六)

◇法 令……………(三)



◇彙 報……………(七)

◇出張所訪問記……………福井生……………(七)

◇本 會 記 事……………(六)

◇石炭鑛業採掘權設定……………(一〇〇)

◇石炭採掘權移轉……………(一〇〇)

◇石炭採掘鑛區異動……………(一〇一)

◇本會炭鑛異動……………(一〇一)

◇炭 界 日 誌……………(一〇三)

◇編輯後記……………(一〇五)

鑛業報國

行けよ鑛山銃後の線

鑛業へ我も興亞の戦士



福岡地方鑛業報國聯合會

石炭増産對策陳情

石炭鑛業互助會では宇部石炭鑛業聯合會、常磐炭礦聯合會、北海道石炭同交會、西部石炭鑛業聯合會連名の下に二月下旬石炭増産對策の具體案を作製、關係方面に陳情した。要旨左の通り

今や石炭は國家存亡の重要問題なり、政府當路の指導監督に付て又統制會社及統制團體の業務運用に關し關係官民の協力一致、過去先入觀念を白紙に戻し慎重に之れが對策を再検討すべきものなりと信ず。

増産は總數量に於て膨脹せるも質の低下、量の減石とを加味すれば大小炭礦とも現勢維持が到底困難なる實情に在り。

十三年九月の炭價強制値下以來炭鑛の増産施設は一切中止せられたり。

石炭對策は業態の特異性上増減とも急激なる變改は困難なり、之れが根本的打開策は時期既に遅し。

然れども今にして其真相を認識し適切なる方策を講ぜざらんか、帝國國勢維持の上に重大なる影響を齎すこと明瞭なり。

吾等は一昨十四年秋以來石炭減産による國勢衰退の危期に關し其認識を朝野に絶叫したり、不幸にして國內石炭實情は吾

等の豫言を其儘裏書したり、需要計畫に對する石炭不足は十三年度〇〇萬噸、十四年度〇〇萬噸、十五年度は更に大

量の不足を告げつゝあり。

陳情要旨下記の通り。

石炭増産對策

一、生産指導に關する具體的方法の實施

- 二、日本石炭株式會社の機構改革及其業務運用の單化
- 三、原料炭瓦斯發生爐用炭の増産促進
- 四、低品位炭の許可制緩和
- 五、適正炭價の確立低物價政策に付ての根本的再検討
- 六、資材努力の優先配給
- 七、金融の確立

〔説明〕

一、生産指導に關する具體的方法の實施

(イ) 監督官廳の人的擴充

民間人材の登用(顧問制)

(ロ) 民間自治機關の強化

二、日本石炭株式會社の機構改正及其業務運用の單化

石炭配給統制法の一部改正を要望するも是れは手續上急速に期待し難し、乃ち統制會社の機構を改革し、人的要素を充實して其業務運用を石炭實情に伴ふ様單化すること急務なり、現行實務は販賣、配炭の手續に關し實情と全く離れ唯株消的處置に没頭し統制者、被統制者とも疲勞困憊、而も急迫せる國內重大危機に關聯せる石炭需給の對策は之を顧みる餘地なき現況なり、一日も速かに之れが統制の正常化を圖るべきなり。

三、原料炭、瓦斯發生爐用炭の増産促進

高度國防政策上之れが對策は焦眉の急務なること言ふを俟たず。

四、低品位炭の許可制緩和

低品位炭の許可制は理論上正當なり、不正手段による悪炭販賣は斷乎排すべきなり、然るに所謂低品位炭として取扱れるものと雖も從來永く上級炭と共に需要分野に於て相當の重要役割を分擔せるもの少しとせず、所謂下級炭の數量は大炭礦にありては一割乃至二割五分、中小炭礦にありては二割乃至三割五分なり、これ等下級炭の生産を強壓するとき其の需要分野の工業は全く犠牲となる、其販路は大口消費は鐵道用發電用及各種工業用なり、小口消費は主として小工業、家内工業、製鹽用なり、之れが取扱政策を誤るときは石炭生産減は獨り下級炭に止まらず、延びて上、中級炭に及びし炭礦經營難を倍加するに至る。

五、適正炭價の確立

商工統計に依れば國內全工業の總生産品價格に對する全工業用炭の買入價格の割合は(商工統計十三年度以降發表なし)

昭和十二年度	一、八
生産額	一五八億圓
石炭使用量	二二〇〇萬噸
炭價	一三圓

工業生産額は昭和十四年には事變前の二倍に迫り二四三億圓、十五年は二六〇億圓と推定せられて居る、一般物價指數に對して石炭々價指數は同率歩調をとりたるものと見て國內全工業の生産額に對する石炭費の割合は十二年統計に類似

の率を示すものと推定し得る、石炭平均價格極當り三・五圓に對し假りに五圓値上げするものとせば三割に當る、即ち百分の一、八ノ三割、十分ノ三、六換言すれば千圓の工業製品に對し三圓六〇錢の値上りとなる。

若し夫れ石炭生産減による工業製品の減退が物價に如何に影響を齎すかを想ひ合せならば、所謂低物價堅持に付て慎重なる検討を要すべきものなりと信ず。

補償金政策は斷じて萬全の對策ではないと信ずる。

六、資材勞力の優先配給

當該法規の時局適正化

七、金融の確立

興銀、勸銀の積極的貸出しと其貸付に對する政府の保證等

炭鑛經營は引合ふ様致し度い

松尾代議士の質問に政府委員答ふ

第七十六議會衆議院の昭和十二年法律第九十二號中改正法律案（輸出入品等に關する臨時措置に關する件）委員會に於て本會取締役松尾三藏代議士は政府委員東燃料局長官との間に刻下の最重要政策として取上げられてゐる石炭増産問題を繞り炭價の適正化、買取補償金の交付方針

生産業者の赤字補填對策、勞働力不足に對する政府の方針等各般に亘る質疑應答を重ね政府の石炭對策に關する相貌を明らかにし以つて業者の進むべき指針を把握せしむる所があつた。記者は特に乞ふて松尾代議士の委員會議録をとり寄せ茲に掲載する事とした。——笠生——



〔下〕役務取尾松〔上〕官長東、は眞影

【松尾委員】 私は現在石炭が非常に窮迫して居ると思ひますので、先日分科會に於きましても、一度御尋ねしましたが、本日再び又再び御尋ねしたいと存する次第であります。先日の委員會に於きまして、人造石油が十六年度に非常な増を見て居ると云ふことを、御聞き致したのでございますが、人造石油の原料も石炭でありますので、

此の人造石油に用ふる所の石炭の十六年度の我が國の需要豫算額は、總計して政府は何の位の見當を御付けになつて居りますか、第一に之を御伺ひ致したいと思ふのであります。

【東政府委員】 一寸速記を止めて下さい、（速記中止）

【松尾委員】 私は非常に石炭のことを心配して居りますので、

で、御尋ねしたいのでありますが、今長官の仰しやつたやうに、只今のやうなことを申上げたのは、甚だ相濟まないと思ひます。大体石炭は人造石油にも、相當に要ると考へて居りますので、やはり石炭に關係したものは、當然聽いて置かなければならぬと云ふ考へから、只今の點を伺つた譯であります。それでは人造石油のことは取除きまして、此の十五年度と十六年度の、石炭の價格のことに付て御尋ね致しますが、十五年度の中小鑛業に於きます所の石炭を、日本石炭が買上げます値は、買取補償金を加へまして、「トン」當り平均十七圓五十四錢と相成つて居るのであります。然るに生産費は如何程になつて居るかと思ひますと、生産費は「トン」當りに、平均三十二圓九十二錢三厘と云ふことになつて居るのであります。故に「トン」當り四圓三十八錢三厘の赤字が、出て居るのであります。斯ふ云ふ赤字の出で居ることは、政府も疾に御承知のことと思ひますが、(佐藤(譯)委員長代理退席、川島委員長着席)それを適正價に直すことは、低

物價政策の見地から、非常に至難であると云ふので、十六年度も此の買取補償金の強化をして行くことになりまして、十六年度の買取補償金は、十五年の買取補償金四千四百八十萬圓に、一千三百三十萬圓の増と云ふことになりまして、更に追加豫算と致しまして、五千二百萬圓を加へ合計一億一千十萬圓と云ふことでありまして、然るに十五年度の買取補償金四千四百八十萬圓は現在の日本石炭の買取價格の中に加へられて居ります。先程申しました十七圓五十四錢の中に加算せられて居りますので、又十六年度の追加豫算金五千三百萬圓は、瓦斯發生爐用炭及び原料炭に重點を置かれました、之に補償致されると云ふことでもあります。然らば、此の瓦斯發生爐用炭及び原料炭に補償せられる所の五千三百萬圓の金額を如何程御用ひになるのでありますか、之を御尋ねしたいと存するるのであります。

【東政府委員】 只今松尾さんの御話の通り日本石炭株式會社に交付致します買取補償金は、十六年度の豫算に於き

ましては追加豫算及び豫算外の契約を合はせまして、十五年度に比へまして約六千六百萬圓増加致す豫定になつて居ります。是は大體重點を優良炭に置いて、優良炭の増産を致す爲にさう云ふ石炭の買取値段を引上げようと思ふことが主眼にはなつて居るのであります。併しなから必ずしも製鐵用炭や瓦斯用炭に限つて居る譯ではないのであります。一般的に申しますと、日本石炭株式會社が十六年度の石炭の買上値段を決定致します際には、二つの方面から其の買上値段の決定を致させたいと考へて居ります。第一の點は今日尙ほ相當苦しい山があることを私共も認めて居りますので、是等は相當程度引合ふ所まで買取値段を引上げたい、是は現實に即して、其の山々に付てさう云ふ計らひをして行きたいと思ふのであります。尙ほ一方に於きましては同じ山でありますならば、優良炭を出した方が割が宜いと云ふ結果になるやうに、優良炭の買取値段を成るべく引上げる方針で行きたい、斯ふ云ふ考を持つて居る譯であります。

【松尾委員】 只今長官の御答辯ではやはり殘金の六千六百萬圓の中を出来る限り瓦斯用炭や原料炭に重きを置かうやうな御話でございました。數字的には申して居られませぬけれども、やはり其の方に重きを置かれるやうな御話であります。さう云ふことになりますると、實際に今回の買取補償金となるべきものは其の五千三百萬圓の中を引去つた殘額と、十六年度の一千三百三十萬圓を加へたものが、全部のものに對する買取補償金となるやうに考へるのであります。此の二千三百三十萬圓と五千二百萬圓の中の殘金を加へた位のものに「トン」當りに相當せられたならば、どの位な額になるやうな御考へを御持ちになつて居るのでありませうか、之を一つ伺ひたいと思ひます。

【東政府委員】 私共昭和十六年度の日本石炭の石炭の買上値段を決定致します際には、昨年の半月決定致しました値段に必ずしも囚はれることなく、其の以前の値段を見まして、さうして山の現狀に即しまして、其の山々の生産費

を更に調査を致しまして、どうしても此の程度引上げなければ生産費が償はぬ、或は若干の利潤を上げて行くことが困難であると云ふやうな山に付きましては引合ふ程度上げたい、斯ふ云ふ考へを持つて居ります。随つて十六年度に政府が支出すべき一億二千十萬圓の買取補償金は之を全部一括して、さう云ふ引合はぬ山の石炭の買取値段を引上げる爲に之を使ひたいと考へて居るのでございます。先程申しましたやうに追加豫算で認められし金が全部瓦斯用炭若しくは製鐵用炭のみに引當てて値段を決定すると云ふやうな積りはないのでございます。

【松尾委員】 長官は今日の一般の生産業者が非常に困つて居る方面に買取補償金を振向けたいと云ふ御氣持であります。大体の數字は決つて居りまして、私が申すことは原價の上に四圓三十八錢三厘の赤字が出て居る。斯ふ申上げて居る位でありますから、六千六百萬圓でなくして一億一千十萬圓の金を全部のものに割當てられずに、さう云ふ方面だけに割當てられることになりすならば

長官がおいでになつたやうなことも聞きますし、九州地方に本日おいでになつて居る石炭部長もおいでになつて居りますし、炭礦の状態は能く御承知だらうと思ひますが、炭礦と云ふものは一旦損が行けば中止をしよう、其の上で相當引合ふやうなことになつたら開坑すれば宜いではないか、さう云ふことで行けるならば何等心配はないのであります。併しながら炭礦と云ふものは一旦中止を致しますと、新たに開坑するよりも以上な経費を要しますので、中々さう簡単に石炭は出ませぬ、隨て今入れて居る所の資金は皆無効になつてしまうのでありますから、非常に苦しいながらも炭礦を繼續して行かなければならないと云ふことになつて居るのであります。此の儘行くやうなことになるすれば、假令再び開坑が出来なくても、結局はやめなければならぬと云ふことになる所が多いと考へますので斯ふ云ふことを能く御考慮を願ひまして之に對する所の考へをもう少し深く御持ち下さいますと、今日の業者の立ち行くやうに、又此の産

相當の額を増して貰はなければ割當が出来ぬのではないかと考へるのであります。總て私の申して居るのは平均を申して居る譯であります。此の平均が四圓三十八錢三厘に赤字が出たと云ふならば、長官の仰しやうなことで満足するだけの赤字の埋合せは絶対出来ない、それで今長官の御言葉であれば多少安心の行くやうなことが考へられますけれども、業者一般から見ます時には、さう云ふ補償金の割當では安心の出来るやうなことは絶対に不可能ではないかと私は考へる次第であります。多分私が長官の御心持を察して申すならば斯うではなからうかと思ひます。總て業者が非常な赤字を出して居る、石炭増産は困難である。此の儘行けば炭礦を殆ど中止しなければならぬやうなことを言つて居るけれども、實は中止をする所は少い、それで多少業者が虚偽な陳情でもして居るのではないかと云ふ御考へがあるから、今のやうな御答辯をなさつたのではないかと思ひます。併し是は私が申上げるまでもなく、此の議會前に北海道の方に

業の振興致しまするやうに私は願ひたいと存じて居る次第でございます。それで多少私が申上げたことと長官の意見とが相違して居るかも知れませぬが、私はさう云ふ見解を持つて居るのであります。又それが私共としては事實であると考へて居る譯であります。今の長官のやうな御説では結局困るやうな状態が近い將來に來ると考へますので、是以上どうすることも長官としては出来ないかと仰しやうのでございませうか、此のことに付て一言御伺ひをして置きたいと存する次第でございます。

【東政府委員】 松尾さんの平均「トン」當り四圓何がしの赤字を出して居ると云ふことが若し日本の石炭の全部に付ての平均であると云ふことでありますならば、私共の調査致しました所と大分違ふやうに思ふのであります。勿論地方に依りまして、又山に依りまして、相當苦しい山もあると云ふことは吾々も之を認めて居りますが、全部平均して「トン」當り四圓以上も赤字を出して居ると云ふことは、是は私共から申しますと、少し御調べが違つて居

るのではないかと思ひます。私共は勿論業者側から云ふならば十分だとは申し兼ねると思ひますが、併しながら國庫が兎も角十六年度に於て買取補償金として一億三千万圓餘、尙ほ其の外に増産奨励として二千三百九十萬圓約二千四百萬圓に近いものがあります。坑道掘進の助成金として五百六十萬圓と云ふやうな豫算を組んで、此の石炭の増産計畫に資しようとして居るのであります。之を以て十分なりとは言へないと思ひますけれども、今日の苦しい財政の中から是だけの支出を致しまして對策を立てたいと云ふことは、先づ是で大體増産對策としてやつて行けるのではないかと云ふことを見當を付けての計畫であるのでございます。今後來年四月一日からの買取値段を決定致します際には、凡ゆる方面から考究致しまして、昨年の十月からの買取値段の決定に當つて間違つて居る點がありますならば之を是正し、又調査の不十分な點があつたならば十分に調査しまして、實狀に即した値段の決定をして行きたいと考へて居るのであります。

【川島委員長】 松尾三藏君、厚生省關係の質問だけ此の際御許し致します。

【松尾委員】 現在勞力が非常に減退して居りますし、色々な方面から勞働者の雇入を致して居る譯であります。中々全體的な勞働不足の爲に雇ふことが非常に困難な時であります。然るに今回の議會に勞務手帳法案と云ふものが出ましたので、其の際一寸質問したのであります。あの中に十四歳以上十六歳以下の者に勞務手帳を渡すと書いてあります。男女の區別がしてあります。其の事に付て質問致しますと、女子には勞務手帳を渡さないと云ふ御意見でありました。今日は七千人程の女を使つて居ります。斯う云ふものに對して勞務手帳を御渡しになることが出来ないかと云ふことになりましたので、斯う云ふ婦人はもう使ふことが出来ないのかと云ふことを質問した譯であります。所が其の際に、女には勞務手帳は渡さないけれども、使つても宜しいと云ふやうなる説明を受けましたので、私は全體的に女を使つても

今日國の低物價政策と相應じて石炭の増産を圖つて行きます爲には、此の計畫が先づ妥當な計畫と考へて居る次第でございます。

【松尾委員】 只今長官は私が四圓三十八錢三厘の赤字の出で居ると申したことを、全體的には違ふと云ふやうな御意見でありましたが、私も全體的なことを申上げたのであります。是は九州に於ける所の中小鑛業のことを申上げたのであります。全國的のことは私まだ材料を持つて居りませぬのはつきり致しませぬけれども、御承知の通り殆んど九州に於ける所の石炭業者が全國の六七〇を占めて居ると云ふやうな状態の所でありまして、全國的とは申しませぬが、今九州の方面より參つて居ります所の材料に依つて申上げたやうな次第であります。是は追つて又業者の方からも燃料局等には材料として出すのであります。能く御検討して戴きまして、十分之に對する所の御認識を得て戴きたいと存する次第であります。私は之を以て質問を打切ります。

【川島委員長】 松尾三藏君、厚生省關係の質問だけ此の際御許し致します。

【松尾委員】 現在勞力が非常に減退して居りますし、色々な方面から勞働者の雇入を致して居る譯であります。中々全體的な勞働不足の爲に雇ふことが非常に困難な時であります。然るに今回の議會に勞務手帳法案と云ふものが出ましたので、其の際一寸質問したのであります。あの中に十四歳以上十六歳以下の者に勞務手帳を渡すと書いてあります。男女の區別がしてあります。其の事に付て質問致しますと、女子には勞務手帳を渡さないと云ふ御意見でありました。今日は七千人程の女を使つて居ります。斯う云ふものに對して勞務手帳を御渡しになることが出来ないかと云ふことになりましたので、斯う云ふ婦人はもう使ふことが出来ないのかと云ふことを質問した譯であります。所が其の際に、女には勞務手帳は渡さないけれども、使つても宜しいと云ふやうなる説明を受けましたので、私は全體的に女を使つても

差支へないのではないかと云ふやうな見解を持つて居りましたけれども少し念の押し方が足らなかつたやうに考へますので、もう一度御尋ねしたいと思ふ次第でございます。今勞働者の非常に少い時で、今御許しになつて居る七千人と申しますのは、殆ど中小鑛業の方面に使つて居る女ばかりでございます。併し大手筋等に於きましては從來の通りにやつて居ります。併し大手筋方面に女を使つて宜いと云ふことになりまして、大鑛業者として立つて居る大手筋方面も、勞働者の充足が出来るのではないかと考へますので、全體的に使つて宜いのであるか又は今まで許可制に依つて使はれて居る以外には使へないのであるかと云ふことを、第一番に御伺ひ致したいと思ひます。

【持永政府委員】 御答へ致します。斯う云ふ時局に當りまして、女子が勞働に参加すると云ふことは已むを得ないことでありますし、又一面に於きましては歓迎すべきことであると思ひます。御話の點は恐らく鑛山に於ける坑

【持永政府委員】 御答へ致します。斯う云ふ時局に當りまして、女子が勞働に参加すると云ふことは已むを得ないことでありますし、又一面に於きましては歓迎すべきことであると思ひます。御話の點は恐らく鑛山に於ける坑

内作業に従事する者の問題だと思ひますが、坑外並に一般鑛業に付きましては時間、其の他の制限はございませんが何等の制限はございませぬ、工場法適用の工場に於きましても、百數十萬の女子が居るやうな状況でありまして、恐らく御話の點は炭山其の他の鑛山の坑内に於ける作業に付ての女子の労働問題だと思ひますが、それに付きましては厚生省としまして、出來得る限り此の時局の爲に寛大なる方法を考へて居る次第でございます。

御存じでありませうが、大體坑内作業には女子は使はせないと云ふ方針でありまして、唯薄層炭山等に於きましては是は已むを得ないと云ふ方針でありましたが、事變に入りましてから後、其の方針をも更に變へまして、或は御承知かと思ひますが、先般特に鑛業法に依る細則を作りまして、女子が坑内に於て就業することを認めました。勿論之には二十五歳以上の女子であつて、妊娠中の者は除くとか、其の他二、三條件がございしますが、從來女子が坑内に於て作業することを禁止する方針を、特に

斯う云ふ規則を作りまして、緩和して、時局産業に貢獻

せしめると云ふ趣旨で特例を開いた次第であります。是には勿論年限もございまして、すつと云ふ譯ではございませぬが、さう云ふ風で厚生省としましては一般の鑛業又は坑外の作業に付きましては、例へば深夜業の禁止と云ふ制限はございしますが、特に其の他の制限は致して居りませぬ、随ひまして何等拘束はない譯であります。唯坑内作業だけはさう云ふ風に多少條件を附して認めて居ります。御話のやうに現在坑内に於きまして作業して居る——尤も是は十五歳未満の男子も入つて居りますが大部分は女子であります。石炭山に於きまして、十五年九月末では約一萬人位女子の坑内作業を認めて居る次第でございます。さう云ふ次第でございますから御承願ひたいと思ひます。

【松尾委員】只今一萬人と仰せになりますのは、殆ど中小鑛業方面に使用して居る女子と思ふのであります。

所が今日では中小鑛業ばかりではなく、殆ど大鑛山の方

が——石炭に於きましては、全國の百分の八十までは石炭を出すのであります。其の方面には女子が今使はれて居ないのであります。さう云ふ方面に今日では相當に

半島人などを入れて居りますけれども、中々それでは間に合ひませぬ、同じ解かれるのならば、さう云ふ方面に使ふことを御許しになることが一番宜いのではないかと考へるのであります。昨日も丁度大手の方に二、三の方と御會ひ致しました時に、此の話を致しますと、女が鑛山に使へることになりまして、非常に結構だ、今日妻帯して居る者も、娘を持つて居る者も、女を坑内に使用することが出來ないから、困つて居るけれども、さう云ふ方面を御許しになると云ふとなれば、餘所から雇つて來なくても、現在自分の炭鑛に居住して居る者を使へるのだから、非常に結構であるから是非さう云ふことが出来るやうに運動がして貰ひたい、斯う云ふやうな陳情的話もあつたのであります。此の際に御許しが出來ますならば、さう云ふことを御聽届ければ、非常に一般的に

好都合と存する次第でございます。此のことに付てもう一度御説明を願ひたいと思ひます。

【持永政府委員】御話の點は御尤もたと存じますが、厚生省としましては御話のやうな場合に於きましては、勿論此の規則の條件を御遵守願ふならば御使ひ下さつて結構です、唯話を聞きます所に依りますと、從來主として女子の坑内作業があつたのは九州方面であつたと云ふことを聞いて居るのであります。北海道方面は割に少い、それはやはり家庭的の關係に依るので、九州方面は農村に居る者が農業をやる傍ら坑内に入ると云ふことが相當あるやうでありますから、是は地方の經濟的の事情とか或は家庭の事情に依りまして、さう云ふ風になつて居るやうであります。勿論政府と致しましては、小さい鑛山でも或は大きな鑛山でも此の條件を本にして使用して戴くことに付きましては、何等異議はなく又さうすること出來る譯でございます。其の點一つ御承願を願ひたいと存じます。

【松尾委員】 只今仰せになりました規則のことが一般的に分つて居らないのではないでせうか、あなたの仰しやるやうな事ならば、多少使へる筈だと思ひますけれども、まだ一般的に使用して居りませぬ。

るかとも思ひますが、實は厚生省の方から各鑛山監督局長、地方長官の方にも其の省令を出しました際に通知を出して居る譯です、若しさう云ふ風に不徹底であると致しましたならば、何等かの方法で趣旨が徹底するやうに考へても宜しうございます。

鑛山方面に働く人々の家庭へ

前福岡鑛山監督局總務部長 榎 本 謹 吾

一、世界の現勢

今や、世界は古い着物を脱ぎ去つて、新しい着物を着ようとしてゐる。古い着物は即ち舊秩序であり、新しい着物は即ち新秩序である。この新しい着物、即ち新秩序を建設するために、世界は東西兩半球をあげて、産みの惱みに苦んでゐる。第一回の陣痛は支那事變であり、第二回の陣痛は第三次歐洲大戰である。しかも、お産は仲々難産である。支那事變勃發以來すでに滿三年、第三次歐洲大戰勃發以來すでに滿二年、夫れく相當の期間を経過してゐるのであるが、戰爭の

前途は尙ほ未だ樂觀を許さない。

併し、翻つて遠觀すれば、世界の前途は大體決つてゐる。産みの惱みの世界は、近く月滿ちて四ツ兒を生まんとしてゐるのである。一つは、我が日本を中心とする東亞ブロックである。一つは、獨伊を中心とする歐洲阿弗利加ブロックである。第三は、蘇聯を中心とする東歐羅巴北亞細亞ブロックである。そして最後は、英米を中心とする北中米ブロックである。普通のお産ならば、健康兒の誕生を希ふのが常であるが、しかし今度のお産は、四ツ兒の中一人を畸形兒——不具者たらしむべき運命を擔つてゐる。即ち、謂はゞ手足ともいふべき廣大な植民地を整理せらるべき、英米ブロックの誕生がこれである。

彼等英米は、所謂「持てる國」として、世界を支配して來た。これまでの世界秩序は、彼等に富強を齎らし、彼等の富強を保障して來た。彼等も亦、現在の世界秩序を唯一最高の秩序と考へ、これが現状維持をもつて正義の精神に合致するものと稱して來た。併し、これは、手前味噌も甚しい話であつて、若し彼等の祖先に反問したら、さぞかし赤面して顔を覆ふことであらう。何んとなれば彼等の富強——現在の秩序は、一つに彼等の祖先が、詐欺脅喝暴力等あらゆる不法行為を犯して、弱小國の犠牲において築いたものである。

此の様に、彼等英米は、生ひ立ちの悪い上に、その行ひがよくなかつた。現在の世界は、彼等「持てる國」に對して「持たざる國」に分れてゐるが、其の代表者である日獨伊は勿論、其他爾餘の國々に對し、彼等は爪の垢ほどの善根をも施さなかつた。普通の金持ちでも、多少良心のある者ならば、安い利子で金を貸したり、また身分相應の金を寄附して、各種の慈善事業をやるのが現代の常識であるが彼等はこの常識に従はなかつた。否な、この常識をことごとく拒否したのである。若し、假りに、彼等がこの金持ちの常識に従つて、所謂「持たざる國」に對し、安い利子で金を貸し、安い値段で

品物を賣り、更にその土地家屋の一部でも、氣持よく貸してやるなら、如何に日獨伊と雖も、斯くまで憤慨しなかつたであらう。それをやらなかつたので、遂に支那事變となり、第二次歐洲大戦争となり、世界動亂となつたのである。従つて、今回の世界戦争は、徹頭徹尾英米の自業自得であつて、非は一つに彼等にあるのである。

二、鑛物の重要性

我國は、所謂「持たざる國」である。世の中には、貧乏を自慢にしてゐる者があるが、併し、我國は貧乏を自慢にする必要もないが、さうかといつて、別に恥づる必要もない。國民が懶けたために、貧乏になつたのなら、大いに恥づる必要もあらう。併し、我國の貧乏は、斷じて國民が懶けたためではない。如何に貧乏から脱け出さうと努力しても、脱け出させなかつたのである。否、脱け出せなかつたのである。英米佛等所謂「持てる國々」は、あらゆる手段に訴へて、我國の發展を妨げると共に逆に「層貧乏國たらしめんと努めて來たのである。この我國と同様の立場に置かれたのが、實に獨逸と伊太利である。斯くて、遂に防共協定を結んだ此等三國は茲にまた、期せずして、軍事同盟を結ぶべく運命づけられたのである。

同盟は味方を増したけれども、その反面また責任を増した。而も、彼等英米は、強弩の餘勢で、今も尚ほ依然として、世界の經濟力を把握してゐる。聽がて、手足をもぎ取られ、破滅に瀕すべき彼等ではあるが、過去に於いて蓄積された國力は、なか／＼油斷を許さない。然るに、一方我國は、事變勃發以來足掛け四年、資金、物資、勞力共に缺乏して、持たざるが上に、持たざる状態となつた。そして、遂に各種の切符制度まで飛出す様になつたのである。

抑々、我國が、この様な窮境に立ち至つた根本の理由は、今度の事變が、從來の戦争と著しく異つた特徴をもつてゐるからである。即ち日清戦争にしろ、乃至日露戦争にしろ、或る意味に於て、外國の力を借りたのである。當時の諸外國、

特に英米は、我國に對し、進んで金も貸してくれたし、品物も賣つてくれた。この外債と輸入物資によつて、我國は此等の戦争を順調に進め、そして、あの素晴らしい勝利を収めたのである。然るに今次事變に當つては、彼等は、銀錢一文貸してくれぬばかりか、經濟封鎖まで企てゐるのである。その結果、我國は、やれ物動計畫とか、やれ勞務動員計畫とか、やれ生産力擴充計畫とか、日清日露戦争當時の人々が、想像もしなかつた色々な方法を、採らざるをえなくなつた。これが、今度の事變と從來の戦争との最も著しく異なる點であつて、切符制度まで布かなければならなくなつた根本の理由である。しかも、現在の諸外國、特に英米は、我國に對し金を貸したり、品物を賣つてくれぬだけならまだしも、當の敵國である重慶政府に對しては、これ見よがしに、對支借款とか、援蔣物資とかの名に於いて、ど／＼援助してゐる。殊に、最近では、日獨伊三國同盟の成立を楔機として、益々その態度を露骨にして來た。今迄は、蔣介石を表門に立て、自分達は裏門から、こそ／＼サインを送つてゐたに過ぎなかつたのであるが、今や、彼等は、自分達自ら表門に廻つて、我國の眞正面に立たうとしてゐるのである。

現在、彼等の採りつゝある對日攻撃の目標は、一つに我國の弱點を衝かんとするところにある。如何に神國と雖も、我國も相當の弱點を持つてゐる。決して不死身ではない。この弱點を彼等は具さに研究した。そして、得た結論は鑛物資源の不足といふことである。即ち彼等は、戦争に最も必要な、鑛物資源の幾何かと日本に不足し、しかもその大部分を自分達から仰いでゐるといふことを知つたのである。そこで彼等は、外交上最も有力な手段として、鑛物を對日壓迫の具に供し始めたのである。甚だ烏滸しい話であるが、彼等は、鑛物封鎖、鑛物制裁の手段によつて、我國を屈服せしめようと確信するに至つたのである。

この確信を基いて、先英國は、印度のマンガン、タンクステン、加奈陀の銅、亞鉛、ニッケル、ヨバルトを輸出禁止した。

これに倣つて佛蘭西もニューヨークのニッケルを輸出禁止した。次いで米國は我國にとつて軍事上最も重要な鐵鋼屑、及び石油の對日禁輸を實施し、またこれが實施を仄めかしてゐる。のみならず、米國は、隣國の墨西哥に干渉して、水銀及び石油の對日禁輸を斷行し自國の弊に倣はしめんとしてゐる。惟ふに、彼等がこの様に鐵物を對日壓迫の手段として取り上げたのは、結局、鐵物が、外交上の手段として最も有効である、而して鐵物が外交上の手段として最も有効であるといふことは、結局、鐵物が軍事上、國防上、經濟上最も重要な材料だからである。

凡そ、現代の戦争は總力戦、消耗戦と呼ばれてゐる。この消耗戦で、一體何が一番消費されるであらうか？ 曰く、夫れは鐵物である。普通國防資源として算へられてゐるものに三つある。動物資源、植物資源、鐵物資源である。動物資源としては、皮革、絹糸、油脂、牛馬、羊毛、魚肉、獸鳥肉の七種、植物資源としては、棉花、麻、油、護謨、木材、穀物の六種、鐵物資源としては、白金、銅、鐵、錫、鉛、亜鉛、水銀、ニッケル、マンガン、クロム、コバルト、タンタム、アルミニウム、マグネシウム、アンチモニー、モリブデン、ヴァナジウム、石炭、石油、硫黄の二十種である。即ち、鐵物資源は、動物植物資源の十三種に對し、優に二十種を占めてゐるのである。この一例によつても、鐵物が、如何に現代の消耗戦にとつて、重要であるか、解るであらう。

この重要な鐵物の中でも特に重要な鐵、石油、銅、ニッケル等を、彼等英米は今や我國より絶たんとしてゐるのである。この英米の對日禁輸―鐵物封鎖に對しては、如何なる方法を以つて對處すべきであらうか？ 途は唯だ一つ、しかも夫れ以外にはない、即ち鐵物には鐵物を以つて對抗せよといふことである。ところで、この任務を遂行すべき人は、誰れか？ 夫れは直鐵接業に従事する所謂鐵業人を指して外にない。この鐵業人によつて、その任務を、その職域に於いて、圓滿、有効且つ強力に遂行するため、實踐されてゐるのが、實に鐵業報國運動である。

三、鐵業報國運動の目標

願れば、昭和十二年七月七日、盧溝橋上二發の銃聲に、東亞の平和を破られると共に、我國は朝野を擧げて沸き立つた暴戾支那脅威、聖戰目的貫徹、東亞新秩序建設のために全國民は騒起した。戦線へ戦線へと、津々浦々から、幾萬の壯丁が送られた。多量の軍需品が、幾百萬噸の御用船で運ばれた。此等の軍需品を製造するために、幾百幾千の工場が増設された。その結果、鐵物の需要は激増して來たが、反對に人手は減つて來た。しかも、減つた人手の補充がつかなくなつた。資材も次第に缺乏して來た。併し、戦争をやるためには、飽くまでも、減つた人手と資材で増産しなければならぬ。打撃は、先づ、石炭鐵業に現はれた。次いで、其の他の鐵業も、多かれ少かれ深刻な打撃を蒙るに至つた。この窮状を視るに忍びず、遂に狼火が、九州山口の一角から擧げられた。昭和十二年十二月五日、我が福岡鐵山監督局によつて提唱された、鐵業報國運動がこれである。

鐵業報國運動は、大體四つの目標をもつてゐる。四つの目標の第一は、愛國行動である。前に述べた様に、現代の戦争は總力戦である。昔の戦争は、戦場での戦争であつたが、今は國全體が戦場なのである。國全體が戦場なればこそ、防空訓練も必要であり、また英國の首都倫敦も第一線と呼ばれるのである。従つて、戦の庭に立つても立たぬも、誰れ一人戦士でないものはない。家庭人は家庭戦士であり、産業人は産業戦士であり、鐵業人は鐵業戦士である。老若男女、貧富貴賤の如き、その別を問ふべき時代ではない。誰れしもが、大日本帝國の臣民として、聖戰に赴くべき義務があるのである。鐵業人と雖も例外を許されぬ。否、鐵業人なればこそ、他に率先して騒起しなければならぬのである。何んとなれば、鐵山は銃後の第一線だからである。鐵業なくして軍需工業はない。軍需工業なくして戦争は出來ない。この重要な鐵業を守らう。赤紙を貰つた氣分が頭張らう。この鐵業を守る者は我々以外にない。しかも、これこそ、我々に與へられた唯一

の愛國行動である。

鑛業報國運動は斯る愛國認識のもとに起され、斯る愛國的热情に鼓舞され、そして鑛業人各自が夫れ夫れ自分の職場を通じて、愛國行動の貫徹を圖ることを期してゐるのである。鑛業報國運動の第三の目標は、啓蒙行動である。事變の勃發と共に、鑛山も人手が急激に減つた。如何に係員が血眼になつて募集しても、なかなか人は集らない。未だに世間では、今日の鑛山を昔同様の鑛山と考へてゐる。鑛山には爆發がある、落盤がある、鑛山は地獄だ、針の山だ、そんな所へわざわざ行くものかと、斯うした誤つた先入主から人は集らない。併し、鑛山も變つたのである。現在の鑛山は、昔日の比ではない。大きい鑛山に至つては、まさに一大文化都市である。それに危険も技術の進歩により著しく減少して來た。この様に、一般世人は今も猶ほ誤つた先入主に支配されてゐるのであるが、それ以上に困つた問題は、直接鑛業に従事する鑛業人自身が、誤つた觀念の虜となつてゐることである。その結果、譯の解らぬ理由で、缺勤したり移動したりする者が非常に多いのである。鑛業報國運動は、斯うした一般世人並に鑛業人自身の認識不足、詰り内外の蒙を啓くことを以て、その目標の一つとしてゐるのである。

次に、鑛業報國運動は、第三の目標として増産行動を掲げてゐる。軍事上、國防上並に經濟上、如何に鑛物が重要であるかといふことについては、改めて説明を繰返へすまでもなからう。鑛業法第五條に「帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非ザレバ鑛業權者ト爲ルコトヲ得ズ」、詰り日本人以外の者は鑛業を經營してはならぬといふことになつてゐるのであるが、この一事によつても、鑛物の重要性を充分推察することが出来るであらう。この重要な鑛物が、事變勃發以來、需要の増加と英米の鑛物封鎖によつて、極度に缺乏して來た。この窮狀を打破するには、鑛物の増産に拍車をかけて、自給自足を圖ることが焦眉の急務である。鑛業報國運動は、この増産即ち生産力擴充の完遂を期してゐるのである。

最後に、鑛業報國運動は、第四の目標として再組織行動を掲げてゐる。世の中で恐るべき敵は、眼に見える敵よりも、眼に見えざる敵である。眼に見えざる敵—それは思想の敵である。一つは共產主義の敵で、一つは資本主義の敵である。この二つの敵によつて、近代の産業は、勞資の對立を來たし、その平和を攪亂されたのである。併し、鑛業は鑛業法第三條に「未ダ採掘セザル鑛物ハ國ノ所有トス」と規定してある様に、一事業主、一従業員、一従業員は、事業主や従業員はたゞ、國家から委託されて運営してゐるに過ぎないのである。従つてこの鑛業界に、勞資の對立を齎らし、その平和を攪亂することは、取りも直さず國家を裏切ることになるのである。殊に我國は皇室を中心とする一大家族である。そして鑛山はその縮圖である。家に家長あり、その下に家族がある様に、事業主は鑛山の家長であり、従業員はその家族でなければならぬ。この鑛山大家族主義—これを實現するためには從來の體制を清算して、新體制に就かなければならぬ。斯かる意味に於いて、鑛業報國運動は、再組織行動を目標とし、最近の新體制運動とも一脈の關聯を有してゐるのである。

四、鑛業 戦士 の 覺悟

今や、世界は東西兩半球を擧げて、一大混亂に陥つてゐる。我が鑛業界も亦これに劣らず、一大難關に逢着してゐる。それは資材と勞力の不足である。資材の問題は暫く措き、勞力即ち人手の問題について見るに、人手不足の原因には、凡そ二つの理由がある。

先づ、第一は内部的理由で、缺勤と移動の増加を指摘することが出来る。現に、我が福岡鑛山監督局の管内では、毎日三割前後の人々が休み、毎月一割前後の人々が移動してゐる。これを戦場に譬へるならば、一人の缺勤はそれだけ味方が減つたことになり、一人の移動はそれだけ敵方が殖えたことになる。また、鑛山は鑛業戦士の職場、即ち部署である。戦線で部署を抛棄した將兵は、即座に銃殺される。銃後戦線の部署を抛棄した者と雖も、その罪これと何等違ふところが

なからう。さうかといつて、無闇に人を殺すわけにも行くまいが、兎に角文字通り行詰つてゐるのが鑛山の現状である。そこで、政府もたまりかねて、移動制限令を實施することゝなつた。併し、鑛業戦士たるもの、法律や権力によつて、初めて移動欲動を思ひ止まる様では、恥とこそなれ名譽とはならぬ。須らく此等の力を俟たず、自ら進んで思ひ止まるのが至當であらう。それには、自覺が何よりも大切であるが、自覺に頼み難いときは、同僚並に家庭人の積極的な協力に依ちたいのである。

次に、第二は對外的理由で、募集難の加重といふことである。人手は減る一方だが、工場はドンドン殖える。そこで、わざ／＼鑛山へ行つて危険な地下労働をやるよりは、もつと樂な方へ行かうといふので、なか／＼集らない。併し、多少の危険なら人生到る處にある。銀座街頭を歩いても自動車に轢かれる世の中ではないか。假りに、鑛山に危険があると雖も、銑後の危険など高が知れてゐる。そんな危険を恐れる様では、到底銑後の戦士など稱する譯にはゆかないであらう。殊に鑛業は全産業の鍵で、謂はゞ産業中の産業である。従つて、鑛山労働は同じ一時間でも、外の労働に比し、三倍の値打ちがあるのである。こんな貴重な労働に従事することは、まさに男子の本懐であつて、仕事甲斐ありと謂ふべきであらう。由來我國民は犠牲的精神をもつて美德とする。成程、鑛山労働にも幾多の悪條件があらう。併し、現在の鑛山は國民の犠牲的精神なくしては成り立つて行かなくなつたのである。國民に一片の犠牲的精神だにあるならば、この鑛山の窮状を座視するに忍びない筈である。

斯かる意味で、鑛業戦士は勿論、一般世人特に一般家庭人の強力な援助を切望して止まないものである。目下、大政翼賛運動が問題になつてゐるが、近衛首相の説明に依ると、大政翼賛運動の本質は、「巨道實踐」で、巨道實踐の本義は、「上御二人に對し奉り、日夜、夫れ／＼の立場において奉公の誠を致す」とである。従つて、我々鑛業人は、新體制だから

といつて、何にも慌てゝ別な仕事に取り掛る必要はない。殊に我が鑛業報國運動は、或る意味に於いて、新體制運動の先驅を爲して來たのである。鑛業人の大政翼賛は、各自の職域、即ち職場以外の何處にもない。各自鑛業戦士として、與へられた職場を日夜守り通す、これが唯一最高の大政翼賛であり、上御二人に對し奉り、奉公の誠を致す所以である。而も幸にして政府に於いても、近來鑛山労働の特異性を認め、近く年金保険制、謂はゞ一種の恩給制度を布いて、工場労働者よりも遙かに有利な條件で、鑛業戦士の勞苦に酬ひんとして居る。鑛業戦士もまた、この國家の好意に對しては、充分酬ゆるところがなくてはならぬ。本當は福岡放送局より放送された草稿に多少筆を加へたものである。

(一六・一・二五)



参 考

改正清算差金決済方法

(日本石炭通達要旨)

買入價格及販賣價格ノ炭價清算と協定運賃、諸掛、諸經費
及ブール平準運賃諸經費ノ諸掛清算トフ分離シテ清算ス

一、會社(日本石炭)へ左記ニ依リ右炭ノ買入及販賣ヲ爲ス

▲ 買入及販賣ノ場所並ニ賣買値段ノ種價場所

イ、九州炭及山口炭(海岸炭鑛産出炭ヲ含マズ)

第一 炭 價 清 算

① 積出港經由賣炭 積出港貨車乗又ハ車輛乗
② 沿線賣炭 坑所積出驛貨車乗又ハ坑所積出場所車輛乗

イ、海岸炭礦產出炭
① 船積ノモノ 積出港着
② 陸送ノモノ 坑所積出驛貨車乗又ハ坑所積出場所車輛乗

イ、九州炭及山口炭(海岸炭礦產出炭ヲ含マズ)
① 積出港經由賣炭 積出港貨車乗又ハ車輛乗受入數量
② 沿線賣炭 坑所積出驛貨車乗又ハ坑所積出場所車輛積出數量

イ、海岸炭礦產出炭
① 船積ノモノ 積出港船乗送狀面數量
② 陸送ノモノ 坑所積出驛貨車乗又ハ坑所積出場所車輛積出數量

二、炭價清算ハ買入價格ト販賣價格トノ差額ニ依ル
(註) 積出港貨車乗又ハ車輛販賣價格(別表)
積出驛貨車乗又ハ積出場所車輛販賣價格(別表)
坑所積出驛貨車乗又ハ積出場所車輛買入價格ハ積出港貨車乗又ハ車輛買入價格ヨリ坑所積出港迄ノ輸送費ヲ差引キタルモノ

三、原料用炭及瓦斯發生爐用炭ニ付テハ買入價格ト第一種販賣價格トノ差額ヲ一應清算ス

前項ニ依リ清算セラレタル原料用炭及瓦斯發生爐用炭ノ中第二種又ハ第三種販賣價格ヲ適用スベキ用途ニ向ケ荷捌セラレタル數量ニ付テハ前項ニ依ル差額ト「買入價格ト第二種又ハ第三種販賣價格トノ差額」トノ差額ヲ再清算ス

(註) 荷捌數量トハ本船直渡分ニ付テハ使用場所向市場沖着送狀面數量坑所及貯炭積出分ニ付テハ使用場所向坑所積出數量又ハ庫出數量トス
四、第一種乃至第五種販賣價格ヲ適用シテ清算セラレタル石炭ノ中、準自家用炭、寄附炭、見本炭トシテ荷捌セラレタルモノニ付テハ買入價格ト第一種乃至第五種販賣價格トノ差額ト「買入價格ト準自家用炭、寄附炭、見本炭トシテノ販賣價格トノ差額(九錢)」トノ差額ヲ再清算ス
五、積出港受入實量ノ中貯炭場經由陸送賣炭ニ付テハ其ノ庫出數量ニ基キ積出港貨車乗又ハ車輛販賣價格ニ依リ清算差額ト坑所積出驛貨車乗又ハ坑所積出場所車輛販賣價格ニ依リ清算差額トノ差額ヲ再清算ス

六、運賃、諸掛及諸經費ノ清算差金ニ關シ會社ガ受取計算トナルベキ業者ニ對スル炭價清算金ニ付テハ當該炭價差金ヨリ運賃、諸掛及諸經費差金受取豫定額ヲ控除シタル額ヲ内掃スルコトヲ得

第二 運賃、諸掛及諸經費ノ清算

一、運賃、諸掛及諸經費ハ販賣荷渡數量ニ依リ清算ス
二、協定運賃諸掛

A 積出港經由賣炭
積地別、揚地別、帆汽船別、汽船大型小型別、荷渡數量ニ適當リ協定運賃諸掛單價ヲ乘ジテ當社ノ支拂フベキ積出港經由賣炭ノ運賃諸掛總額ヲ算出ス

B 沿線賣炭
イ、基準市場設定アルモノ
積出驛別、着驛別荷渡數量ニ協定貨車運賃ヲ乘ジテ當社ノ支拂フベキ貨車運賃額ヲ算出ス

ロ、基準市場外單獨坑、内地本土炭運賃諸掛算出セス
前記A、Bヲ通シ販賣經費ヲ支給スルモノニ對シ支給額別ニ當社ノ支拂フベキ販賣經費額ヲ算出ス
三、ブール運賃諸掛

A 積出港經由賣炭
帆船、汽船別、揚所別荷渡數量ニ適當リブール運賃、諸掛單價ヲ乘ジテ當社ノ受取ルベキ積出港經由賣炭ノ運賃諸掛總額ヲ算出ス

B 沿線賣炭
イ、基準市場設定アルモノ
① 基準市場内賣炭

荷渡總數量ヲ基準市場内ブール貨車運賃率ニ乘ジテ當社ノ受取ルベキ基準市場内貨車運賃額ヲ算出ス

② 基準市場外賣炭
着驛別荷渡數量ニ基準市場内ブール貨車運賃率ニ值増賃率ヲ加ヘタルモノヲ乘ジテ當社ノ受取ルベキ基準市場外賣炭ノ貨車運賃額ヲ算出ス

前記A、Bヲ通シ荷渡總數量ニブール販賣經費額ニ對シ當社ノ受取ルベキ販賣經費總額ヲ算出ス、但シ販賣建值價格ノ第二種及第三種石炭ノ價格ヲ適用スルモノヲ除ク

四、運賃諸掛諸經費ノ清算ハ協定運賃、諸掛、諸經費合計トブール運賃諸掛、諸經費合計トノ差額ニ依ル
(註) ブール運賃、諸掛、諸經費額(別表)九月末日現在ノ市場及港頭貯炭、廻送途中炭並ニ荷渡未了炭ニ付テハ炭價ノ清算ヲ爲ス

第三 九月末日現在ノ市場及港頭貯炭廻送ノ途中炭並ニ荷渡未了炭ノ處理方法
九月末日現在ノ市場及港頭貯炭、廻送途中炭並ニ荷渡未了炭ニ付テハ炭價ノ清算ヲ爲ス

イ、市場及港頭貯炭 貯炭實量
ロ、廻送途中炭及荷渡未了炭 積出實量
但シ帳簿面數量又ハ送狀面數量ニ依リコトヲ妨グズ

(有煙炭)

常磐炭販賣價格表

No. 2

等級	標準規格		販賣價格 (坑所積出驛貨車乘又ハ 坑所積出場所車輛乘)			
	灰分 (%)	發熱量 (カロリー)	塊炭	中小塊炭	粉炭	微粉炭 (含沈炭)
特 1 級	18.0	6.000	18.55	18.05	15.90	11.40
特 2 級	18.0	5.800	18.05	17.55	15.40	10.90
1 級	18.5	5.700	17.80	17.30	15.15	10.65
2 級	20.0	5.600	17.55	17.05	14.90	10.40
3 級	21.5	5.500	17.30	16.80	14.65	10.15
4 級	23.0	5.400	17.05	16.55	14.40	9.90
5 級	24.5	5.300	16.80	16.30	14.15	9.65
6 級	26.0	5.200	16.55	16.05	13.90	9.40
7 級	27.5	5.100	16.30	15.80	13.65	9.15
8 級	29.0	5.000	16.05	15.55	13.40	8.90
9 級	30.5	4.900	15.80	15.30	13.15	8.55
10 級	32.0	4.800	15.55	15.05	12.90	8.20
11 級	33.5	4.700	15.50	14.80	12.65	7.85
12 級	35.0	4.600	15.05	14.55	12.40	7.50
13 級	36.5	4.500	14.80	14.30	12.15	7.15
14 級	38.5	4.350	14.50	14.00	11.80	6.65
15 級	40.5	4.200	14.20	13.70	11.55	6.15
16 級	42.5	4.050	13.90	13.40	11.25	5.65
17 級	44.5	3.900	13.60	13.10	10.95	5.15
等外 1 級	—	3.700	13.15	12.65	10.50	4.45
等外 2 級	—	3.500	12.70	12.20	10.05	3.75
等外 3 級	—	3.300	12.25	11.75	9.60	3.05
等外 4 級	—	3.100	11.80	11.30	9.15	2.35

(有煙炭)

常磐炭宇部炭以外ノ石炭販賣價格表

No. 1

等級	標準規格		販賣價格 (九州炭、北海道炭ノ積出港貨 車乘又ハ車輛乘内地本土炭ハ 坑所積出驛貨車乘又ハ車輛乘)			
	灰分 (%)	發熱量 (カロリー)	塊炭	中小塊炭	粉炭	微粉炭 (含沈炭)
特 1 級	13.0	7.200	19.00	19.00	17.60	12.55
特 2 級	13.0	7.000	18.60	18.60	17.20	12.15
特 3 級	13.0	6.800	18.20	18.20	16.80	11.75
1 級	13.5	6.700	18.00	18.00	16.60	11.55
2 級	15.0	6.600	17.80	17.80	16.40	11.35
3 級	16.5	6.500	17.60	17.60	16.20	11.15
4 級	18.0	6.400	17.40	17.40	16.00	10.95
5 級	19.5	6.300	17.20	17.20	15.80	10.75
6 級	21.0	6.200	17.00	17.00	15.60	10.55
7 級	22.5	6.100	16.80	16.80	15.40	10.35
8 級	24.0	6.000	16.60	16.60	15.20	10.15
9 級	25.5	5.900	16.40	16.40	15.00	9.85
10 級	27.0	5.800	16.20	16.20	14.80	9.55
11 級	28.5	5.700	16.00	16.00	14.60	9.25
12 級	30.0	5.600	15.80	15.80	14.40	8.95
13 級	31.5	5.500	15.60	15.60	14.20	8.65
14 級	33.0	6.400	15.40	15.40	14.00	8.35
15 級	35.0	5.250	15.10	15.10	13.70	7.90
16 級	37.0	5.100	14.80	14.80	13.40	7.45
17 級	39.0	4.950	14.50	14.50	13.10	7.00
18 級	41.0	4.800	14.20	14.20	12.80	6.55
19 級	43.0	4.650	13.90	13.90	12.50	6.10
20 級	45.0	4.500	13.60	13.60	12.20	5.65
等外 1 級	—	4.300	13.20	13.20	11.80	5.05
等外 2 級	—	4.100	12.80	12.80	11.40	4.45
等外 3 級	—	3.900	12.40	12.40	11.00	3.85
等外 4 級	—	3.700	12.00	12.00	10.60	3.25
等外 5 級	—	3.500	11.60	11.60	10.20	2.65

(註) 内地本土炭ハ上記價格ヨリ各1圓20錢下ゲトス

日本石炭株式會社昭和十五年下期石炭販賣價格表
「附ノール、運賃、諸掛、諸經費一覽表」

(有煙炭)

原料用炭販賣價格表

No. 4

等	級	適性綜合品位	販賣價格 (積出港貨車乘又ハ車輛乘)
特	1 級	710.000	15.99
特	2 級	680.000	15.79
特	3 級	650.000	15.59
	1 級	620.000	15.19
	2 級	590.000	14.99
	3 級	560.000	14.79
	4 級	530.000	14.59
	5 級	500.000	14.29
	6 級	470.000	13.99
	7 級	440.000	13.69

(有煙炭)

宇部炭販賣價格表

No. 3

等 級	標 準 規 格		販 賣 價 格 (積出港貨車乘又ハ車輛乘)			
	灰 分 (%)	發 熱 量 (カ ロ リ ー)	塊 炭	中 小 塊	粉 炭	微 粉 炭 (含沈澱粉)
特 1 級	18.0	5.700	19.05	19.05	15.45	11.05
特 2 級	18.0	5.500	18.55	18.55	15.05	10.65
特 3 級	18.0	5.400	18.30	18.30	14.85	10.45
1 級	19.0	5.300	18.05	18.05	14.65	10.25
2 級	20.5	5.200	17.80	17.80	14.45	10.05
3 級	22.0	5.100	17.55	17.55	14.25	9.85
4 級	23.5	5.000	17.20	17.20	14.00	9.60
5 級	25.0	4.900	16.85	16.85	13.75	9.35
6 級	26.5	4.800	16.50	16.50	13.50	9.10
7 級	28.0	4.700	16.15	16.15	13.25	8.85
8 級	29.5	4.600	15.80	15.80	13.00	8.60
9 級	31.0	4.500	15.45	15.45	12.75	8.25
10 級	33.0	4.350	14.90	14.90	12.45	7.80
11 級	35.0	4.200	14.35	14.35	12.15	7.35
12 級	37.0	4.050	13.80	13.80	11.85	6.90
13 級	39.0	3.900	13.25	13.25	11.55	6.45
14 級	41.0	3.750	12.70	12.70	11.25	6.00
15 級	43.0	3.600	12.15	12.15	10.95	5.55
16 級	45.0	3.450	11.60	11.60	10.65	5.10
等外 1 級	—	3.250			10.25	4.50
等外 2 級	—	3.050			9.85	3.90

無煙炭暫定販賣價格表

等 級	標準規格	販 賣 價 格 (積出港貨車乘又ハ車輛乘)			
		發 熱 量 (カ ロ リー)	塊 炭 (中塊炭ヲ含ム)	小 塊 炭 (小々塊炭ヲ含ム)	粉 炭 (豆塊炭及微粉炭ヲ含ム)
1 級	1 號	8,200	32.75	29.40	24.35
	2 號	8,100	32.45	29.10	24.00
	3 號	8,000	32.15	28.80	23.65
2 級	1 號	7,900	31.85	28.50	23.30
	2 號	7,800	31.55	28.20	22.95
	3 號	7,700	31.25	27.90	22.60
	4 號	7,600	30.95	27.60	22.25
	5 號	7,500	30.65	27.30	21.90
3 級	1 號	7,400	30.35	26.95	21.55
	2 號	7,300	30.05	26.60	21.20
	3 號	7,200	29.75	26.25	20.85
	4 號	7,100	29.45	25.90	20.50
	5 號	7,000	29.15	25.55	20.15
4 級	1 號	6,900	28.85	24.95	19.80
	2 號	6,800	27.55	24.35	19.45
	3 號	6,700	26.75	23.75	19.10
	4 號	6,600	25.95	23.15	18.75
5 級	1 號	6,500	25.15	22.55	18.50
	2 號	6,400	24.35	21.95	18.25
	3 號	6,300	23.55	21.35	18.00
6 級	1 號	6,200	23.15	21.00	17.75
	2 號	6,100	22.75	20.65	17.50
	3 號	6,000	22.35	20.30	17.25
	4 號	5,900	21.95	19.95	17.00
	5 號	5,800	21.55	19.60	16.75
7 級	1 號	5,700	21.20	19.25	16.45
	2 號	5,600	20.85	18.90	16.15
	3 號	5,500	20.50	18.55	15.85
	4 號	5,400	20.15	18.20	15.55
	5 號	5,300	19.80	17.85	15.25
8 級	1 號	5,200	19.45	17.55	14.95
	2 號	5,100	19.10	17.25	14.65
	3 號	5,000	18.75	16.95	14.35
	4 號	4,900	18.40	16.65	14.05
	5 號	4,800	18.05	16.35	13.75
9 級	1 號	4,700	17.70	16.05	13.45
	2 號	4,600	17.35	15.75	13.15
	3 號	4,500	17.00	15.45	12.85
	4 號	4,400	16.65	15.15	12.55
	5 號	4,300	16.30	14.85	12.25
10 級	1 號	4,200	15.95	14.55	11.95
	2 號	4,100	15.60	14.25	11.65
	3 號	4,000	15.25	13.95	11.35

(註) 別=販賣價格ノ設定セラレタルモノハ本表ニヨラザルモノトス

(有煙炭) 瓦斯發生爐用甲號炭販賣價格表

No. 5

等 級	標 準 規 格		販 賣 價 格 (積出港貨車乘) 又ハ車輛乘	備 考
	灰 分 (%)	發 熱 量 (カ ロ リー)		
特 1 級	以下 11.0	以上 6,800	17.19	本販賣價格適用炭ハ灰ノ耐火度 一、三五〇度以上ノモノトス
特 2 級	12.0	6,800	16.39	
1 級	13.5	6,500	16.29	
2 級	15.0	6,500	15.99	
3 級	16.5	6,500	15.69	
4 級	18.0	6,200	15.39	
5 級	19.5	6,200	15.09	
6 級	21.0	6,200	14.79	
7 級	22.5	5,900	14.49	

(有煙炭) 瓦斯發生爐用乙號炭販賣價格表

No. 6

等 級	標 準 規 格		販 賣 價 格 (積出港貨車乘) 又ハ車輛乘	備 考
	灰 分 (%)	發 熱 量 (カ ロ リー)		
特 1 級	以下 11.0	以上 6,800	16.89	本販賣價格適用炭ハ灰ノ耐火度 以上ノモノトス 一、三五〇度未満ニ、二〇〇度
特 2 級	12.0	6,800	16.59	
1 級	13.5	6,500	15.99	
2 級	15.0	6,500	15.69	
3 級	16.5	6,500	15.39	
4 級	18.0	6,200	15.09	
5 級	19.5	6,200	14.79	
6 級	21.0	6,200	14.49	
7 級	22.5	5,900	14.19	

濟方法(日本石炭通運要旨)ノ計算法一覽表

互助會石炭株式會社業務部精算課

- 坑所積出場所全積出驛

積出港ブル輸送費

筑	豊	精	屋	佐	賀	石	狩	留	前	釧	路	宗	谷	宇	部	常	磐
.95		.75		.65		1.90		1.55		1.10		1.10		.75			

(註) 石炭販賣價格ヨリブル輸送費ヲ差引タルモノヲ坑所積出驛貨車乗坑所積出場所車輛乘販賣價格トス
- 標準市場内ブル貨車賃

筑	豊	精	屋	佐	賀	石	狩	留	前	釧	路	宗	谷	宇	部	常	磐
.70		.63		.55		1.12		.81		1.37		1.08		1.44			
標準市場外 1.50																	
- ブル船運賃(保險料ヲ含ム)

京	濱	伊	勢	灣	阪	神	中	國	四	國	山	口	北	陸	東	北
5.55		5.97			5.17		4.33				2.81		6.37		5.19	
- ブル積込諸掛

荷	炭					
	一般	小	汽	O	J	門
炭	1.04	1.62	1.47		.65	2.62
						3.62
- ブル販賣經費

.23

坑所積出場所全積出驛

積出港ブル輸送費

筑	豊	精	屋	佐	賀	石	狩	留	前	釧	路	宗	谷	宇	部	常	磐
.95		.75		.65		1.90		1.55		1.10		1.10		.75			

(註) 石炭販賣價格ヨリブル輸送費ヲ差引タルモノヲ坑所積出驛貨車乗坑所積出場所車輛乘販賣價格トス

標準市場内ブル貨車賃

筑	豊	精	屋	佐	賀	石	狩	留	前	釧	路	宗	谷	宇	部	常	磐
.70		.63		.55		1.12		.81		1.37		1.08		1.44			
標準市場外 1.50																	

ブル船運賃(保險料ヲ含ム)

京	濱	伊	勢	灣	阪	神	中	國	四	國	山	口	北	陸	東	北
5.55		5.97			5.17		4.33				2.81		6.37		5.19	

ブル積込諸掛

荷	炭					
	一般	小	汽	O	J	門
炭	1.04	1.62	1.47		.65	2.62
						3.62

ブル販賣經費

.23

(註) 販賣建値價格ノ第二種、第三種石炭ノ價格ヲ適用スルモノハブル販賣經費ヲ日炭ハ受取ラザルモノトス

炭價差金ヲ算出シ(準自家用炭原料用炭瓦斯發生炉用炭)向ニ荷割セラレタルモノニ付テハ(準自家用炭原料用炭瓦斯發生炉用炭)炭金トノ差額ヲ再精算ス

但シ 坑所ニ於ケル準自家用炭ハ最初ヨリ準自家用炭トシテ精算ス

炭セラレタルモノハ積出港貨車乗價格ニヨル炭金ト坑所貨車乗價格ニヨル炭金トノ差額ヲ再精算ス

改正精算差金決済方法(日本石炭通達要旨)ノ計算法一覽表

互助會石炭株式會社 業務部 精算課

炭價差金	沿線賣炭	坑所積出賣炭	標準市場 制定アル炭販	買入價額 = 坑所積出屯数 × (積出港着炭噸数 × 積出港着炭噸別買入價格 - 日炭承認 坑所 ~ 積出港 輸送費)	販売價額 = 全 × (全 等級別販売價格 - プール平準 - 全)
		貨車直送賣炭	標準市場 制定アル炭販	買入價額 = 全 × (全 等級別買入價格 - 日炭承認 坑所 ~ 積出港 輸送費)	販売價額 = 全 × (日本石炭發表 標準市場外積出炭 坑所 積出港 噸別買入價格 - プール販売經費 ¥23)
	積出港經由賣炭	積地市場賣炭	海岸炭販ニ 非ザルモノ	買入價額 = 積出港着炭屯数 × 積出港着炭噸別買入價格	販売價額 = 全 × 全 等級別販売價格
		揚地市場賣炭	海岸炭販	買入價額 = 積出港船來屯数 × 全 噸別買入價格	販売價額 = 全 × 全 等級別販売價格
請掛差金	沿線賣炭	坑所積出賣炭	標準市場 制定アル炭販	受取額 = 荷渡屯数 × 販売經費	支拂額 = 全 × プール販売經費 ¥23
		貨車直送賣炭	標準市場 制定アル炭販	受取額 = 荷渡屯数 × (坑所 ~ 着駅 協定貨車賃 + 販売經費)	支拂額 = 全 × (標準市場内 プール貨車賃 + プール販売經費)
	積出港經由賣炭	積地市場賣炭	内船 外船	受取額 = 荷渡屯数 × (積出港別協定貨車賃 + 販売經費)	支拂額 = 全 × (船種別別 プール 全 + プール販売經費 ¥23)
		揚地市場賣炭	移輸出炭 海送炭	受取額 = 全 × (積出港別協定貨車賃 + 販売經費)	支拂額 = 全 × (プール平準 全 + プール販売經費 ¥23)
				} 貨車賃差金ヲ生ゼズ	
				} 船運賃保險料差金ヲ生ゼズ	
				} 標準市場外積出炭 積出港 ~ 着駅 協定貨車賃 + 販売經費	
				} 標準市場内 標準市場内 プール貨車賃 + 標準市場内 標準市場 ~ 着駅 協定貨車賃 + プール販売經費 ¥23	
				} 積出港別協定貨物炭積込請掛 + 積出港 ~ 荷場港 協定船運賃保險料 + 販売經費	
				} (プール平準貨物炭積込請掛 + 販売市場地區別 プール船運賃保險料 + プール販売經費 ¥23)	

- (註) (1) $\frac{\text{坑所積出屯数}}{\text{積出港着炭噸数}}$ = ヨリ一應一般用炭メ炭價差金ヲ算出シ、 $\frac{\text{標準自家用炭}}{\text{炭料用炭}}$ 向ニ荷割セラントルモノニ付テハ、 $\frac{\text{標準自家用炭}}{\text{炭料用炭}}$ 炭金トノ差額ヲ再精算ス
 (2) 積出港着炭屯数ノ中野炭場經由陸送賣炭セラレタルモノハ積出港着炭噸別買入價格ニヨル炭金ト坑所積出炭噸別買入價格ニヨル炭金トノ差額ヲ再精算ス

筑	豊	精
	.95	

(註) 石炭販賣價
輛乘販賣價

筑	豊	精
	.70	

京	濱	伊
	5.55	

荷	物	炭
	1.04	

プール販賣經費
.23

(註) 販賣建値價格ノ
ハ受取ラザルモノ

方法(日本石炭通達要旨)ノ計算方法 實例ニ依ル説明

一 種 甲 辨 // 級 粉 炭

互助會石炭株式會社業務部精算課

例) 坑所積出取(若崎)~着取DR(大里)

精算販売價格内容

積出港貨車取賣價格	14.60	= 坑所積出取貨車取賣差金受取額	¥ 4.32
坑所~積出港フル輸送費(坑費) (-)	9.8		
坑所貨車取賣價格	13.65	= 坑所積出取~着取諸掛差金	¥ 11
標準市場内フル貨車賃(坑費) (-)	70		
フル販売経費 (+)	23	(受取額 1.56) 差引支拂額	¥ 11
標準市場販売建値價格(坑費)	14.58		
標準取(坑費)~着取(大里)値増貨車賃 (+)	74	= 炭價、諸掛差金受取額	¥ 4.21
()	15.32		
到着取後荷渡諸掛	2.00	= 差金	-
欠付 3%	52		
金利 28日	7	= 炭價諸掛差金受取額	¥ 4.21
精算販売價格	17.91		

例) 積出港(若松)~荷揚港(大原) 大型汽船

精算販売價格内容

積出港貨車取賣價格	14.60	= 積出港貨車取賣差金受取額	¥ 3.95
フル積込諸掛(荷物炭)	1.04		
フル販売経費 (+)	23	= 積出港~荷揚港諸掛差金	¥ 38
積地市場(積出港船取)販売建値價格	15.87		
フル船運賃、保険料(阪神) (+)	5.17	(受取額 6.06) 差引支拂額	¥ 38
(阪神)市場地區販売建値價格	21.04		
協定 Cif 後荷渡諸掛	3.90	= 炭價、諸掛差金受取額	¥ 3.57
欠付 3%	75		
金利 40日	15	= 差金	-
精算販売價格	25.84		

	坑所~積出取 フル輸送費	標準市場内 フル貨車賃
坑費	9.8	70
粕屋	7.5	6.3
恒賃	6.5	5.5
字括	7.5	1.44

	フル船運賃 保険料を含ム
京浜	5.55
伊勢湾	5.97
阪神	5.17
中四國	4.33
山口	2.81
北陸	6.37
東北	5.19

フル積込諸掛	
高物炭	1.04
一般	1.62
炭料	1.47
0.5	6.5
門司	2.62
函館	3.62

フル販売経費	¥ 23
恒原料用炭	1.44
瓦斯発生用炭	6.5

改正精算差金決済方法(日本石炭通達要旨)ノ計算方法 實例ニ依ル説明

例) ○○炭礦 ○○洗粉 第一種 甲種 //級粉炭

互助會石炭株式會社業務部精算課

1) 沿線売炭(基準市場制定アル炭礦ノ基準市場外売炭) 例) 坑所積出取(岩崎)~着取DR(大里)

精算買入價格內容		精算販売價格內容
積出港貨車取買入價格.....18.55		積出港貨車取販売價格.....14.60
坑所(岩崎)~積出港(若松)輸送費(-) 58		坑所~積出港フル輸送費(炭賣炭)(-) 95
(坑所貨車取買入價格.....17.97)	—	(坑所貨車取販売價格.....13.65)
坑所積出取(岩崎)~着取(大里)貨車賃.....86	—	基準市場内フル貨車賃(炭賣炭).....70
		フル販売経費.....(+).23
販売経費(指定販売者).....(+).70		基準市場販売建値價格(炭賣炭).....14.58
		基準取(折戻)~着取(大里)増増貨車賃(+).74
(.....19.53)	—	(.....15.32)
到着取後荷渡諸掛.....2.00		到着取後荷渡諸掛.....2.00
欠斤 3%.....52		欠斤 3%.....52
金利 28日.....7		金利 28日.....7
(精算買入價格.....22.12)	—	(精算販売價格.....17.91)
		== 炭價 諸掛差金受取額.....¥.4.21
		== 坑所積出取~着取諸掛差金 (受取額 1.56) 差引支拂額 ¥.11 (支拂額 1.67)
		== 炭價 諸掛差金受取額.....¥.4.21
		== 差金ナシ
		== 炭價諸掛差金受取額 ¥.4.21

	坑所~積出港 フル輸送費	基準市場内 フル貨車賃
筑豊	.95	.70
粕屋	.75	.63
伍賀	.65	.55
宇部	.75	1.44

	フル船運賃 保険料ヲ含ム
京浜	5.55
伊勢灣	5.97
阪神	5.17
中四國	4.33
山口	2.81
北陸	6.37
東北	5.19

2) 積出港經由売炭(揚地市場阪神地區売炭) 例) 積出港(若松)~荷揚港(大阪)大型汽船

精算買入價格內容		精算販売價格內容
積出港貨車取買入價格.....18.55		積出港貨車取販売價格.....14.60
協定積出港(若松)汽船積込諸掛.....1.53		フル積込諸掛(荷物炭).....1.04
協定(若松)~(大阪)大型汽船運賃.....3.70		フル販売経費.....(+).23
協定保険料及附帯條項割増額.....13		積地市場(積出港積込)販売建値價格.....15.87
販売経費(指定販売者).....(+).70		フル船運賃、保険料(阪神).....(+).5.17
(.....24.61)	—	(阪神市場地區販売建値價格.....21.04)
協定 CIF 後荷渡諸掛.....3.90		協定 CIF 後荷渡諸掛.....3.90
欠斤 3%.....75		欠斤 3%.....75
金利 40日.....15		金利 40日.....15
(精算買入價格.....29.41)	—	(精算販売價格.....25.84)
		== 炭價 諸掛差金受取額.....¥.3.57
		== 積出港~荷揚港諸掛差金 (受取額 6.06) 差引支拂額 ¥.38 (支拂額 6.44)
		== 炭價 諸掛差金受取額.....¥.3.57
		== 差金ナシ
		== 炭價諸掛差金受取額 ¥.3.57

フル積込諸掛	
荷物炭	1.04
一般	1.62
変小炭	1.47
料 0.1	.65
炭 門司	2.62
函館	3.62

フル販売経費 ¥.23
旧炭料用炭ノ加算
瓦斯發生用炭ノ加算



法令

○商工省告示第四百十號

昭和十五年十一月商工省告示第七百八號中左ノ通改正ス
昭和十六年二月二十日

商工大臣 小林 一三

- 一ノ(一)ノ(ロ)中「大口販賣價格(東京市各驛著貨車乗改斤渡)(單位一廳)」ヲ「大口販賣價格(東京市省線各驛著貨車乗改斤渡)(單位一廳)」ニ改ム
- 一ノ(五)、(七)及(八)ノ(イ)中「無煙炭」ノ下ニ「又ハ燭石」ヲ加フ
- 一ノ(六)並ニ(十)ノ一及二ノ項中「東京市各驛著貨車」ヲ「東京市省線各驛著貨車」ニ、「東京市外驛著貨車」ヲ「東京市外省線又ハ東京市内私線各驛著貨車」ニ改ム
- 一ノ(八)ノ(ロ)中「東京市各驛著貨車」ヲ「東京市省線各驛著貨車」ニ改ム
- 一ノ(九)ノ項中「更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ」ノ下ニ「大口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ

加フ

一ノ(三)ヲ(四)トシテ以下順次繰下ガ(一)ノ次ニ左ノ如ク

- 口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ
- 一ノ(十)ノ(丙)中「自動車等ヨリ持込ノ場合〇・三五」ノ下ニ「(持込地著自動車等ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超ユル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎ニ一五錢ヲ加算スルコトヲ得)」ヲ加フ
- 一ノ(十一)ノ項ヲ左ノ如ク改ム

(十二)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ一廳ニ付有煙炭ニ在リテハ二圓五〇錢、無煙炭又ハ燭石ニ在リテハ五圓六〇錢ヲ加算スルコトヲ得 但シ持込ノ際篩目四分以上ノモノトシ粉(篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容ス

(三) 第五種炭(煽石)

Table listing various types of charcoal (e.g., 日吉八尺無煙塊, 島廻無煙塊) with columns for grade (等級), price (大取賣, 小取賣), and other details.

Table listing various types of charcoal (e.g., 田川無煙洗中塊, 日吉硬質無煙粉) with columns for grade (等級), price, and other details.

同	吉隈燧石切込	三、三
同	芳雄(土三緒)切込	三、三
同	島廻無煙並切込	三、三
四級	共同燧石	三、三
同	筑鐵岩鼻燧石	三、三
同	木城燧石	三、三
同	峰地一號燧石	三、三
同	大峰一號燧石	三、三
同	猪ノ鼻燧石切込	三、三
五級	上山チカラ炭	三、三
同	大昇燧石	三、三
同	杏拔燧石	三、三
同	平山燧石	三、三
同	桂川無煙切込	三、三
同	三上燧石	三、三
同	新田川無切	三、三
同	上添田燧石	三、三
同	土添田燧石	三、三
同	大成白煙切	三、三
同	三矢無煙切込	三、三
同	三矢燧石	三、三
同	三矢白煙切込	三、三
同	東川崎燧石切込	三、三

東松島無煙切込 三、三
 峰地白煙並切込 三、三
 東川崎無煙切込 三、三
 東川崎白煙切 三、三
 新田川燧石 三、三

二ノ(五)、(七)及(八)中「無煙炭」下ニ「又ハ燧石」ヲ加フ
 二ノ(九)ノ項中「更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ」ノ下ニ「大口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ
 二ノ(十)ノ(丙)中「解ヨリ持込ノ場合一・一五(岸著解ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超スル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎三二〇錢ヲ加算スルコトヲ得)」ヲ「解ヨリ持込ノ場合一・一五(岸著解ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超スル場合ハ一〇米迄ヲ増ス毎三二〇錢ヲ加算スルコトヲ得)」ニ、「自動車ヨリ持込ノ場合〇・四五」ヲ「自動車等ヨリ持込ノ場合〇・四五(持込地著自動車等ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超スル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎三二〇錢ヲ加算スルコトヲ得)」ニ改ム
 二ノ(十二)ノ項ヲ左ノ如ク改ム
 (十一)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ二種ニ付有煙炭ニ在リテハ一圓六〇錢、無煙炭又ハ燧石ニ在リテハ五圓六〇錢ヲ加算スルコトヲ得 但シ持込ノ際簡目四分以上ノモノトシ粉(簡目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許

同	日吉八尺無煙塊	四、三
同	日吉チカラ塊	三、三
二級	島廻無煙塊	三、三
同	日吉並無煙塊	三、三
同	吉隈無煙塊	三、三
同	東松島無煙塊	三、三
同	峰地白煙特塊	三、三
同	田川無煙塊	三、三
三級	田川燧石塊	三、三
同	東松島無煙二號塊	三、三
同	峰地無煙特塊	三、三
同	大峰無煙特塊	三、三
同	三矢白煙塊	三、三

四級	三矢白煙並塊	三、三
同	木城無煙塊	三、三
同	漆生無煙塊	三、三
同	猪鼻無煙塊	三、三
同	雀尾燧石塊	三、三
同	上豊州無煙塊	三、三
同	三矢無煙塊	三、三
同	三上無煙チカラ塊	三、三
同	新田川白塊	三、三
同	新田川無塊	三、三
同	三矢無煙並塊	三、三
五級	大峰無煙拾塊	三、三
同	桂川無煙塊	三、三
同	上豊州燧石塊	三、三
同	島廻無煙並塊	三、三
同	島廻無煙二號塊	三、三
同	東川崎無煙塊	三、三
同	東川崎燧石塊	三、三
同	田川無煙並塊	三、三
同	高島無煙小塊	三、三
同	日吉チカラ中塊	三、三
二級	東松島無煙洗中塊	三、三

同	田川燐石上切込	六、三
同	田川燐石並切込	五、三
同	吉隈燐石切込	五、三
同	芳雄(上三緒)切込	五、三
四級	島廻無煙並切込	五、三
同	共同燐石	五、三
同	筑鐵岩鼻燐石	五、三
同	木城燐石	五、三
同	峰地一號燐石	五、三
同	大峰一號燐石	五、三
五級	猪ノ鼻燐石切込	六、九
同	上山チカラ炭	七、七
同	大鼻燐石	六、四
同	沓拔燐石	五、三
同	平山燐石	五、三
同	桂川無煙切込	三、七
同	三上燐石	三、七
同	新田川無切	元、六
同	上添田燐石	四、七
同	上添田白燐	四、七
同	大成白燐切	三、三
一等外	三矢無煙切込	七、七

同	三矢燐石	五、三
同	三矢白燐切込	六、七
同	東川崎燐石切込	三、三
同	東松島無煙切込	三、三
同	峰地白燐並切込	二、九
同	東川崎無煙切込	三、三
同	東川崎白燐切	三、三
同	新田川燐	五、六
同	三ノ(六)燐(八)ノ(イ)、(ロ)及(ハ)中「無煙炭」ノ下ニ「又ハ燐石」ヲ加フ	
同	三ノ(七)ノ項中「更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ」ノ下ニ「大口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ	
同	三ノ(八)ノ(イ)ノ第四區中「山崎橋下」ヲ「山崎川裕竹橋迄」ニ、同第六區中「山崎川上」ヲ「山崎橋下裕竹橋上」ニ改ム	
同	三ノ(九)ノ(丙)中「中野ヨリ陸揚ノ場合」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ	
同	解ヨリ持込ノ場合〇・七五(岸著解ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超ユル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎ニ一五錢ヲ加算スルコトヲ得)	
同	三ノ(十)ノ項ヲ左ノ如ク改ム	
同	(十)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ一施ニ付有煙炭ニ在リテハ一圓三〇錢、無煙炭又ハ燐石ニ在リテハ五圓四〇錢ヲ	

同	島廻無煙水洗小豆	六、三
同	島廻無煙水洗中塊	三、三
同	島廻無煙水洗小塊	三、三
三級	田川無煙洗中塊	元、二
粉炭	日吉硬質無煙粉	三、八
一級	高島無煙粉	六、七
二級	吉隈無煙粉	六、〇
同	田川無煙洗粉	六、〇
同	東松島無煙洗粉	五、七
同	日吉八尺無煙粉	三、八
同	日吉チカラ粉	三、二
三級	田川燐石粉	三、七
四級	峰地白燐粉	三、五
同	新城並洗粉	三、七
同	大峰無煙並洗粉	三、七
同	芳雄(上三緒)燐石粉	五、七
同	吉隈燐石粉	五、七
同	田川無煙粉	三、七
同	木城無煙粉	元、三
同	日吉並無煙粉	三、三
同	三上無煙チカラ粉	三、二
同	島廻無煙水洗粉	三、〇

同	笹尾燐石粉	六、六
同	添田無煙粉	三、〇
五級	漆生無煙粉	三、〇
同	猪ノ鼻無煙粉	元、六
同	桂川無煙粉	六、七
同	新田川白粉	元、六
同	峰地無煙並洗粉	三、三
同	東松島無煙並洗粉	三、三
同	東川崎白燐粉	三、三
同	東川崎特粉	三、三
同	上豊州燐石粉	三、三
同	三矢白燐粉	六、八
微粉炭	田川燐石細粉	三、九
三級	田川無煙微粉	三、三
同	新城微粉	三、九
同	大峰無煙一號沈澱粉	四、六
一等外	吉隈無煙切込	七、五
二級	日吉硬質無煙切	三、三
三級	筑鐵岩鼻二坑燐石	六、九
同	奥谷燐石	三、三
同	大隈燐石	三、三

加算スルコトヲ得 但シ持込ノ際節目四分以上ノモノ
トシ粉 節目四分未満ノモノ 混入重量率三%迄許容ス
三ノ(三)ヲ(四)トシ以下順次繰下ゲ(二)ノ次ニ左ノ如ク加
フ

(三)第五種炭(煽石)

種類	等級	銘柄	大口販賣價格		小口販賣價格				
			大口販賣價格 (名古屋港)	小口販賣價格 (消費者持込渡)					
塊炭	一級	日吉八尺無煙塊	四〇〇	三六〇	同	三矢白煙塊	元、七	四、六	二、三
	同	日吉チカラ塊	三〇〇	二七〇	同	三矢白煙並塊	元、六	四、五	二、二
	二級	島廻無煙塊	二五〇	二二〇	同	木城無煙塊	元、五	四、四	二、一
	同	日吉並無煙塊	二〇〇	一七〇	同	漆生無煙塊	元、四	四、三	二、〇
	同	吉隈無煙塊	一五〇	一二〇	同	猪ノ鼻無煙塊	元、三	四、二	一、九
	同	東松島無煙塊	一〇〇	七〇	同	猪ノ鼻無煙塊	元、二	四、一	一、八
	同	峰地白煙特塊	五〇	三〇	同	上豊州無煙塊	元、一	四、〇	一、七
	同	田川無煙塊	三〇	一五	同	三矢無煙塊	元、〇	三、九	一、六
	三級	田川煽石塊	二〇	一〇	同	三矢無煙チカラ塊	元、〇	三、八	一、五
	同	東松島無煙二號塊	一〇	五	同	新田川白塊	元、〇	三、七	一、四
	同	峰地無煙特塊	五	二	同	新田川無煙塊	元、〇	三、六	一、三
	同	大峰無煙特塊	二	一	同	三矢無煙並塊	元、〇	三、五	一、二

同	同	日吉チカラ中塊	三〇〇	二七〇	同	三上無煙チカラ粉	元、七	四、六	二、三
二級	同	東松島無煙洗中塊	二七〇	二四〇	同	島廻無煙水洗粉	元、六	四、五	二、二
同	同	島廻無煙水洗小豆	二五〇	二二〇	同	佐尾煽石粉	元、五	四、四	二、一
同	同	島廻無煙水洗中塊	二〇〇	一七〇	同	添田無煙粉	元、四	四、三	二、〇
同	同	島廻無煙水洗小塊	一五〇	一二〇	五級	漆生無煙粉	元、三	四、二	一、九
三級	同	田川無煙洗中塊	一〇〇	七〇	同	猪ノ鼻無煙粉	元、二	四、一	一、八
粉炭	同	日吉硬質無煙粉	五〇	三〇	同	桂川無煙粉	元、一	四、〇	一、七
一級	同	高島無煙粉	三〇	一五	同	新田川白粉	元、〇	三、九	一、六
二級	同	吉隈無煙粉	二〇	一〇	同	峰地無煙並洗粉	元、〇	三、八	一、五
同	同	田川無煙洗粉	一〇	五	同	東松島無煙並洗粉	元、〇	三、七	一、四
同	同	東松島無煙洗粉	五	二	同	東川崎白煙粉	元、〇	三、六	一、三
同	同	日吉八尺無煙粉	二	一	同	東川崎特粉	元、〇	三、五	一、二
同	同	日吉チカラ粉	一	〇	同	上豊州煽石粉	元、〇	三、四	一、一
三級	同	田川煽石粉	〇	〇	同	三矢白煙粉	元、〇	三、三	一、〇
四級	同	峰地白煙粉	〇	〇	同	田川煽石細粉	元、〇	三、二	〇、九
同	同	新成並洗粉	〇	〇	同	田川無煙微粉	元、〇	三、一	〇、八
同	同	大峰無煙並洗粉	〇	〇	同	新成微粉	元、〇	三、〇	〇、七
同	同	芳雄(十三緒)煽石粉	〇	〇	同	大峰無煙一號沈澱粉	元、〇	二、九	〇、六
同	同	吉隈煽石粉	〇	〇	同	切込炭	元、〇	二、八	〇、五
同	同	田川無煙粉	〇	〇	二級	吉隈無煙切込	元、〇	二、七	〇、四
同	同	木城無煙粉	〇	〇	同	日吉硬質無煙切	元、〇	二、六	〇、三
同	同	日吉並無煙粉	〇	〇	三級	筑鐵岩鼻二坑煽石	元、〇	二、五	〇、二

同	奥谷燧石	三、四
同	大隈燧石	三、〇一
同	田川燧石上切込	三、七
同	田川燧石並切込	三、五
同	吉隈燧石切込	三、五
同	芳雄(上三橋)ノ切込	三、五
同	島廻無煙並切込	三、六
四級	共同燧石	三、〇七
同	筑鐵岩鼻燧石	三、〇三
同	木城燧石	三、七
同	峰地一號燧石	三、〇九
同	大峰一號燧石	三、〇七
同	猪鼻燧石切込	三、七
五級	上山チカラ炭	三、七
同	大昇燧石	三、七
同	杏拔燧石	三、七
同	平山燧石	三、七
同	桂川無煙切込	三、〇七
同	三上燧石	三、〇
同	新田川無切	三、五
同	上添田燧石	三、五
同	上添田白燧	三、〇三
同	大成白燧切	三、五

等外	三矢無煙切込	三、七
同	三矢燧石	三、五
同	三矢白燧切込	三、七
同	東川崎燧石切込	三、八
同	東松島無煙切込	三、〇二
同	峰地白燧並切込	三、六
同	東川崎無煙切込	三、四
同	東川崎白燧切	三、九
同	新田川燧石	三、二
同	四ノ(五)及(六)ノ項中「無煙炭」ノ下ニ「又ハ燧石」ヲ加フ	
同	四ノ(七)中「左記各驛ニ於ケル貨車乗」ノ下ニ「又ハ伏見河	
同	岸著解乗」ヲ加ヘ、大河原驛ノ項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ	
同	伏見河岸、一〇・六七	
同	四ノ(八)ノ項中「當該驛著貨車乗改斤渡價格」ノ下ニ「伏見	
同	河岸貯炭場改斤積込渡價格」ヲ加ヘ、伏見河岸著解乗改斤渡價格」	
同	ヲ加フ	
同	四ノ(九)ノ項中「更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ」ノ下ニ「大	
同	口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ	
同	四ノ(十)ノ項中「當該驛」ノ下ニ「又ハ伏見河岸」ヲ加フ	
同	四ノ(十二)ノ項ヲ左ノ如ク改ム	
同	(十一)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲	
同	シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ、一應ニ付有燧炭ニ在リテ	

ハ一圓二〇錢、無煙炭又ハ燧石ニ在リテハ五圓四〇錢
ヲ加算スルコトヲ得、但シ持込ノ際飾目四分以上ノモ
ノトシ粉(飾目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容
ス

四ノ(三)ヲ(四)トシ以下順次繰下ゲ(二)ノ次ニ左ノ如ク加
フ

(二)第五種炭(燧石)

種類	等級	銘柄	柄	大口販賣價格(二) 係驛著貨車乗改斤渡一噸單位	小口販賣價格(消費持込渡) 一回ノ荷數量一噸未渡以上ノ場單位(正味五十斤)
塊炭	一級	日吉八尺無煙塊		四、五	六、〇
	同	日吉チカラ塊		三、五	五、四
	二級	島廻無煙塊		三、五	五、四
	同	日吉並無煙塊		三、五	五、四
	同	吉隈無煙塊		三、五	五、四
	同	東松島無煙塊		三、五	五、四
	同	峰地白燧特塊		三、〇一	四、三
	同	田川無煙塊		三、八	五、八
	同	田川燧石塊		三、五	四、三
	同	東松島無煙二號塊		三、五	四、三

同	峰地無煙特塊	三、七	五、三
同	大峰無煙特塊	三、〇	四、二
同	三矢白燧塊	三、五	四、三
同	三矢白燧並塊	三、三	四、一
同	木城無煙塊	三、六	五、一
同	漆生無煙塊	三、六	五、一
同	猪ノ鼻無煙塊	三、六	五、一
同	笠尾燧石塊	三、〇	四、〇
同	上豊州無煙塊	三、六	五、一
同	三矢無煙塊	三、五	四、三
同	三上無煙チカラ塊	三、〇	四、〇
同	新田川白特塊	三、〇	四、〇
同	新田川白塊	三、〇	四、〇
同	新田川無煙塊	三、〇	四、〇
同	三矢無煙並塊	三、五	四、三
五級	大峰無煙拾塊	三、五	四、三
同	桂川無煙塊	三、五	四、三
同	上豊州燧石塊	三、七	五、一
同	島廻無煙並塊	三、〇	四、〇
同	島廻無煙二號塊	三、五	四、三
同	東川崎無煙塊	三、八	五、一
同	東川崎燧石塊	三、五	四、三
等外	東川崎燧石塊	三、九	五、二

同	田川無煙並塊	三、九	四、九	二、五	同	田川無煙粉	三、九	四、七	二、五
中小塊					同	木城無煙粉	三、九	四、三	二、五
一級	高島無煙小塊	三、五	四、四	二、四	同	日吉並無煙粉	三、〇	四、三	二、五
同	日吉チクラ中塊	三、五	四、三	二、三	同	三上無煙チクラ粉	三、〇	四、二	二、五
同	東松島無煙洗中塊	三、三	四、三	二、三	同	島廻無煙水洗粉	三、七	四、二	二、五
同	島廻無煙水洗小豆	三、三	四、三	二、三	同	笹尾燭石粉	三、七	四、二	二、五
同	島廻無煙水洗中塊	三、五	四、四	二、三	同	添田無煙粉	三、七	四、二	二、五
同	島廻無煙水洗小塊	三、五	四、四	二、三	同	漆生無煙粉	三、〇	四、二	二、五
三級	田川無煙洗中塊	三、〇	四、七	二、四	同	猪ノ鼻無煙粉	三、〇	四、二	二、五
粉炭					同	桂川無煙粉	三、〇	四、二	二、五
一級	日吉便質無煙粉	三、五	四、三	二、四	同	新田川白粉	三、〇	四、二	二、五
同	高島無煙粉	三、〇	四、三	二、四	同	峰地無煙並洗粉	三、〇	四、二	二、五
二級	吉隈無煙粉	三、七	四、九	二、六	同	東松島無煙並洗粉	三、〇	四、二	二、五
同	田川無煙洗粉	三、七	四、九	二、六	同	東川崎白煙粉	三、〇	四、二	二、五
同	東松島無煙洗粉	三、七	四、九	二、六	同	東川崎特粉	三、七	四、五	二、七
同	日吉八尺無煙粉	三、五	四、七	二、五	同	上豐州燭石粉	三、三	四、三	二、五
同	日吉チクラ粉	三、六	四、二	二、四	同	三矢白煙粉	三、五	四、三	二、五
三級	田川燭石粉	三、五	四、二	二、四	微粉				
四級	峰地白煙粉	三、六	四、四	二、四	三級	田川燭石細粉	三、五	四、一	二、四
同	新城並洗粉	三、六	四、三	二、四	四級	田川無煙微粉	三、九	四、三	二、五
同	大峰無煙並洗粉	三、六	四、三	二、四	同	新城微粉	三、七	四、三	二、五
同	芳雄(上三緒)燭石粉	三、七	四、三	二、四	同	大峰無煙一號沈澱粉	三、八	四、四	二、五
同	吉隈燭石粉	三、七	四、三	二、四	一等外				

切込炭				
二級	吉隈無煙切込	三、九	四、九	二、五
同	日吉便質無煙切	三、三	四、三	二、五
三級	筑鐵岩鼻三坑燭石	三、〇	四、五	二、四
同	奥谷燭石	三、三	四、三	二、四
同	大隈燭石	三、三	四、三	二、四
同	田川燭石上切込	三、六	四、九	二、五
同	田川燭石並切込	三、六	四、九	二、五
同	吉隈燭石切込	三、六	四、九	二、五
同	芳雄(上三緒)切込	三、八	四、九	二、五
四級	島廻無煙並切込	三、三	四、三	二、四
同	共同燭石	三、三	四、三	二、四
同	筑鐵岩鼻燭石	三、三	四、三	二、四
同	木城燭石	三、五	四、五	二、四
同	峰地一號燭石	三、四	四、四	二、四
同	大峰一號燭石	三、五	四、五	二、四
同	猪ノ鼻燭石切込	三、〇	四、五	二、四
同	上山チクラ炭	三、〇	四、五	二、四
同	大昇燭石	三、〇	四、五	二、四
同	杏拔燭石	三、六	四、六	二、四
同	平山燭石	三、六	四、六	二、四
同	桂川無煙切込	三、三	四、三	二、四
五級	三上燭石	三、三	四、三	二、四

同	新田川無切	三、六	四、六	二、五
同	上添田燭石	三、五	四、五	二、四
同	上添田白煙	三、五	四、五	二、四
同	大成白煙切	三、九	四、九	二、五
同	三矢無煙切込	三、九	四、九	二、五
同	三矢燭石	三、九	四、九	二、五
同	三矢白煙切込	三、九	四、九	二、五
同	東川崎燭石切込	三、三	四、三	二、四
同	東松島無煙切込	三、三	四、三	二、四
同	峰地白煙並切込	三、六	四、六	二、四
同	東川崎無煙切込	三、六	四、六	二、四
同	東川崎白煙切	三、六	四、六	二、四
同	新田川燭石	三、七	四、七	二、五

五ノ(五)ノ項中「大阪港沖著汽船側解(胴船ヲ含ム)ヲ(大阪港沖著汽船側解)」、「堺、岸和田、佐野、吉見、樽井、尾崎、大津、春木、澤又ハ貝塚」ヲ「堺、岸和田又ハ大津」ニ改ム

五ノ(六)及(七)中「無煙炭」ノ下ニ「又ハ燭石」ヲ加フ五ノ(八)ノ項中「更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ」ノ下ニ「大口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ

五ノ(九)ノ一及二ノ項中「安治川解、其ノ他ノ岸著解、其ノ他ノ岸著機帆船、其ノ他ノ岸著機帆船」ニ改ム

五ノ(九)ノ(丙)中貯ヨリ陸揚ノ場合ノ項ノ次ニ左ノ如ク加
フ

貯ヨリ持込ノ場合〇・六八(岸著貯ヨリ持込場所迄ノ距離
四〇米ヲ超ユル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎ニ一五錢ヲ加
算スルコトヲ得)

機帆船ヨリ陸揚ノ場合 〇・九八
機帆船ヨリ持込ノ場合 〇・九八 (岸著機帆船ヨリ持込
場所迄ノ距離四〇米ヲ超ユル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎
ニ一五錢ヲ加算スルコトヲ得)

五ノ(九)ノ(丙)中「自動車等ヨリ持込ノ場合〇・三五」ノ下
ニ「持込地著自動車等ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超ユ
ル場合ハ二〇米迄ヲ増ス毎ニ一五錢ヲ加算スルコトヲ得」
ヲ加ヘ、「貯ヨリ貨車積込ノ場合〇・八〇」ヲ「貨車積込ノ場
合〇・八〇」ニ改ム

五ノ(十)ノ項ヲ左ノ如ク改ム
(十)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シ
タル地炭ヲ販賣スル場合ハ一噸ニ付有煙炭ニ在リテハ
一圓二〇錢、無煙炭又ハ燻石ニ在リテハ五圓四〇錢ヲ
加算スルコトヲ得但シ持込ノ際篩目四分以上ノモノト
シ粉(篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容ス
五ノ(十四)ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
(十五)本價格中貯トアルハ胴船ヲ含ムモノトス
五ノ(三)ヲ(四)トシ以下順次繰下ゲ(二)ノ次ニ左ノ如ク。

(三)第五種炭(燻石)

種類	等級	銘柄	大口販賣 價格(安) 改川野乘 治川野乘 單位一噸	小口販賣價格 (消費者持込渡) 一回ノ荷 數量一噸未 滿ノ場合單 位一俵(正 味五十斤)
地炭	一級	日吉八尺無煙塊	四、八〇	五、八〇
	二級	日吉チカラ塊	三、八〇	四、八〇
	二級	島廻無煙塊	三、八〇	四、八〇
	同	日吉並無煙塊	三、八〇	四、八〇
	同	吉隈無煙塊	三、八〇	四、八〇
	同	東松島無煙塊	三、八〇	四、八〇
	同	峰地白煙特塊	三、八〇	四、八〇
	三級	田川無煙塊	三、八〇	四、八〇
	同	田川燻石塊	三、八〇	四、八〇
	同	東松島無煙二號塊	三、八〇	四、八〇
	同	峰地無煙特塊	三、八〇	四、八〇
	同	大峰無煙特塊	三、八〇	四、八〇
	同	三矢白煙塊	三、八〇	四、八〇
	同	三矢白煙並塊	三、八〇	四、八〇
	同	木城無煙塊	三、八〇	四、八〇

同	漆生無煙塊	三、〇〇	四、四〇	二、四〇
同	猪ノ鼻無煙塊	三、〇〇	四、四〇	二、四〇
同	笹尾燻石塊	六、四〇	—	—
同	上豊州無煙塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	三矢無煙塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	三上無煙チカラ塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	新田川白特塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	新田川白塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	新田川無煙塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	三矢無煙並塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	大峰無煙拾塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	桂川無煙塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	上豊州燻石塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	島廻無煙並塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	島廻無煙二號塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	東川崎無煙塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	東川崎燻石塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	田川無煙並塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	高川無煙小塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
同	日吉チカラ中塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
中小塊	東松島無煙洗中塊	三、五〇	四、五〇	二、五〇
二級	島廻無煙水洗小豆	三、五〇	四、五〇	二、五〇

種類	等級	銘柄	大口販賣 價格(安) 改川野乘 治川野乘 單位一噸	小口販賣價格 (消費者持込渡) 一回ノ荷 數量一噸未 滿ノ場合單 位一俵(正 味五十斤)
同	同	島廻無煙水洗中塊	三、五〇	四、五〇
同	同	島廻無煙水洗小塊	三、五〇	四、五〇
同	同	田川無煙洗中塊	三、五〇	四、五〇
同	同	日吉硬質無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	高島無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	吉隈無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	田川無煙洗粉	三、五〇	四、五〇
同	同	東松島無煙洗粉	三、五〇	四、五〇
同	同	日吉八尺無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	日吉チカラ粉	三、五〇	四、五〇
同	同	田川燻石粉	三、五〇	四、五〇
同	同	峰地白煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	新地並洗粉	三、五〇	四、五〇
同	同	大峰無煙並洗粉	三、五〇	四、五〇
同	同	芳雄(上三緒)燻石粉	三、五〇	四、五〇
同	同	吉隈燻石粉	三、五〇	四、五〇
同	同	田川無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	木城無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	日吉並無煙粉	三、五〇	四、五〇
同	同	三上無煙チカラ粉	三、五〇	四、五〇
同	同	島廻無煙水洗粉	三、五〇	四、五〇
同	同	笹尾燻石粉	三、五〇	四、五〇

五級	添田無煙粉	二〇、三三	元、四二
同	漆生無煙粉	二七、八三	三、〇三
同	猪ノ鼻無煙粉	二七、八三	三、〇三
同	桂川無煙粉	二七、八三	三、〇三
同	新田川白粉	二六、〇〇	二、一〇
同	峰地無煙並洗粉	三三、三三	三、六五
同	東松島無煙並洗粉	三〇、〇〇	二、六六
同	東川崎白煙粉	三二、〇〇	三、〇五
同	東川崎特粉	三二、〇〇	三、〇五
同	上豊州燐石粉	三三、三三	三、一五
同	三矢白煙粉	二七、五五	二、二五
微粉炭			
三級	田川燐石細粉	三三、〇〇	一
四級	田川無煙微粉	三三、〇〇	三、三三
同	新城微粉	一九、三三	六、五五
同	大峰無煙一號沈澱粉	三三、六六	三、〇六
一級			
二級	吉隈無煙切込	三六、三三	
同	日吉硬質無煙切	三九、六六	
三級	筑鐵岩鼻二坑燐石	二六、〇〇	
同	奥谷燐石	三〇、七〇	
同	大隈燐石	三〇、七〇	
同	田川燐石上切込	二七、三三	

同	田川燐石並切込	二六、三三
同	吉隈燐石切込	二六、三三
同	芳雄(上三緒)切込	二六、三三
同	島廻無煙並切込	二六、三三
同	共同燐石	二六、三三
同	筑鐵岩鼻燐石	二六、三三
同	木城燐石	二六、三三
同	峰地一號燐石	二六、三三
同	大峰一號燐石	二六、三三
同	猪ノ鼻燐石切込	二六、三三
同	上山チクラ炭	二六、三三
同	大鼻燐石	二六、三三
同	杏拔燐石	二六、三三
同	平山燐石	二六、三三
同	桂川無煙切込	二六、三三
同	三上燐石	二六、三三
同	新田川無切	二六、三三
同	上添田燐石	二六、三三
同	上添田白煙	二六、三三
同	大成白煙切	二六、三三
同	三矢無煙切込	二六、三三
同	三矢燐石	二六、三三
同	三矢白煙切込	二六、三三

六ノ(三)ヲ(四)トシ(二)ノ次ニ左ノ如ク加フ

(三)第五種炭(燐石)

同 東川崎燐石切込 三三、三三
 同 東松島無煙切込 三〇、〇〇
 同 峰地白煙並切込 二四、〇〇
 同 東川崎無煙切込 二五、三三
 同 東川崎白煙切 三〇、〇〇
 同 新田川燐石 二五、〇〇
 六ノ(五)ノ項中「魚崎、御影」ヲ「的形、大鹽」ニ改ム
 六ノ(七)ノ項中「無煙炭」ノ下ニ「又ハ燐石」ヲ加フ
 六ノ(九)ノ項中「更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合」ノ下ニ「大口販賣ノ場合ニ限リ」ヲ加フ
 六ノ(十)ノ(丙)中「船ヨリ持込」ノ場合〇・八七ノ下ニ「(岸著船ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超ユル場合ハ一〇米迄ヲ増ス毎ニ一〇錢ヲ加算スルコトヲ得)」、自動車等ヨリ持込ノ場合〇・四五ノ下ニ「(持込地著自動車等ヨリ持込場所迄ノ距離四〇米ヲ超ユル場合ハ一〇米迄ヲ増ス毎ニ一〇錢ヲ加算スルコトヲ得)」ヲ加フ
 六ノ(十一)ノ項ヲ左ノ如ク定ム
 (十一)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ一噸ニ付有煙炭ニ在リテハ二圓二〇錢、無煙炭又ハ燐石ニ在リテハ五圓四〇錢ヲ加算スルコトヲ得 但シ持込ノ際篩目四分以上ノモノトシ粉篩目四分未満ノモノ混入重量率三%迄許容ス

塊炭	日吉八尺無煙塊	四、三三	七、七〇	二、八〇
一級	日吉チクラ塊	三、三三	四、七〇	二、四〇
二級	島廻無煙塊	三、三三	五、〇七	二、五〇
同	日吉並無煙塊	三、三三	四、七〇	二、三〇
同	吉隈無煙塊	三、三三	四、四〇	二、三三
同	東松島無煙塊	三、三三	四、三三	二、二六
同	峰地白煙特塊	三、三三	四、一〇	二、二二
同	田川無煙塊	三、三三	四、一〇	二、二二
三級	田川燐石塊	三、三三	一	一
同	東松島無煙一號塊	三、三三	四、三三	二、二六
同	峰地無煙特塊	三、三三	四、一〇	二、二二
同	大峰無煙特塊	三、三三	四、一〇	二、二二
同	三矢白煙塊	三、三三	四、三三	二、二六
同	三矢白煙並塊	三、三三	四、三三	二、二六
同	木城無煙塊	三、三三	四、三三	二、二六

大口販賣 價格各港 岸著船乘 渡數一荷 一回ノ荷 一噸以上ノ 滿一噸未 場合單位 味五十一

同	漆生無煙塊	三、四	四、六	二、五	同	島廻無煙水洗中塊	三、四	四、七	二、六
同	猪ノ鼻無煙塊	三、四	四、八	二、五	同	島廻無煙水洗小塊	三、四	四、九	二、七
同	笹尾燭石塊	二、三	一、	一、	三級	田川無煙洗中塊	二、三	三、二	二、一
同	上豊州無煙塊	二、四	四、一	二、六	粉炭				
同	三矢無煙塊	三、三	四、三	二、三	一級	日吉硬質無煙粉	三、四	四、四	二、二
同	三上無煙チカラ塊	三、三	四、三	二、三	同	高島無煙粉	二、三	三、三	一、一
同	新田川白特塊	三、三	四、三	二、三	二級	吉隈無煙粉	二、四	三、五	一、二
同	新田川白塊	三、三	四、三	二、三	同	田川無煙洗粉	二、四	三、五	一、二
同	新田川無塊	三、三	四、三	二、三	同	東松島無煙洗粉	二、四	三、五	一、二
五級	三矢無煙並塊	二、三	三、三	一、三	同	日吉八尺無煙粉	二、四	三、五	一、二
同	大峰無煙拾塊	三、三	四、三	二、三	同	日吉チカラ粉	二、四	三、五	一、二
同	桂川無煙塊	三、三	四、三	二、三	三級	田川燭石粉	二、三	三、三	一、一
同	上豊州燭石塊	二、四	三、四	一、四	四級	峰地白煙粉	二、三	三、三	一、一
同	島廻無煙並塊	二、五	三、五	一、五	同	新城並洗粉	二、三	三、三	一、一
同	島廻無煙二號塊	二、五	三、五	一、五	同	大峰無煙並洗粉	二、三	三、三	一、一
同	東川崎無煙塊	二、五	三、五	一、五	同	芳雄(上三級)燭石粉	二、三	三、三	一、一
一等外	東川崎燭石塊	二、五	三、五	一、五	同	吉隈燭石粉	二、三	三、三	一、一
同	田川無煙並塊	二、五	三、五	一、五	同	田川無煙粉	二、三	三、三	一、一
中小塊					同	木城無煙粉	二、三	三、三	一、一
一級	高島無煙小塊	二、三	三、三	一、三	同	日吉並無煙粉	二、三	三、三	一、一
同	日吉チカラ中塊	二、三	三、三	一、三	同	三上無煙チカラ粉	二、三	三、三	一、一
二級	東松島無煙洗中塊	二、三	三、三	一、三	同	島廻無煙水洗粉	二、三	三、三	一、一
同	島廻無煙水洗小豆	二、三	三、三	一、三	同	笹尾燭石粉	二、三	三、三	一、一

五級	添川無煙粉	二、五	三、五	一、五	三級	田川燭石上切込	二、五	三、五	一、五
同	漆生無煙粉	二、五	三、五	一、五	同	田川燭石並切込	二、五	三、五	一、五
同	猪ノ鼻無煙粉	二、五	三、五	一、五	同	吉隈燭石切込	二、五	三、五	一、五
同	桂川無煙粉	二、五	三、五	一、五	同	芳雄(上三級)切込	二、五	三、五	一、五
同	新田川白粉	二、五	三、五	一、五	四級	田川無煙並切込	二、五	三、五	一、五
一等外	峰地無煙並洗粉	二、五	三、五	一、五	同	共同燭石	二、五	三、五	一、五
同	東松島無煙並洗粉	二、五	三、五	一、五	同	筑鐵岩鼻燭石	二、五	三、五	一、五
同	東川崎白煙粉	二、五	三、五	一、五	同	木城燭石	二、五	三、五	一、五
同	東川崎特粉	二、五	三、五	一、五	同	峰地一號燭石	二、五	三、五	一、五
同	上豊州燭石粉	二、五	三、五	一、五	同	大峰一號燭石	二、五	三、五	一、五
同	三矢白煙粉	二、五	三、五	一、五	五級	猪ノ鼻燭石切込	二、五	三、五	一、五
微粉炭					同	上山チカラ炭	二、五	三、五	一、五
三級	田川燭石細粉	二、三	三、三	一、三	同	大鼻燭石	二、三	三、三	一、三
四級	田川無煙微粉	二、三	三、三	一、三	同	拔燭石	二、三	三、三	一、三
同	新城微粉	二、三	三、三	一、三	同	平山燭石	二、三	三、三	一、三
一等外	大峰無煙一號沈澱粉	二、三	三、三	一、三	同	桂川無煙切込	二、三	三、三	一、三
切込炭					同	三上燭石	二、三	三、三	一、三
二級	吉隈無煙切込	二、三	三、三	一、三	同	新田川無切	二、三	三、三	一、三
同	日吉硬質無煙切	二、三	三、三	一、三	同	上添田燭石	二、三	三、三	一、三
同	筑鐵岩鼻二坑燭石	二、三	三、三	一、三	同	上添田白煙	二、三	三、三	一、三
同	奥谷燭石	二、三	三、三	一、三	同	大成白無切	二、三	三、三	一、三
同	大隈燭石	二、三	三、三	一、三	一等外	三矢無煙切込	二、三	三、三	一、三
					同	三矢燭石	二、三	三、三	一、三

同	三矢白煙切込	二七、三
同	東川崎燐石切込	三〇、四
同	東松島無煙切込	一九、七
同	峰地白煙並切込	三〇、四
同	東川崎無煙切込	二七、三
同	東川崎白煙切	三〇、四
同	新田川石	二五、五

〔参照〕
昭和十五年十一月九日商工省告示第七百八號ハ石炭ノ販賣價格指定ノ件ナリ

◎商工省令第二十號
石炭品位取締規則中左ノ通改正ス
昭和十六年三月二十七日

第四條中「但シ」ノ下ニ「日本石炭株式會社石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ヨリ買受ケタル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヲ當該生産業者又ハ販賣業者ニ賣渡ス場合」ヲ加フ

附 則
本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕
昭和十五年十月一日商工省令第七十七號石炭品位取締規則抄錄
第四條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定

シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓（ホクズリ其ノ他石炭ヲ選別スル場合ニ生ズル炭滓ヲ謂フ以下同ジ）ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ第六條ノ許可ヲ受ケタル場合及特別ノ事情ニ據リ地方長官（石炭ヲ目トスル鑛業權者方自産炭又ハ之ヲ含ム炭滓ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

◎商工省告示第二百五十一號
昭和十五年十月商工省告示第五百七十三號中左ノ通改正シ
昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年三月二十七日

二ノ（一）中「灰分二〇〇分ノ四五以下」ノ下ニ「燐石ニ在リテハ二〇〇分ノ四一以下」ヲ加フ

〔参照〕
昭和十五年十月一日商工省告示第五百七十三號ハ石炭品位指定ノ件ナリ

◎商工省告示第二百五十二號
昭和十五年十月商工省告示第五百八十一號中左ノ通改正シ
昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年三月二十七日

二及三ヲ左ノ如ク改ム
商工大臣 小林 一三

三無煙炭（燃料比四〇以上ノモノ）
第四種 塊炭、小塊炭、粉炭

一級	一號	八、二〇〇カロリ以上
二級	一號	八、一〇〇カロリ以上
三級	一號	八、〇〇〇カロリ以上
二級	二號	七、九〇〇カロリ以上
三級	一號	七、八〇〇カロリ以上
四級	一號	七、七〇〇カロリ以上
五級	一號	七、六〇〇カロリ以上
三級	二號	七、五〇〇カロリ以上
四級	一號	七、四〇〇カロリ以上
二級	一號	七、三〇〇カロリ以上
三級	一號	七、二〇〇カロリ以上
四級	一號	七、一〇〇カロリ以上
五級	一號	七、〇〇〇カロリ以上
四級	二號	六、九〇〇カロリ以上
三級	一號	六、八〇〇カロリ以上
二級	一號	六、七〇〇カロリ以上
三級	一號	六、六〇〇カロリ以上
四級	一號	六、五〇〇カロリ以上
五級	一號	六、四〇〇カロリ以上
二號	一號	六、三〇〇カロリ以上
三號	一號	六、二〇〇カロリ以上
六級	一號	六、一〇〇カロリ以上

二級	一號	六、一〇〇カロリ以上
三級	一號	六、〇〇〇カロリ以上
四級	一號	五、九〇〇カロリ以上
五級	一號	五、八〇〇カロリ以上
七級	一號	五、七〇〇カロリ以上
二號	一號	五、六〇〇カロリ以上
三號	一號	五、五〇〇カロリ以上
四號	一號	五、四〇〇カロリ以上
五號	一號	五、三〇〇カロリ以上
八級	一號	五、二〇〇カロリ以上
二號	一號	五、一〇〇カロリ以上
三號	一號	五、〇〇〇カロリ以上
四號	一號	四、九〇〇カロリ以上
五號	一號	四、八〇〇カロリ以上
九級	一號	四、七〇〇カロリ以上
二號	一號	四、六〇〇カロリ以上
三號	一號	四、五〇〇カロリ以上
四號	一號	四、四〇〇カロリ以上
五號	一號	四、三〇〇カロリ以上
十級	一號	四、二〇〇カロリ以上
二號	一號	四、一〇〇カロリ以上
三號	一號	四、〇〇〇カロリ以上

塊炭ハ中塊炭ヲ含ム

小塊炭ハ小塊炭ヲ含ム
粉炭ハ豆塊炭及微粉炭ヲ含ム

三 燧石(燃料比四〇以上ニシテ火山岩ノ影響ヲ受ケ變質シタルモノ)

第五種 塊炭、中小塊炭、粉炭、微粉炭

一級	一號	八、〇〇〇カロリ以上	二〇〇分
二號	七、八〇〇カロリ以上	二〇〇分	
三號	七、六〇〇カロリ以上	二〇〇分	
四號	七、四〇〇カロリ以上	二〇〇分	
五號	七、二〇〇カロリ以上	二〇〇分	
六號	七、〇〇〇カロリ以上	七以下	
七號	六、八〇〇カロリ以上	七以下	
八號	六、七〇〇カロリ以上	七以下	
九號	六、六〇〇カロリ以上	七以下	
十號	六、五〇〇カロリ以上	七以下	
二級	一號	六、四〇〇カロリ以上	一〇〇分
二號	六、三〇〇カロリ以上	一〇〇分	
三號	六、二〇〇カロリ以上	一〇〇分	
四號	六、一〇〇カロリ以上	二三以下	
五號	六、〇〇〇カロリ以上	二三以下	
一號	五、九〇〇カロリ以上	二三以下	
二號	五、八〇〇カロリ以上	二三以下	
三號	五、七〇〇カロリ以上	二三以下	

四級	一號	五、六〇〇カロリ以上	二九以下
二號	五、五〇〇カロリ以上	二九以下	
三號	五、四〇〇カロリ以上	二九以下	
四號	五、三〇〇カロリ以上	二九以下	
五號	五、二〇〇カロリ以上	二九以下	
一號	五、一〇〇カロリ以上	三五以下	
二號	五、〇〇〇カロリ以上	三五以下	
三號	四、九〇〇カロリ以上	一〇〇分	
四號	四、八〇〇カロリ以上	一〇〇分	
五號	四、七〇〇カロリ以上	一〇〇分	
一號	四、六〇〇カロリ以上	四一以下	
二號	四、五〇〇カロリ以上	四一以下	
三號	四、四〇〇カロリ以上	四一以下	
四號	四、三〇〇カロリ以上	四一以下	
五號	四、二〇〇カロリ以上	四一以下	
等外一級	一號	四、一〇〇カロリ以上	四一以下
二號	四、〇〇〇カロリ以上	四一以下	
等外二級	一號	三、五〇〇カロリ以上	四一以下

昭和三十五年十月三日商工省告示第五百八十一號ハ石炭規格ノ件ナリ
昭和三十五年十月三日商工省告示第五百八十二號ハ石炭規格ノ件ナリ
昭和三十五年十月三日商工省告示第五百八十三號
昭和三十五年十月三日商工省告示第五百八十二號左ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和三十六年三月二十七日

昭和三十五年十月三日商工省告示第五百八十一號ニ定ムル第二種ニ屬スル石炭
昭和三十五年十月三日商工省告示第五百八十二號ハ石炭品位取締規則第二條第一項ノ規定ニ依リ石炭指定ノ件ナリ
昭和三十六年二月十八日
内閣總理大臣 公府近 衛文 磨
商工 大臣 小林 一三

第十二條 議員總會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ヲ組織ス
一 第十四條乃至第十八條ノ規定ニ依リ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノ選舉シタル議員
第十四條第一項及第二項
左ノ條件ヲ具フル者ハ第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有ス
三 自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者、取引所又ハ鑛業權者ニシテ商工會議所ノ地區内ニ於テ營業稅又ハ取引所特別稅ヲ一年間ニ命令ノ定ムル額以上納ムルコト但シ地區外ニモ營業場ヲ有スル者ノ納稅額ノ算出方法ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

法律第三號
自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者、鑛業權者又ハ取引所ハ其ノ者ニ付營業稅又ハ取引所特別稅ノ一年間ノ納稅額ノ決定セラレタルコトナキ場合ニ於テハ商工會議所ノ地區内ニ於テ營業稅收稅、鑛產稅又ハ取引所營業稅ヲ一年間ニ命令ノ定ムル額以上納ムルコトキハ之ヲ商工會議所法第十四條第一項第三號ノ條件ヲ具フルモノト看做ス
商工會議所法第十四條第一項第三號但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
附 則
本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

前項第三號ノ納稅額決定以前ニ於テハ其ノ最近ニ決定セラレタル一年間ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅額ト看做ス

昭和三十二年四月五日公布法律第四十九號商工會議所法抄録

石炭生産能力調査委員會官制廢止

(昭和十六年三月十八日)

勅令第二百十三號

石炭生産能力調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法公布

(昭和十六年三月六日)

法律第四十八號

國民勞務手帳法

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十
年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者ト
シテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セララルモノヲ
謂フ
一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體
ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ヲ發生、變更又ハ傳
導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理

、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業
四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅
客又ハ貨物ノ運送ノ事業
五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於テ
ル貨物ノ取扱ノ事業
六 通信事業
七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業
第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス
本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非
ザレバ從業者トシテ使用セララルコトヲ得ズ但シ命令ヲ
以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル
何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者ト
シテ使用スルコトヲ得ズ
前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者
ニ付テハ之ヲ適用セズ
第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタ
ル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ
使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ
者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ
第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ

者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場
合ハ此ノ限ニ在ラス
使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザル
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提
出スベシ

第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ
返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職
業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務
手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタル
トキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七條 前條ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査
會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返
還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳
ノ返還ヲ命ズベシ

國民勞務手帳審査會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムル
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ
交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ
命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ
之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民
勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以
外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ねテ國民
勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルコトヲ得ズ但シ國民勞務手帳毀
損シ若ハ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ
他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職業指
導所長又ハ使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ヲ
除クノ外自ラ之ヲ保管スベシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令
ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書(以下證明
書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得

證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス
前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル
名稱ヲ用アルコトヲ得ズ

第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民
勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラ
ントスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ

代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得
從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用
者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認
ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲グル事業ノ場所ニ
臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシ
ムルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認
ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲グル事業ノ場所ニ
臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシ
ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合
ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證明ヲ携帯セシムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又
ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條、第五條第二項又ハ第十二條ノ規定ニ違反シ
タル者
二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ
受ケタル者三自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セ
シムル目的ヲ以テ交付シタル者

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的
ヲ以テ交付シタル者
第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金

又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定
ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提
出又ハ返納セザル者

三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虚偽
ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報
告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

五 第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ
拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇
入其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第二號又ハ
前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己
ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得
ズ

第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第一號乃至第四號
ノ罰則ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ
法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナ
ルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ

第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外、國道、府縣、市町村

其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定
ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ
受ケル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ
於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業
代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依
ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手
帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付命令ヲ以テ之ヲ定ム

◎法律第六十六號

木材統制法

第一條 本法ハ木材(薪炭ノ用ニ供セラルルモノヲ除ク以
下同ジ)
ノ生産ヲ確保シ其ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ルコト
ヲ目的トス

第二條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ立木ノ所有者ニ對シ價格ヲ指定
シ其ノ所有スル立木ヲ地方木材株式會社(第十七條第四
項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ賣渡スベ
キコトヲ命スルコトヲ得

第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ
違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ
ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スル
コトヲ得

第三條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸
入ヲ業トスル者ニ對シ樹種又ハ材種ヲ指定シ其ノ生産、
販賣、移入又ハ輸入ニ係ル木材ヲ日本木材株式會社又ハ
地方木材株式會社ニ賣渡シ又ハ販賣ヲ委託ヲ爲スベキコ
トヲ命ズルコトヲ得

第四條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ木材ヲ使用又ハ消費スル者ニ對
シ木材ノ樹種又ハ材種ヲ指定シテ其ノ使用又ハ消費スル
木材ノ數量、用途其ノ他ノ事項ニ付制限又ハ禁止ヲ爲ス
コトヲ得

第五條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製材業者ニ對シ其ノ行フ製材ニ
關シ材種其ノ他ノ事項ヲ指示スルコトヲ得

第六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ木材ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務
製材業又ハ木材ノ原料若ハ材料トシテ使用スル業務ヲ行
ハントスル者ニ對シ行政官廳ノ許可ヲ受クベキコトヲ命
ズルコトヲ得

第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ
違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ
ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スル
コトヲ得

第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ
違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ
ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スル
コトヲ得

第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ
違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ
ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スル
コトヲ得

第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ
違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ
ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スル
コトヲ得

コトヲ得

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ヲ業トスル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第九條 日本木材株式會社ハ木材ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第十條 日本木材株式會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第十一條 日本木材株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第十二條 日本木材株式會社ニ非ザルモノハ日本木材株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第十三條 日本木材株式會社ニ役員トシテ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 社長ハ日本木材株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員

七 前各號ノ外會社ノ目的達成上必要ナル事業

日本木材株式會社前項第六號又ハ第七號ニ掲グル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

日本木材株式會社ハ其ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ地方木材株式會社ノ所有ニ係ル木材ノ買入及賣渡ヲ爲スコトヲ得

日本木材株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ムコトヲ得

第十八條 日本木材株式會社ハ地方木材株式會社以外ノ株式會社ニシテ木材ヲ生産、販賣、使用又ハ消費スルモノニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資金ノ融通又ハ投資ヲ爲スコトヲ得

第十九條 日本木材株式會社ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル木材ヲ賣渡トスキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ木材ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

主務大臣ハ木材ノ配給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ日本木材株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ木材ヲ買入ルル者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十條 日本木材株式會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ

ノトキハ其ノ職務ヲ行フ副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定

款ヲ定ムル所ニ依リ日本木材株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十五條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受ケルモノトシ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

木材事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本木材株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 日本木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 木材ノ移入及移出

二 移入木材及輸入木材ノ買入及賣渡

三 移出木材及輸出木材ノ買入及賣渡

四 地方木材株式會社ニ對スル資金ノ融通又ハ投資

五 地方木材株式會社ニ對スル木材ノ生産ニ必要ナル資材ノ配給

六 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

社債ヲ募集スル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第二十一條 日本木材株式會社社債ヲ募集セントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 日本木材株式會社ノ社債權者ハ同會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第二十三條 日本木材株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

第二十四條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十五條 日本木材株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條 日本木材株式會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十七條 日本木材株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十八條 主務大臣ハ日本木材株式會社ニ對シ木材ノ需

給調整上必要ナル事業ヲ行ハベキコトヲ命ジ其ノ他業務

ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ日本木材株式會社監理官ヲ置キ日本木材株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十一條 日本木材株式會社監理官ハ何時ニテモ日本木材株式會社ノ帳簿書類、金庫其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

日本木材株式會社監理官必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本木材株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本木材株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十二條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ヲ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第三十三條 日本木材株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ヲ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額

ヲ超ケルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ヲ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十四條 地方木材株式會社ハ地方的ニ木材ノ生産並ニ其ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

地方木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 立木ノ買入及伐採
- 二 木材ノ生産
- 三 木材ノ買入及賣渡並ニ販賣ノ受託
- 四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
- 五 前各號ノ外會社ノ目的達成上必要ナル事業

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第四十條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十五條乃至第三十八條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

第四十一條 第三十五條乃至第三十八條及第三十九條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第四十二條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ニ處スルコトヲ得ズ

第四十三條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處

第三十八條 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 第二條、第三條又ハ第二十八條(第三十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十九條第二項(前條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二條、第三條又ハ第二十八條(第三十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 日本木材株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ヲ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額

スルコト亦同シ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ヲ受ケ

ベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十七條第一項又ハ第三十四條第二項ノ規定ニ依ラ

ズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十條第一項ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シタルト

キ

四 第二十九條(第三十四條第六項ニ於テ準用スル場合

ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第四十四條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ノ社

長、副社長又ハ理事第十六條(第三十四條第六項ニ於テ

準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以

下ノ過料ニ處ス

第四十五條 第十二條又ハ第三十四條第四項ノ規定ニ違反

シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 主務大臣ノ指定スル株式會社(以下指定會社

ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ

定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ日本木材株式會社ト爲ルコ

トヲ得

指定會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ主務大臣ノ認可ヲ

受クベシ

第四十八條 主務大臣前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ設立委

員ヲ命ジ指定會社ヲ日本木材株式會社ト爲ス爲ニ必要ナ

ル事務ヲ處理セシム

前項ノ設立委員ノ中少クトモ二人ハ指定會社ノ取締役中

ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

設立委員ノ任命アリタル後ハ指定會社ノ取締役ハ主務大

臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ會社ノ常務ニ屬セザル行爲

ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受

クベシ

第五十條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨ

リ指定會社ノ株式ニ引當テラルベキ株式ヲ控除シタル殘

餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第五十一條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二

號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年

月日ヲ記載スベシ

第五十二條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式

申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第五十三條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク

各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナ

ク創立總會ヲ召集スベシ

第五十五條 創立總會ニ於テハ第十五條ノ規定ニ準ジ理事

及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事

務ヲ日本木材株式會社社長ニ引渡スベシ

第五十七條 日本木材株式會社ノ成立ニ因リ指定會社ハ之

ニ吸收セララルモノトシ指定會社ノ權利義務ハ日本木材

株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ指定會社ガ日本木材株式會

社ト爲リタルトキハ法人税法、營業税法及臨時利得税法

ノ適用ニ關シテハ指定會社ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタ

ル法人ト看做シ日本木材株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設

立シタル法人ト看做ス

日本木材株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込

株金額中指定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ

登録稅ヲ課セズ

第五十九條 商法第六十七條、第八十一條及第八十

五條ノ規定ハ日本木材株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第六十條 第四十七條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外

指定會社ガ日本木材株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル

事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 第四十七條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決

議ガ效力ヲ生ゼザル場合ニ於テ日本木材株式會社ノ設立

ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ地方木材株式會社

ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株

主ヲ募集スベシ

創立總會ニ於テハ第十五條及第三十四條ノ規定ニ準ジ社

長、副社長、理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十一條乃至第五十四條、第五十六條及第五十九條ノ

規定ハ地方木材株式會社ノ設立ニ關シ之ヲ準用ス

第六十三條 本法施行ノ際現ニ日本木材株式會社若ハ之ニ

類似ノ名稱又ハ地方木材株式會社ナルコトヲ示スベキ文

字ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商

號ヲ變更スルコトヲ要ス

第十三條及第三十四條第四項ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ

同項ニ掲グル者ニ適用セズ

労働者年保険法公布

(昭和十六年三月十日)

◎法律第六十號

勞働者年金保險法

第一章 總 則

第一條 勞働者年金保險ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ老齡、癱疾、死亡又ハ脫退ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第二條 勞働者年金保險ハ政府之ヲ管掌ス

第三條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金又ハ給料及之ニ準ズベキモノヲ謂フ

第四條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

第五條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及癱疾手當金ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキ、養老年金、癱疾年金、遺族年金、脫退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間

ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條 勞働者年金保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第八條 行政官廳又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他勞働者年金保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 保險料ヲ滯納スル者アルトキハ行政官廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料及延滞金ヲ徵收ス

第一項ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキハ行政官廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ヲ處分ヲ請求ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第十二條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十三條 國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ハ保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ之ヲ準用ス

第十四條 政府ノ事業ニ使用セラルル者及使用セラレタル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第二章 被保險者

第十六條 健康保險法第十三條ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル勞働者ハ勞働者年金保險ノ被保險者トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 當時十人未滿ノ勞働者ヲ使用スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

二 勅令ヲ以テ指定スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セ

ラルル者

三 女子

四 船員保險ノ被保險者 五 帝國臣民ニ非ザル者

六 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル勞働者ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ認可ヲ受ケ勞働者年金保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得

一 前條第一號、第二號又ハ第三號ノ規定ニ該當スル者

二 健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業ニ使用セラルル者

三 前二號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業ニ使用セラルル者

四 前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業及前二號ノ事業ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者

前條第四號乃至第六號ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス第一項ノ認可ヲ申請スルニハ事業主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十八條 第十六條ノ工場、事業場又ハ事業ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ際同條ノ規定ニ依ル被保險者トシテ其ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルルニ付テハ前條ノ認可アリタルモノト看做ス

一 第十六條ニ規定スル勞働者ヲ當時十人未滿使用スル工場、事業場又ハ事業ト爲ルニ至リタルトキ

二十六條第三號ノ規定ニ依リ指定スル工場、事業場
又ハ事業ト爲ルニ至リタルトキ

三 前條第一項第三號、第三號又ハ第四號ノ事業ト爲ル
ニ至リタルトキ

第十九條 第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業者ニ使
用セラレタルニ至リタル日又ハ同條但書ノ規定ニ該當セザ
ルニ至リタル日、第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條
ノ認可アリタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十條 第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死
亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リタル日又
ハ第十六條第四號乃至第六號若ハ第十七條第二項ノ規定
ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日（其ノ事實アリタル日ニ
更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨ
リ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十一條 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ地方長官ノ
認可ヲ受ケ其ノ資格ヲ喪失スルコトヲ得
前項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ
翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十二條 被保險者タリシ期間十四年以上二十年未滿ナ
ル者ガ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テハ勅令ノ
定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得但シ其
ノ者ガ日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテハ同項ノ規定ニ依ル

被保險者ト爲リタル日以後ニ新ニ發シタル疾病又ハ負傷
ニ因ル廢疾ニ關シテハ保險給付ヲ爲サズ

第二十三條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ第十六條及第十
七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依
ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルト
キ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルト
キハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル
場合及日本ノ國籍ヲ失ヒタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 保險給付及福祉施設
第一節 總 則

第二十四條 被保險者タリシ期間ノ計算ハ被保險者ノ資格
ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月
ノ前月ヲ以テ之ヲ止ム但シ十六日以後ニ於テ被保險者ノ
資格ヲ取得シタルトキハ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ計算シ
十六日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其
ノ月ハ半月トシテ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス

前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於
テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月ハ半月トシ
テ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ其ノ資格ヲ取得シタ
ル者ニ對シテ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ前後ノ被保險
者タリシ期間ハ之ヲ合算ス但シ左ニ掲グル期間ハ之ヲ合

算セズ

一 脱退手當金ノ支給ヲ受ケタルトキハ其ノ計算ノ基礎
ト爲リタル期間

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外同一ノ事業主ノ工
場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業
ニ被保險者トシテ引續キ使用セラレタル實期間六月未
滿ナルトキハ其ノ期間

前項但書ノ規定ハ第五十一條ノ規定ニ依リ差額ノ支給ヲ
受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セ
ラルル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スル者（以下
坑内夫タル被保險者ト稱ス）ノ坑内夫タル被保險者トシ
テ使用セラレタル實期間ニ付被保險者タリシ期間ヲ計算
スル場合ニ於テハ其ノ實期間ニ付前條ノ規定ニ依リ計算
シタル期間ニ三分ノ四ヲ乗ジテ之ヲ計算ス但シ左ニ掲グ
ル期間ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

一 前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間三年未滿ナル者ノ
坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間

二 坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ
付前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ガ十五年ヲ超ユル
場合ニ於テ十五年ヲ超ユル部分ノ實期間

第二十六條 遺族年金又ハ第三十三條、第三十四條、第三
十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金

ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 養老年金、廢疾年金及遺族年金ノ支給ハ之ヲ
支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消
滅ノ月ヲ以テ終ル

第二十八條 政府ハ事故ガ第三者ノ行爲ニ因リテ生ジタル
場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ
限度ニ於テ保險給付ヲ受クベキ者ガ第三者ニ對シテ有ス
ル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第二十九條 保險給付トシテ支給ヲ受クル金銭ヲ標準トシ
テ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ
限ニ在ラズ

第三十條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フ
ルコトヲ得ズ

第二節 養老年金

第三十一條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ其ノ
資格ヲ喪失シタル後五十五歳ヲ超エタルトキ又ハ五十五
歳ヲ超エ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至
ル迄養老年金ヲ支給ス

坑内夫タル被保險者トシテ第二十四條ノ規定ニ依ル計算
ニ依リ十五年以上使用セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定
ニ拘ラズ其ノ者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳
ヲ超エタルトキ又ハ五十五歳ヲ超エ其ノ資格ヲ喪失シタル
トキヨリ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス繼續シ

タル十五年間ニ於テ坑内夫タル被保険者トシテ同條ノ規定ニ依ル計算ニ依リ十二年以上使用セラレタル者ニ付亦同シ

第三十二條 養老年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリシ期間二十年以上ニテ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セララルル養老年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前二項ノ規定ニ拘ラズ養老年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額ガ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ遺族ニ支給ス

第三十四條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者(第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム以下同シ)

保險者タリシ期間三年以上ナル者タルコトヲ要ス

第三十七條 廢疾年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリシ期間二十年以上ニテ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セララルル廢疾年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第三十二條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 被保險者タリシ期間二十年未滿ナル者ニシテ廢疾年金ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル廢疾年金ノ總額ガ被保險者ノ資格喪失ノ際支給ヲ受ケタルコトヲ得ベカリシ脱退手當金及被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ七分分ノ合算額(被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ノ十三分分ヲ超ユルトキハ十三分分ニ止ム)ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

方養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

其項ノ規定ハ第三十九條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十五條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ月ヨリ養老年金ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ前後ノ被保險者タリシ期間ヲ合算シテ養老年金ノ額ヲ改定ス

前項ノ規定ニ依リ養老年金ノ額ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ額ガ從前ノ養老年金ノ額ヨリ少キトキハ從前ノ養老年金ノ額ヲ以テ改定養老年金ノ額トス

第三十六條 被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ勅令ノ定ムル期間内ニ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ルモノニハ其ノ程度ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄廢疾年金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ廢疾手當金ヲ支給ス廢疾年金又ハ廢疾手當金ノ支給ヲ受クルニハ廢疾ト爲リタル日以前五年間ニ被

第三節 廢疾年金及廢疾手當金

前項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十九條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ廢疾年金ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル廢疾年金ノ總額ガ廢疾年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十條 養老年金及廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

第四十一條 廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ廢疾年金ノ支給ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ爾後廢疾年金ヲ支給セズ

第四十二條 養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ廢疾手當金ヲ支給セズ

第四十三條 第三十五條ノ規定ハ廢疾年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第四節 遺族年金

第四十四條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シ十年間遺族年金ヲ支給ス

第四十五條 遺族年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス
一 養老年金又ハ廢疾年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ支給セララルル養老年金又ハ廢

廢疾年金ノ其ノ二分ノ一ニ相當スル金額

三 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ其ノ二分ノ一ニ相當スル金額

第四十六條 遺族年金ヲ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者アルトキハ其ノ者ニ遺族年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ遺族年金ヲ支給ヲ受クベキ期間ハ既ニ支給セラレタル期間ト合算シテ十年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ナキトキハ左ノ區別ニ依ル金額ヲ一時金トシテ被保險者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

一 養老年金又ハ廢疾年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ廢疾年金ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ關シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算ガ養老年金又ハ廢疾年金ノ五分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

二 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ養老年金ノ

支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタルニ因リ遺族年金

ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ其ノ者ノ死亡ニ關シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ總額ガ其ノ者ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ五分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

第五節 脱退手當金

第四十八條 被保險者タリシ期間三年以上二十年未滿ナル者ガ死亡シタルトキ又ハ其ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保險者ト爲ルコトナクシテ一年ヲ經過シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ廢疾手當金ノ支給ヲ受クルトキハ一年ヲ經過セザル場合ト雖モ之ヲ支給ス

前項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項ノ規定ハ第三十二條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十九條 脱退手當金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ廢疾手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ者ハ廢疾手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ十三月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五十條 廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ脱退手當金ヲ支給セズ

第五十一條 廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第四十一條ノ規定ニ依リ廢疾年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル廢疾年金ノ總額ガ其ノ者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ノ額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第六節 保險給付ノ制限

第五十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ廢疾年金、廢疾手當金又ハ遺族年金ヲ支給セズ

第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保險者、被保險者タリシ者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ對シテハ支給セズ此ノ場合ニ於テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ支給ス

第五十三條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ重大ナル過失ニ因リ又ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ廢疾年金又ハ廢疾手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十四條 廢疾年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ診斷ヲ行フコトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シテハ

廢疾年金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十五條 養老年金、廢疾年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及廢疾狀態ノ繼續ノ有無ニ關シ其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者ニ對シテハ養老年金、廢疾年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

第七節 福祉施設

第五十六條 政府ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第四章 費用ノ負擔

第五十七條 國庫ハ保險給付ニ要スル費用ニ付勅令ヲ定ムル所ニ依リ坑内夫タル被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ二ヲ、其ノ他ノ被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ一ヲ負擔ス

國庫ハ前項ニ規定スル費用ノ外毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ労働者年金保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔ス

第五十八條 政府ハ労働者年金保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徴收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保
險料額ノ三分ノ一ヲ負擔ス但シ第三十二條ノ規定ニ依ル
被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第六十條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スベキ保
險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第三十二條ノ規定ニ依ル
被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ
依リ納付スベキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ
控除スルコトヲ得

第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第六十二條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ中央社
會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ
通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ
請求ト看做ス

第六十三條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵
收ノ處分又ハ第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ
主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六十四條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵
收ノ處分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ中
央社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條 本法ニ規定スルモノノ外中央社會保險審査會
ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十六條 審査ノ請求、訴ヲ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟
ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ

三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ
付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ
民事訴訟法第五十八條第三項及第五百十九條ノ規定ヲ
準用ス

第六章 罰 則

第六十七條 正當ノ理由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル當該
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又
ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下
ノ罰金ニ處ス

第六十八條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ報告ヲ爲サ
ズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ若ハ文書ヲ提示ヲ爲サズ又ハ其ノ
他必要ナル事務ヲ行ハザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 事業主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、
雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ
爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處
罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第七十條 第六十八條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理
事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用
ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者
ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第七十一條 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關
スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム

第七十二條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日
ニ於テ現ニ使用セララルル事業主ノ工場、事業場若ハ事業

又ハ現ニ使用セララルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引
續キ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有
スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於
テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者
タリシ期間二十年未満ニシテ五十歲（鑛業法適用ヲ受ク
ル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑内作業ニ従事スル者
トシテ使用セララルル者ニ在リテハ四十五歲）ヲ超エ被保
險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル保
險者ノ資格ヲ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四
十九條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ
得但シ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ

保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ五十
歲（鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常
時坑内作業ニ従事スル者トシテ使用セララルル者ニ在リテ
ハ四十五歲）ヲ超エタル者ニシテ同日ニ於テ第十六條ノ
規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期

間六月以上三年未満ニシテ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル
場合ニ於テハ第四十八條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ定ムル所

ニ依リ之ニ脱退手當金ヲ支給スルコトヲ得但シ前項ノ規
定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限
ニ在ラズ

第二十五條但書ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ適用セズ

但シ第二十四條ノ規定ニ依リ計算シタル期間六月未満
（第一項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ二年未満）ナル者
ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ關
シテハ第二十四條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

第七十三條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日
前ニ於テ被保險者タリシ期間ハ第二十四條ノ規定ニ依ル
被保險者タリシ期間ニ之ヲ算入セズ

第七十四條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日
ニ於テ勅令ヲ以テ定ムル共濟組合ノ組合員タル者ニ關シ
テハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日
ニ於テ郵便年金契約ノ年金受取人タル者ニ關シテハ其ノ
契約方郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ニ
於テハ本法及郵便年金法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定
ヲ爲スコトヲ得

第七十六條 退職積立金及退職手當法中左ノ通改正ス

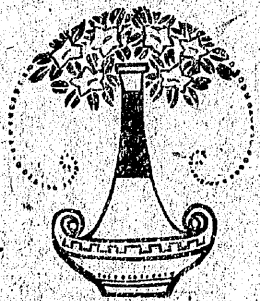
第十二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ労働者年金保険ノ被保険者タル労働者ニ付テハ其ノ三分ノ一以上ヨリ積立ヲ爲サザルコトノ申出アリタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

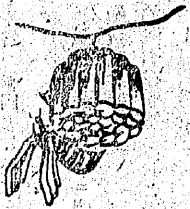
別表

被保険者タリシ期間	日 數
三年以上	四十日
四年以上	五十日
五年以上	六十日
六年以上	七十五日
七年以上	九十五日
八年以上	百二十日
九年以上	百三十五日
十年以上	百五十五日
十一年以上	百六十五日
十二年以上	百八十五日
十三年以上	二百日
十四年以上	二百二十日
十五年以上	二百四十日
十六年以上	二百六十日
十七年以上	二百八十日
十八年以上	三百日
十九年以上	三百日

〔参照〕
昭和十一年六月三日公布法律第四十二號退職積立金及退職手當法抄録
第十一條第一項
事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ノ賃金ノ中ヨリ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ各労働者ニ代リ其ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ積立ツベシ



彙報



九州石炭輸送對策委員會設立

九州および山口地方における石炭輸送の完壁を期して、生産、販賣、運輸、の三者を一丸として九州石炭輸送對策委員會の設立發會式は、三月十七日午後二時より若松市元海岸通若松石炭商同業組合會議室において、關係官廳、民間側代表等六十餘名本社より武内專務、八代支配人、藤江業務部長、林、吉賀、同副部長出席先づ皇居遙拜、出征將士に感謝の黙禱を捧げた後、發起人總代として古河礦業若松支店長菅谷隆良氏より
高産國防國家建設に必要なものは鐵と石炭である、鐵のことは先づ措くとして、石炭の増産、輸送は吾等の重大使命である政府では本年一月よりこの三月迄を強調週間として石炭の増産を奨励され民間側またこれに呼應した結果、豫期以上の効果が上つた、然し反面福岡のみにて一月に十八萬噸、二月に入つて三十二、三萬噸の貯炭が生じてゐる、時恰も商工省に現在重要物資輸送協議會といふのが有るが、これは未だ具體的な仕事をして居られぬ、石炭に關する限りこれは石炭に關係の有る吾々

の力であるのが最もよいと考へたのが本會設立の動機であり、依つて以て高産國防國家建設に寄與せんとするのが本會の目的である、
旨の挨拶あり、日炭若松副支店長小野田氏の動議にて菅谷氏を座長に推し、規定の逐條審議に入つた。
宇部石炭礦業組合より本會の名稱に關し山口縣の字句を加へられしと希望を提出したが、座長より
名稱は監督局の指示に従つたなほ第一條において山口縣と共同なる旨明示してあるから原案の儘承認されたい
と答へたので宇部側もこれを諒とし、この外質疑無く全規定の承認可決を見る、依つて規定第四條に定むることゝ福岡礦山監局長中村幸八氏を會長として推戴し、中村局長會席に着き左のごとき挨拶を述べた。
只今は熱烈なる御支持に依り規定の決定を見たことゝ石炭は現下我國には最も重要なものであり、これも増産には努力、資材、金融等の障得を克服しつつ遂行されて來たが、遺憾乍ら昨年九月以降は成績芳しくなく、本年一月より増産強調週間に入るに

及んで關係各位や從業員諸君の御努力に依り一月は計畫通り、二月は計畫より五%以上の好成績を挙げ、三月も二月以上の結果を期待されるに至つた、反面輸送難については各位の御努力に依り支障なく運んでゐるやうだが、然し部分的に言つて相當の貯炭がある、石炭は直ちに工場へ入れねば何にもならぬ、又港頭貯炭等は山元の土氣にも關する、十六年度は政府で十五年の割増産を計畫してゐる、この一割をいかに増産するか、と共に増産されたものを輸送するのが問題である斯かる際本委員會が成立したことは誠に力強い、本會の活動に期待する次第である、何卒石炭報國のため、本委員會のため、諸氏の御協力を切にお願ひする、

最後に顧問、委員及び幹事の囑託に關しては福礦局加野書記官の指名があり、これを承認決定して同四時閉會した。

九州石炭輸送對策委員會規定

- 第一條 戰時體制下九州並山口地方ニ於ケル石炭輸送ノ完整ヲ期スル爲九州石炭輸送對策委員會(以下單ニ委員會ト略稱ス)ヲ設置ス
- 第二條 本會ハ福岡縣若松市海岸通若松石炭商同業組合事務所内ニ置ク
- 第三條 委員會ハ左ノ事項ニ關シ協議ス
- 一、鐵道輸送對策
 - 二、港灣荷役對策
 - 三、海上輸送對策

- 四、其他石炭輸送上必要ナル事項
- 本會ニ於テ協議ノ結果必要ナル時ハ關係官廳ニ對シ其實行方ヲ陳情シ又ハ關係業者ト協調又ハ協定ヲナスコトアルベシ
- 第四條 委員會ハ會長及委員若干名ヲ以テ組織ス
- 會長ニハ福岡鐵道監督局長ヲ推戴ス
- 委員ハ石炭生産業者、石炭販賣業者、船舶運航業者中ヨリ會長之ヲ委囑ス
- 本會ニ顧問若干名ヲ置ク
- 第五條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル
- 會長事故アルトキハ會長ノ指名スル者其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 委員會ハ會長之ヲ召集ス
- 委員事故アルトキハ其ノ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得
- 第七條 會長必要アリト認ムル時ハ別ニ部會ヲ設ケ委員中ヨリ特別委員ヲ指名シ調査並研究ヲ爲サシムルコトヲ得
- 部會ニ會長ノ指名スル部會長ヲ置ク
- 部會長必要アリト認ムル時ハ會長ノ許可ヲ得テ委員外ヨリ特別顧問委員又ハ臨時委員ヲ委囑スルコトヲ得
- 第八條 委員會ニ幹事長並ニ幹事ヲ置キ會長之ヲ委囑ス
- 幹事長並ニ幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理シ必要ナル事項ノ調査ニ從事ス
- 第九條 本規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム
- 附 則
- 本規定ハ昭和十六年月日ヨリ之ヲ施行ス

九州石炭輸送對策委員會役員、顧問及委員

會長	福岡鐵道監督局長	中村幸八
幹事長	日本石炭若松支店長	四方田茂
幹事	若松石炭商同業組合理事	深田千太郎
顧問	福岡鐵道監督局總務部長	岡田秀男
	福岡縣經濟部長	竹谷源太郎
	長崎縣經濟部長	菅澤
	佐賀縣經濟部長	川崎重男
	山口縣經濟部長	森下重格
	門司鐵道局運輸部長	繁澤三野
	門司鐵道局監督部長	三田廣一
	熊本逓信局海事部長	山澤次郎
委員	若松石炭商同業組合組長	伊藤健輔
	日本石炭株式會社若松支店長	四方田茂
	三井物産株式會社若松支店長	清水光
	三井礦山株式會社若松支店長	大田秀夫
	三菱礦業株式會社若松支店長	田村行
	貝島礦業株式會社若松支店長	大江賢了
	古河礦業株式會社若松支店長	菅谷隆良
	明治礦業株式會社若松支店長	郡地友太郎
	株式會社麻生商店若松支店長	古城戸政雄
	住友礦業株式會社若松支店長	天本誠二
	嘉穂礦業株式會社若松支店長	川村榮三郎

九州石炭輸送對策委員會若松部會規約(案)

- 一、九州石炭輸送對策委員會若松部會(以下單ニ部會ト稱ス)ハ、若松小倉及關門地方ニ於ケル石炭類輸送並ニ荷役ニ關スル事項ニ付協議研究シ其改善ニ努ムルモノトス
- 二、部會ハ部會長、幹事顧問及地區内ニ於ケル委員ヲ以テ組織ス
- 尚三月二十九日同委員會若松部會を開催左記の通りの設置案を作成會長の承認を求むる事になつた

若島炭礦株式會社佐賀支店長	鈴木明
沖ノ山炭礦株式會社社長	渡邊剛三
東見初炭礦株式會社社長	國吉信義
日産化學工業株式會社若松賣炭所長	美川泰市郎
互助會石炭株式會社社長	山本平八
若松合同石炭株式會社社長	中平竹三郎
西部石炭株式會社社長	中野敏雄
筑豊石炭礦業會長	松本幹一郎
石炭礦業互助會長	山本平八
筑豊探炭組合長	伊藤卯四郎
西部石炭礦業聯合會長	中野敏雄
肥前石炭礦業會長	高取盛
宇部石炭礦業組合長	國吉信義
配船合理化委員會九州支部長	鷗木健造
全國機帆船海運組合聯合會理事長	梶丸廣太郎
宇部石炭株式會社社長	梶本晋市

- 三、部會ニ左ノ分科會ヲ置ク
- イ、鐵道輸送分科會
- ロ、汽船輸送分科會
- ハ、帆船輸送分科會
- ニ、港灣荷役分科會
- 四、分科會委員ハ部會委員中ヨリ部會長之ヲ指名ス
部會長必要アリト認ムルトキハ會長ノ許可ヲ得テ委員外ヨリ特別委員又ハ臨時委員ヲ委嘱スルコトヲ得
- 五、分科會ニ分科委員長ヲ置ク
- 分科會委員長ハ委員中ヨリ部會長之ヲ指名ス
- 六、分科會ニハ必要ニ應ジ小委員會ヲ設クルコトアルベシ
- 七、本會並ニ部會顧問ハ夫々關係分科會協議ニ出席ス可キモノトス
- 八、部會及分科會ハ部會長之ヲ招集ス
- 尙分科會ハ分科會委員長ニ於テ部會長ト協議ノ上招集スル事ヲ得
- 九、部會役員及委員事故アルトキハ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得

**九州石炭輸送對策委員會
若松部會役員顧問及委員**

- 部會長 古河鐵業株式會社若松支店長 菅 谷 隆 良
- 幹事長 日本石炭株式會社若松支店長 四方 田 茂
- 幹事 若松石炭商同業組合理事 深 田 千 太 郎
- 顧問 門司鐵道局門司運輸事務所長 久 保 田 重 孝

- 同 運輸部貨物課長
- 同 若松水上警察署長
- 同 門司稅關若松支署長
- 同 若松驛長
- 同 戶畑驛長
- 同 若松石炭商同業組合長
- 同 日本石炭株式會社若松支店長
- 同 三井物產株式會社若松支店長
- 同 三井鐵山株式會社若松支店長
- 同 三井鐵業株式會社若松支店長
- 同 貝島炭礦株式會社若松支店長
- 同 古河鐵業株式會社若松支店長
- 同 明治鐵業株式會社若松支店長
- 同 株式會社麻生商店若松支店長
- 同 住友鐵業株式會社若松支店長
- 同 嘉穗鐵業株式會社若松支店長
- 同 日產化學工業株式會社若松賣炭所長
- 同 互助會石炭株式會社社長
- 同 若松合同石炭株式會社社長
- 同 西部石炭株式會社若松支店長
- 同 筑豐石炭礦業會會長
- 同 筑豐炭組會長
- 同 配船合理化協議會九州支部長
- 同 若松地區機帆船海運組合理事長
- 同 若松荷役請負業組合長
- 同 田 上 繁 治
- 同 石 川 武 雄
- 同 田 中 榮 治
- 同 谷 山 三 藏
- 同 伊 藤 健 輔
- 同 伊 藤 茂
- 同 四 方 田 茂
- 同 清 水 光 彌
- 同 太 田 秀 夫
- 同 大 江 賢 了
- 同 菅 谷 隆 良
- 同 都 地 友 太 郎
- 同 古 城 戶 政 雄
- 同 天 本 銀 二
- 同 川 村 榮 三 郎
- 同 美 川 泰 市 郎
- 同 山 本 平 八
- 同 中 平 竹 三 郎
- 同 黑 地 幸 英
- 同 松 本 幹 一 郎
- 同 伊 藤 卯 四 郎
- 同 鶴 木 健 造
- 同 鶴 丸 廣 太 郎
- 同 鷗 野 藤 三 郎

同 若松地區小運送海運業組合理事長 岡 田 本 次 郎
同 門司石炭商同業組合長

分科會委員 (略稱ニ依ル) ○印ハ分科會委員長

- 一、鐵道輸送分科會
- 日本石炭 若松炭商組合 三井物產
- 三井礦山 三菱礦業 貝島炭礦
- 古河礦業 明治礦業 麻生商店
- 住友礦業 嘉穗礦業 ○日產化學
- 互助會石炭 合同石炭 西部石炭
- 筑豐礦業會 筑豐探炭 西部石炭
- 汽船輸送分科會
- 日本石炭 若松炭商組合 三井物產
- 三井礦山 三菱礦業 ○貝島炭礦
- 古河礦業 明治礦業 麻生商店
- 住友礦業 嘉穗礦業 日產化學
- 互助會石炭 合同石炭 西部石炭
- 配船合理化協議會支部
- 帆船輸送分科會
- 日本石炭 若松炭商組合 ○三井物產
- 三井礦山 三菱礦業 貝島炭礦
- 古河礦業 明治礦業 麻生商店
- 住友礦業 嘉穗礦業 日產化學
- 互助會石炭 合同石炭 西部石炭
- 若松地區機帆船海運組合

若松石炭類運送用機帆船重油規正組合
ニ、港灣荷役分科會

- 日本石炭 若松炭商組合 三井物產
- 三井礦山 ○三菱礦業 貝島炭礦
- 古河礦業 明治礦業 麻生商店
- 住友礦業 嘉穗礦業 日產化學
- 互助會石炭 合同石炭 西部石炭
- 門司炭商組合 荷役請負業組合 小運送海運業組合

福礦聯幹事會

福礦聯では三月二十四日福岡銀行集會所にて、幹事會を開催三十一日總會に提出する、昭和十五年度事業報告並に昭和十六年度事業計畫書或入歳出豫算に關する件等につき協議したが、同聯合會の事業計畫は次の通りである。

福礦聯昭和十六年度事業計畫案

福礦聯ニ於テ實施スベキ事業	實 施 事 項
一、礦業報國 ニ關スル事	一、礦業報國強調週間ノ實施 二、突撃三日間ノ實施 三、礦業報國祭ノ舉行(山神社祭ト同時ニ 舉國式典、體力養成、慰安)

<p>二、礦業報國會ノ運営指導ニ關スル事項</p>	<p>四、礦業ノ重要性及ビ時局認識其ノ他ニ關スル講演會ノ開催 五、礦業報國會未設置礦山ニ對スル設置獎勵 六、ブロック別懇談會及ビ礦山現地懇談會ノ開催 七、礦業報國會ノ施行 八、礦業報國會所願ト慰安大會ノ開催 九、機關紙其他印刷物ノ發行 一〇、優良礦業報國會ノ表彰 一一、優良勞務者ノ表彰 一二、礦業報國會雄辯大會ノ開催(講師ノ養成)</p>
<p>三、生活刷新及ビ福利厚生ニ關スル事項</p>	<p>一、礦業報國會ノ運営並ニ事業内容ノ調査研究 二、礦業報國會ノ實踐方法ノ研究及發表 一、礦山農園化(空閑地ノ利用) 二、勞務者職業再教育機關調査研究 三、老後生活安定ニ關スル調査研究</p>

<p>四、作業及ビ勞務管理ニ關スル事項</p>	<p>四、福利施設ノ事業(規模別)ノ標準化(托兒所其ノ他) 五、餘技及素人演藝ノ獎勵 六、勞務者子弟ノ學藝展覽會ノ開催(地元及ビ礦山) 七、生活環境ノ整備 一、勞務管理ニ關スル懇談會 二、勞務者ノ移動缺勤防止策ノ實施 三、現場係員ノ精神的訓練 四、作業場ノ明朗化 五、礦山勞働法令集ノ出版 六、安全週間ノ實施(礦山協會ト共同實施)</p>
<p>五、其ノ他礦業報國會ノ目的達成ニ必要ナル事項</p>	<p>一、映畫其ノ他演藝ノ斡旋 二、標語(能率増進、移動、缺勤防止) 三、浪曲ノ作成 四、文士、新聞記者等ノ礦山視察斡旋 五、礦業報國會寫眞ノ募集 六、會歌作成 七、福嶺マーク募集</p>

<p>一、礦業報國會ノ運営指導ニ關スル事項</p>	<p>八、會規ノ制定九、礦業報國會脚本ノ作成 一〇、礦業法關係法件講習會ノ開催 一一、人事及礦業相談所ノ經營 一二、礦物増産ニ關スル行事(宣誓式、感謝狀授與等) 一三、福嶺劇團ノ組織及ビ巡回派遣 一四、歡喜力行大家族運動</p>
<p>二、生活刷新及ビ福利厚生ニ關スル事項</p>	<p>一、映畫其ノ他演藝ノ斡旋 二、傷病勞務者並ニ殉職勞務者及ビ遺家族ニ對スル慰安方法ノ研究</p>
<p>三、作業及ビ勞務管理ニ關スル事項</p>	<p>一、勞務管理ニ關スル工場礦山相互ノ視察斡旋 二、勞務費給ニ關スル關係官廳トノ連絡提</p>

<p>四、其ノ他礦業報國會ノ目的達成ニ必要ナル事項</p>	<p>三、礦山物資ノ確保 一、礦業ニ關スル展覽會ノ開催 二、人事相談ノ設置 三、慰問團派遣</p>
<p>一、生活刷新及ビ福利厚生ニ關スル事項</p>	<p>一、生活刷新ノ具體策樹立及其ノ實踐強化 二、貯蓄ノ獎勵 三、酒無シ日ノ實行強化 四、榮養食ノ普及(講習會、榮養士ノ斡旋) 五、體育大會ノ開催(縣毎) 六、節米節酒ノ實行及ビ代用食勵行 七、隣組制度ノ整備強化 八、冠婚葬祭ノ簡易化 九、登壇廢止運動 一〇、虛禮廢止 一一、廢物ノ利用及ビ回收</p>

福嶺及縣產業報國會共同ニテ實施スベキ事業

縣產業報國會ニ於テ實施スベキ事業

石炭買入販賣価格決る

四月一日から実施へ

価格形成中央委員会第二回石炭特別部会は三月廿日東京ホテルに開催日本石炭會社の昭和十六年度上期石炭買入価格を決定、商工大臣に答申した、販賣業者の販賣価格は四月早々告示されるがその他については今月中に認可のうえ四月一日より実施される。今回決定を見た買入価格においては國庫補償金の増額に應じて高級炭についてはその買入限度を重點主義的に引上げ、低品位粗炭はプールの計畫より除去し、また價格においては従来上級炭と下級炭との間の格差が少かつたことを改めて炭質に應じて價格を合理的に調整せるなどの諸點に特徴が見られ、その結果としてたとへば九北炭粉炭濱市場販賣建値においては一級品二十四圓八十錢で前期比一圓三十八錢高なるに對し、下期の同二級炭は十八圓二十錢と遂に八十錢方引下げである。なほ業者價格設定の基準においては昨年度と全く同様であるが日本石炭會社における本年度上期石炭買入價格設定基本要綱は左の如くである。

A 買入價格

- 一、本年度の買入補償金が昨年より六千五百三十萬圓増額されたので、その限度内で買入價格の方も引上げとなる、たゞし引上げるのは補償金のみであるから買入標準炭價の方は原則として昨年度に据置である。
- 二、無煙炭および煽石に對し昨年度買入價格を基準として新に標準炭價を設定する。

級炭を比較的低く下級炭を比較的高位となる様考慮したが、右は本来の炭質關係より見て不合理なるため今期はこれを行はず三、鐵鋼價格その他重工業製品への影響を考慮して原料用または瓦斯發生爐用として配給せられるこれら炭種に限りその販賣價格は昨年度に据置とする。

四、標準規格の輪移入炭については昨年と同様別途に販賣價格を設定する。

五、規定以下の低品位炭はプールより除外し用途別販賣價格を設定する、従来より相當引下げられる見込みなほ右の買入價格は各礦山により相違するため商工當局で計算を終り次第近く關係炭礦に通告するはずであり、また販賣價格はすべて沖看渡し値段である。(大朝)

石炭獎勵金、補償金 内譯、適當交付額

十六年度石炭對策としての増産獎勵金、買取補償金、製鐵用炭輪移入補償金總額は實に一億七千三十一萬圓に達し買取補償金のみでも前年度の四千四百八十萬圓に比すれば六千五百三十萬圓の激増となつてゐるが之が内譯ならびに適當り平均交付金額は左の如くである。

- △増産獎勵金 二千三百九十四萬圓
- △これが交附要綱は大體十五年度と同様で適當り平均四圓見當である。
- △坑道掘進助成費 五百六十萬圓

標準炭價を設定する

- 三、アウトサイドと昭利系乃至九州と常磐などのごとく團體別地方別の値差については將來漸次調整してゆく方針であるが、差當つて昨年度の通りとする。
- 四、昨年十月一日以後に出炭を見た新坑について昨年決定の方針通り標準炭價をもつて買入れる。
- 五、以上により算出された價格と生産費に、適正利潤を加算した額を比較し考慮を要するものについては補償金限度内で適當額を加算するが、時局柄もつとも必要な炭種、例へば原料用炭、瓦斯發生爐用炭、これらの代用炭ならびに一般用中級、高級炭に對し重點的に優先取扱をなす、これが補償金の最高限度はトン當り計畫上三圓九十錢となるが實際には三圓程度に止まる見込み。
- 六、輪移入炭買入價格は炭種の關係上昨年通りの方針により決定する。
- 七、石炭品位取締規則第四條に規定せられたる粗悪炭、例へば九北炭四千五百カロリ以下、灰分四十五%以下の石炭などについてプール計算より除外し別途に買入價格を決定する、右は從來の價格より引下げるとともに買入補償金を交付せぬこととする。

B 販賣價格

- 一、販賣價格は昨年同様日炭手数料トン當り九錢、プール標準期當金トン當り二十五錢を算入する。
- 二、昨年は上級炭、下級炭の價格調整による影響を防止すべく上

右豫算は十五年度豫算外國庫負担契約に對するもので交附要綱も十五年度同様一米掘進に對し三十五圓見當の交附である

△買取補償金本豫算 五千八百十萬圓

これが内譯は新規計上三千六百一萬圓、十五年度既定經費二千二百四十萬圓、豫算外契約九百六十九萬圓となつてをり、適當り平均交付金額はこゝまた前年同様一圓四十錢である。

△追加豫算 五千二百萬圓

これが内譯は新規四千三百三十三萬三千三百三十三圓、豫算外契約八百六十六萬六千六百六十七圓で之が交附は内地産製鐵用原料炭瓦斯發生爐用炭および六千カロリ以上の一級高級炭について交附され、原料炭および瓦斯發生爐用炭には適當り二圓、一級高級炭については一圓平均交付されることになつてゐる。

右買取補償金總額は一千百十萬圓であるが、この内七千三百四十萬圓は四月以降十一月に至る八ヶ月分支出額でこれは本豫算として計上され、残る四ヶ月分の三千六百七十萬圓は次年度議會に計上しても差支へなき分なりとして豫算外契約として計上されてゐるものである。

△製鐵用輪移入炭補償金 九百四十萬圓

これは十五年度下期分半豫算

△十六年度製鐵用炭輪移入補償金 二千二百二十七萬圓

之が内譯は一千六十四萬圓が本豫算、一千六十三萬圓が豫算外契約となつてゐる△總計一億七千三十一萬圓(日工)

粗悪炭海外輸移出

燃料局、許可の方針

第七十六帝國議會の衆議院臨時措置法改正委員會（輸出補償法改正法案併記）に於て松尾三藏氏（福岡）より
 現在石炭の品位取締規則第四條によつて筑豊炭については四千五百カロリー以下の低品位炭の販賣は原則として禁止せられてゐる結果山元においてこれらの粗悪炭の處分に窮してゐるが、最近上海その他の海外市場よりこれが移輸入を希望してゐるがら商工當局としてはこの際外貨獲得、物資活用の見地から之を許可しては如何
 と質問したのに對し石炭貿易局長官より
 右のほか現にこれに類する粗悪炭の注文が海外より來てゐるので目下これが取扱方について考慮中で燃料局と打合せを遂げた上適當な處置を講ずる
 旨答辯した、なほ右に關しては燃料局石炭部ではすでに右の問題を興亜院とも協議し輸送その他目算が立ち次第許可する意向であるが個々の問題について種々調査のうへ適當の條件さへ具備してゐれば今後も許可して行く方針である。（大朝）

鑛山部會の事業活動分野

福鑛局が意見書提出

鑛山方面における産報運動の統制指導の實施にあたり厚生省では鑛山部會の事業活動分野を明確にする基礎資料として各鑛山監督

局に意見聴取中であつたが、福岡鑛山監督局では左の通り申告した（日工）

- 一、地方鑛山部會並に道府縣産報國會の事業活動分野及會費分擔の件に關し御照會の次第有之候處本件は當局においてつとに産報國運動提唱以來着々その効果を具現しつつあり、これが事業分野に就ては將來非常に重大影響をおよぼす可き問題なるをもつて商工省と厚生省との間において折衝せらるゝを至當なりと思料す
- 二、鑛山方面においては産報國運動の圓滑なる發展を期する旨の必要なる意見
- 三、鑛山に對する命令系統を一元化すること、從來鑛山における産報國運動會費、行事、報告等につき「一馬三人騎乘」の感ありたるを以て今後、事業鑛山に關しては地方鑛山部會の計畫により各種事業を實施し「縣産報國會」との重複を極力さげることとし縣鑛業部會の事業は地方鑛山部會と緊密なる連絡をとらしむること
- 四、縣産報國會鑛山部會の職員は地方鑛山部會の職員を以てこれに充ること
- 五、勞務者募集および鑛山物資の一部の配給を地方鑛山部會にてこれを取扱はしむること
- 六、各鑛山鑛業報國會に關し地元常會およびその他外廓團體をして密接に協力せしめること

實施經過概要

十五年度事業等

- 一、昭和十五年度事業實施經過および經過の概要は左の通り
- 一、産報國精神の涵養に關する事項
 - イ、産報國強調週間の實施（完了）
 - ロ、産報國祭の學國勸奨（完了）
 - ハ、産報國重要書および時局認識その他に關する講演會の開催（完了）
 - ニ、機關紙その他印刷物の發行（完了）
 - ホ、優良産報國會の表彰（着手）
 - ヘ、優良鑛山の表彰（着手）
 - ト、會歌作曲レコード吹込（作曲完了レコード吹込着手）
- 二、産報國會の連絡指導に關する事項
 - イ、産報國會の運営ならびに事業内容などの調査（完了）
 - ロ、産報國會の實踐方法の研究および發表（完了）
 - ハ、産報國運動狀況の實地視察幹旋（着手）
 - ニ、産報國運動指導講師の選擇幹旋（完了）
 - ホ、連絡打合會議の開催（完了）
- 三、生活刷新および福利厚生に關する事項
 - イ、生活刷新に關する講演會および講習會開催（完了）
 - ロ、貯蓄の奨励（完了）
 - ハ、酒無し日の設置（完了）
 - ニ、榮養講習會の開催および講師の幹旋（未着手）
 - ホ、勞務者出身地方新聞購入備付奨励（完了）
 - ト、體育大會の開催（一部完了）
 - チ、傷痍勞務者ならびに殉職勞務者および遺家族に對する慰安方法の研究（一部完了）

四、作業および勞務管理に關する事項

- イ、増産の促進確保に關する技術上の調査研究（着手）
- ロ、勞務者アロックス別懇談會開催（一部完了）
- ハ、勞務管理に關する工場鑛山相互の視察幹旋（一部完了）
- ニ、勞務供給に關する關係官廳との連絡提攜（完了）
- ホ、勞務者の移動缺勤防止策の研究（完了）
- ヘ、勞務者の老後生活安定に關する調査研究（着手）
- ト、環境の整備（着手）
- チ、鑛山勞働法令集の出版（着手）
- 五、啓蒙促進に關する事項
 - イ、未設置鑛山に對する設置勸奨（完了）
 - ロ、現場係員の精神的指導訓練（着手）
 - ハ、映畫その他演藝の幹旋（完了）
 - ニ、標語・能率増進、移動防止勞務者貯蓄奨励の募集（完了）
 - ホ、映畫の作成（發聲映畫鑛山全九巻）（完了）
 - ヘ、浪曲の作成（着手）
 - ト、ラヂオドラマの作成（未着手）
 - チ、産報國歌謡曲作成（未着手）
 - リ、鑛業に關する展覽會の開催（未着手）
 - ヌ、文士、新聞記者等の鑛山視察幹旋（一部完了）
 - ル、産報國懸賞寫眞の募集（着手）
 - 六、事業計畫外の實施事項
 - イ、産報國祈願と慰安の夕實施（完了）
 - ロ、突撃三日間の實施（完了）
 - ハ、福鑛聯マーク圖案募集（着手）

- 二、礦業報國非の施行獎勵 (完了)
- 三、礦山大家族運動の實施 (完了)
- 四、礦業報國雄辯大會開催 (一部完了)
- 五、礦業報國劇脚本作成(裏町部隊、礦山にも春、非常時)(完了)
- 六、礦業法講習會の開催 (完了)
- 七、皆勤運動、移動撲滅運動の實施 (完了)
- 八、地下足袋作成講習會開催 (完了)
- 九、無料礦業相談所の設置 (完了)
- 十、福岡地方礦業報國體育聯盟の設置 (着手)
- 十一、福礦團の組織 (着手)
- 十二、礦物増産推進誓式 (完了)
- 十三、「喜んで働かう」運動 (着手)
- 十四、「礦山訓」の制定 (完了)

石炭増産強調期間 四月以降も繼續

六百万噸を目標とする十五年度石炭増産計畫の完遂を期するため今春一月から實施された石炭増産強調期間は三月一杯をもつて終了するが、その成績はすこぶる良好で一月度における成績にみても約六%の増加となつてゐるので金光厚相は十四日の閣議にこの旨を報告

勞務關係各力面の意見によれば四月よりも引つゞき増産強調期間の設定が要望されてをり、それは同時に他の金屬礦山にも適

用されたいとの希望すこぶる多いと述べたが、これに對し小林商相より事業者側においてもその要望があると言を述べた、よつて近く厚生、商工その他の關係當局の間にこれが諸方策を審議することになるはずであるが、大體在附賞與(移動防止、勸奨獎勵)出勸奨勵手當、出炭獎勵金などいはゆる賃金統制命令上の特別措置を講ずることにより實現するものと見られてゐる。(同日)

鑛夫一人當り出炭量 本年は昨年より減少

石炭鑛業聯合會では最近における出炭能率調査を進めてゐるが完全なる資料を基礎に判斷すると昨年よりも本年度に入つては鑛夫一人當り出炭量は或る程度減少してゐることは極めて注目し得る、すなはち十五年度の鑛夫一人當り月平均出炭量は十五年度程度であつたが、現在の増産強調期間における一月中の出炭量はこの十五トンよりも幾分減少してゐる、しかしてこれが原因は炭礦用諸資材の不足、坑内状況の悪化にもよるが主なる原因は短期間契約鑛夫増加によるものと視測せられてゐる

大體最近における鑛夫雇傭契約は著しく短期間化し一ヶ月契約位ならばいふ方で探炭報告會とも稱する團體などは二十間位といふ契約でこれ等短期間鑛夫の出入甚しく、これが鑛夫出炭能率を低下せしめてゐる、しかし乍ら探炭報國團とも稱すべき短期間契約は主として農村から派遣せられ眞に國策に協力するといふ熱意から就坑してゐるもので炭礦側としてはこの産業報國熱意に對し

ては深甚の感謝の念を抱いてゐるもの、何分にも出入の激しいのに悲鳴を擧げ、職業指導所に對し切角の産業報國熱意を效果あらしめるやう對策を希望してゐる。

福礦局總務部長決定

四月七日左の通り發令された

商工事務官 岡田秀雄
任 礦山監督局書記官(五)命福岡礦山監督局總務部長

日炭決濟簡易化

日本石炭の運営が圓滑を缺くために中小石炭鑛業者に對する買取り補償金の交付などの手續が遅れこの結果金融逼迫を惹起してゐる

る事實に對し、日本石炭は燃料局などの協議のうへに應急措置を決定、このほど九州の互助會石炭株式會社、西部石炭聯合會および九州探炭組合の三團體に對し通知を發した、日本石炭と中小工業者との間における決濟が紛糾してゐる原因は鑛業者が最終消費者から石炭の受領證を手に入れこれを添へて日本石炭に對し買取補償金交付に關する決濟手續を申請することが非常に煩雜を極めるといふ點にあるので日本石炭としては

- 一、互助會石炭株式會社ならびに九州探炭組合に對しては領收證の代りに各鑛業所から若松に輸送濟となつた數量に對する證明書で間に合はせる
- 二、西部石炭聯合會に對しては佐賀、長崎兩縣から最寄の港に積出した數量に對する證明書をもつて領收證に代へるといふ便法を講ずることとした、従つてこれにより互助會石炭株式會社などの被融資問題も遠からず落着するものと思はれる。(大朝)



出張所訪問記

福井生



昨年の三月號を開いて見ると、時恰も共販會社設立反對運動の眞最中、委員の人々が文字通り東奔西走してゐる頃でそれらの記事で埋つてゐる。其後、共販會社は戰時燃料國策の遂行機關として遂に實現、其の名は日本石炭株式會社と改められて、昨年十月業務を開始したのである。

共販會社設立に反對したのは、言ふまでもなく反對の爲の反對ではなく、設立の時期尙早と業務運營の方法を危んだ爲であつた。が、一旦國策として決定した以上、これに努力するは當然の話である。

即ち互助會は日本石炭株式會社設立に依つて生ずる諸般の事務に備へて、社屋の増築、社員を増員を行つた。これらに要した費用は實に甚大なものである。費用以外に於ても、物資、人員の極度に制限せられてゐる今日、如何に有形無形の犠牲を拂つたか、恐らく世人の想像以上であらうと信ずる。

現在職員二百餘名、日本石炭開業前の五十人に比較すれば、約四倍になるが、この事務員が夜を日についで働いても、日本石炭の事務は仕終せない實情にある。

こんど各地方に出張所を置くやうになつたのは、資材關係の配給の他にもう一つ、この日本石炭事務の圓滑をはかる爲

で、實際こうでもしなければ、到底政府の言ふ燃料國策に應ずることが出来なくなつて來た。本會では、社屋増設、社員増員の外に、また／＼多額の費用を投じて出張所を設置しなくてはならぬ事になつたのである。

出張所の役目は大きい。

役目の一つは書類配布並に取集めである、他の一つは増産の奨励である。

日本石炭が開業してから、同社を経由する書類の数は數十種に達するであらう。それが何れも復寫枚數が多く、中には十一枚に及ぶものもある。炭坑側も急に目の前に繰り擴げられた書類を前に茫然自失してゐる有様で、それを指導して行かねばならぬ。出張所の勞苦は一通ではあるまい。

石炭増産は戰時下に於ける生産力擴充の唯一の手段であり、政府はあらゆる方法を講じて増産に勵めてゐるやうに見ゆる。(こゝに見ゆると言ふ言葉を使つたのは、増産の効果が芳しくないからだ)本會でも政府の命令を體し、増産の實を揚ぐるべく對策を練り種々陳情も行つて來たが、なか／＼實行せられない。

増産に必要なのは言ふまでもなく勞力、資材の充分なる供給である。しかし今日に於て充分と言ふことは不可能であるから、適所に適量の配給こそ最ものもぞましい。適所に適量の配給、それは言ひやすく行ひ難い、先づ炭坑の實情を知悉しておくことが先決問題だ。従來は事務の輻輳するまゝに二百に及ぶ炭坑の完全なる調査と言ふものは出来てゐなかつた出張所の役目は又こゝにもあるのである。

出張所は、前號にて御紹介の通り、福岡、嘉穂、田川、直方、折尾、山口、各出張所外に昭和十三年秋創設された肥前支部があるが、記者は今度新に出來た出張所と、創立は可なり古いが、日本石炭事務に依つて急激に多忙となつた肥前支部の視察を思ひ立つた。

折尾出張所 (本部内)

折尾出張所は事務所の都合で未だ本部内にあり、炭坑側にとつても不便であるし、出張所の方も本部の職員と机を並べてゐるやうな始末で、正直なところ出張所が出来たと云ふ感じがしない。主任は松尾半蔵氏、所員の數もまだ少く、何れ事務所が出来たら多少増員される事と思ふ。

松尾主任は炭坑にゐた人で中小炭礦の實情をよく理解し出張所の設置の目的を達成すべく日夜奮闘中である。

氏は、どこに出張所も同じ考へと思ふが、と前提して

「私は炭坑に行きましても役人のやうに、炭坑の爲に働いてやつてゐるんだ、と言ふやうな氣を出してはならぬと思ひます。出張所が出来た爲に、炭坑と本部との間が面白くなつたと言ふやうな事のないやう始終氣をつけてゐるわけです。

今のところ私の方の仕事は資材が主となつてゐますが、炭坑を廻りますと例へばある炭坑ではカーバイトが足

らぬと言つてゐるのに他の一方の炭坑では潤澤ではないが、あることはある。これなどは配給の仕方の不完全を物語るもので、私達出張所は少しでもこの是正の爲に力を盡さねばならぬと思ひます。

それから出張所と言へば現在では、本部の書類や金錢の取次に過ぎません。一步ずつめて、ある程度までのことは出張所で間に合ふやうに將來はならねばならぬと考へてゐます」と語つた。

x x x x x

嘉穂出張所 (飯塚市昭和通二丁目)

飯塚の街は驛からずつと離れてゐる(宇部もそうだが)なぜ街の近くに驛を作らなかつたのか、一體、飯塚の街と驛とどちらが先に出来たのだらう。飯塚と言へば随分古い街だから筑豊線が開通する前に既に存在してゐたに違ひない。すると、驛を飯塚の街に作らなかつたのは、専ら地勢上の關係からだと言ふことになる。

田川出張所 (後藤寺町蛭子通)

こんな事を五錢バスに揺られながら考へてゐると、間もなく東寶劇場前の停留所である。

嘉穂出張所は停留所の直ぐ傍、最も繁華な場所に事務所を開設した。室も充分広く明るく、事務所としても申し分がない。

同出張所の管轄三十八坑、筑豊炭田中でも炭坑の櫛比してゐる地方を受持つて大いに張り切つてゐる。殊に飯塚地方は他の大手筋炭坑との交渉もあり、將來相當多忙を極める事であらう。

主任佐野氏は永く田籠鑛業株式會社に勤めてゐて中小炭礦の實情に詳しい人で、正に適材適所と言ふべく所員の人々も皆熱心である。

「一通り炭礦を廻りましたが、どの炭坑でも出張所が出来たことを喜んでゐます。まあ始めの中はうまく行かぬでせうが、一生懸命努力しますよ」と所員の人は語つた。

x x x x x

田川出張所は後藤寺町蛭子通りの元喫茶店を改造したもので、室は廣々として誠に氣持がよい。正面に管轄炭坑名を大きく書き出してゐるのでも張り切り方が知れよう。

「今日は三人炭坑へ出かけてゐます。昨日は雨が降りましたが、やつぱり出かけました」

と留守の人が語つた。炭坑地方の悪路は有名なもので、雨が降れば泥濘膝を没し、晴天なれば炭塵萬丈といふ、まるで大陸と同じだ。本會の炭坑は大抵驛から遠いので炭坑廻りはなかなか難儀だ。

主任石井氏は警察界にゐた人で、所員の人々も驛に關係のあつた人や炭坑にゐた人が多く、才能の士が集つてゐるのは何よりも心強い。

何しろ、この田川地方は四九と言ふ多數の炭坑を受持つてゐるのでその事務の多忙は今から思ひやられる。

「炭坑には電話の未だ架設してゐないところもあるでせ

う。それと連絡するのはなか／＼ですよ」と所員の人が語つた。私は所員の勞苦を深く謝しながら辭去する。

直方出張所 (直方市直日町)

直方出張所は始め丸ノ内にあつたが、この程直日町に移轉した。誰がつけた名前か知らないが、丸ノ内と呼んでもさほどおかしく感じない通りが直方にはある。

廣々としたアスマアルト道の兩側に白い洋館建の公共建築物が並び立つてゐるところは、全く小丸ノ内である。

同出張所は金丸大隈炭坑の勞務係長であつた大長光氏が主任で、開設と同時に早速炭坑を廻はり、着々と實績を納めつゝある。記者が訪ねた時も全所員が、ガソリン消費量調査の爲め出張中であつたが、暫らく待つてゐる中に、大長主任が歸所したので、いろいろ懇談した。

「私も長く炭坑にゐたので炭坑の様子は分つてゐる積り

ですが、かやうな仕事は始めても、只今も炭坑に行きま

して、挨拶方々相共に助け合ひ、指導し合つて行かうと話して来たことでありました。炭坑の人々は出張所の出来たことを非常に喜んでゐます」

と同氏は軍隊口調で語つた。

福岡出張所 (福岡市土手町)

福岡出張所は管轄の炭礦九坑で、炭坑數こそ少いが、何しろ場所が福岡である爲に、第一に鑛山監督局、次に縣廳との交渉が多く、この方面の事務の殆んど全部が福岡出張所を經由してゐる。それで出張所の位置も監督局前と言ふ恰好の所にあり、目下の事務は炭坑の用事よりも、これら諸官廳の用の方が多き状態である。

主任は諸岡氏で、中島鑛業にあつた人、所員の數も稍整備して来たし、他の出張所とは又異つた意味での多忙が豫想される。

事務所は立派で狭いながら應接室も備はつてゐるが、靴のまゝでは通らぬのは非常に困る。

「事務所を作るのに大層金がかゝつたし、皆さんには御面倒かけますが、一寸言ひ出しにくいのでして、その中に何とかありませんう」

と諸岡氏は自分の故のやうに語つた。

「それから、こゝに出張所が出来たものですから、互助會の事は何でも、こゝに訊ねて來ます。出張所が出来た當時は書類なんか眞直ぐに官廳に行つて、その質問がこちらにくるので弱りました。近頃は寫が來ますので大丈夫ですが、相手が官廳でお偉い方々に接するので、責任重大と言ふわけです」

肥前支部 (佐世保市松浦町)

肥前支部は昭和十三年九月二十七日創立されてゐるのでもう足かけ四年になる。専ら北松方面の炭坑の統制の爲に

出来たもので、今度新に出来た出張所とは性質が異つてゐるわけである。しかし、日本石炭會社創立の爲め急激に増加した事務に備へて、支部でも人員増加を行ひ、從來七名であつたのが、今日では三十一名に及び、多忙を極めてゐる。組織は本部と同じく、言はず本部を小さくしたやうなもので、常に連絡を取りながらも今のところ獨立した形となつてゐる。

事務所は海軍橋に曲る角に近い目貫の場所の三階建て、支部の通信交通の便は非常によいが、その管轄する六十八の炭坑は殆んど全部交通不便、通信不通の箇所が多く、書類取集めに際しても人知れぬ苦勞が絶えない。大川主任は速達が五日もかゝるところや、電報で半日もかゝる所が多くつて、急を要する書類など、實に弱ります。殊に日本石炭が出来てから、多量の書類が必要になつて來てそれがみんな急ぐものばかりですから、事務員も不眠不休の態です。人員も、もう二十人位必要と思ひますが、いろいろの都合がありますので、實を言ふと石炭の

販賣事務よりも生産方面の方に力を入れたいのです。生産あつての販賣ですから、資材配給其他生産方面の事務の人達も止むを得ず配給方面の事務を手傳つてゐるやうな次第ですし、何とかしなくてはならぬと思つてゐます」

度課の人々が囑託の形となつてゐる。記者が訪ねた時は折悪しく新野主任が留守で代りの里田氏と懇談する。

山口出張所 (山口縣大嶺無煙鑛業所内)
山陽線を厚狹で乗りかへて、いくつもいくつもトンネルを越して行くと約五十分餘で伊佐に着く、こゝで又乗りかへると直ぐ大嶺である。

「山口地方は炭坑數こそ僅かに五坑ですが廣い地域に散在してゐるので、なか／＼便利が悪いのです。それに私の方の鑛業所の仕事が御覽の通りの忙しさを毎日の事務に追はれてゐる状態です。人間は少いし、果して出張所としての責務を果し得るかどうか案じてゐます。一人だけ専任の人が居ればよいのですが、なか／＼適當な人がありません。場所も五炭坑の中心となる所なら、宇部あたりがよくはないでせうか云々」

美禰線はレールが單線である爲に、筑豊線のやうに炭車とスレ違ふこともなく、伊佐につくまでは石炭の香もしない。しかし伊佐につくと坑木の山や石炭車等が見えて來て流石にそれとなつける。

大嶺の町は寂しいところだ、汽車を待つ間の二時間を筆者は驛の待合室で持てあました。これで出張所訪問を全部終る。(三月二十日)

互助會山口出張所は大嶺の山陽無煙鑛業所内にあり、調



本會記事

重役會

三月二十六日午前十時より若松市みどりやに於て重役會開催

中島相談役、山本社長、武内専務、野上、末吉(代)北代、金丸、橋上、田籠、有江和才、美川、各取締役、西本、上田、西田(代)監査役出席
左記に依り順次協議を遂げた。

記

- 一、適正炭價設定運動經過報告
- 一、日本石炭會社參與會、價格形成委員會經過報告
- 一、時局石炭對策協議の件

第三回出張所事務聯絡會議

三月二十五日午前十一時若松商工會議所に於て開催、本部

より各部長課長、出張所からは留守を残して殆んど全員出席、本部、出張所双方より、腹臍なき意見の交換を行ひ午後四時散會した。

資材部記事

三月 四日 肥前支部關係鐵鋼融通部會

於肥前支部

資材部より赤司部長、岩崎係員出席

三月十四日 十時半より

坑木委員會

於若松商工會議所

各炭礦委員、各出張所長、資材部町田課長

森元係員出席

三月十四日 十時半より

昭和十六年度第二回購買研究會

於若松商工會議所

出席者 岩崎炭礦外四十七礦

町田、野見山課長以下各係員

米、カーバイド外購買用品に關する件

三時半閉會

三月十七日
十時半より

機械器具發註承認書及坑木に關する會議

於若松商工會議所

各炭礦用度係、部長、課長以下資材部員全

員出席

三月十八日

肥前支部關係機械坑木に關する會議

於肥前支部

本部より町田課長出席

販賣部

日發、日陶聯納契約の爲安西第一部長外、滯京約一ヶ月に及んだ。

尙同部では前記日發、日陶聯等の直扱炭の清算中で多忙を

極めてゐる。

統制部

統制部價格課では大丸係員が十六年度上期の石炭價格決定申請に關し當局と打合せの爲に上京した。

事業部

第三課では左の日程によつて鐵道部會を開催、各部を通じ丹生係員外出席

三月十三日 西川部會 於遠賀川大成館

// 十三日 飯塚部會 於飯塚市公會堂

// 十四日 上嘉穂部會 於山田町「大山」

// 十五日 田川部會 於後藤寺町公會堂

// 十七日 遠賀部會 於香月町役場



石炭鑛業探掘權設定 (三月中)

鑛區番號	位 置	坪 數	鑛 業 權 者
長崎 六五四	北松浦郡福島村今福町	六九五、八九〇	中島鑛業株式會社
福岡一、三七七	若松市	九二七、三五〇	日産化學工業株式會社
長崎 六五五	東彼杵郡折尾瀨村	四一〇、五〇〇	松 永 千 代
// 六五六	東彼杵郡折尾瀨村	一九三、〇〇〇	林 昌 義
// 六五七	北松浦郡今福町	九二八、〇〇〇	河 内 進
福岡六、三七八	粕屋郡久原村	八二、四〇〇	森 輝

石炭探掘權移轉 (三月中)

鑛區番號	位 置	新鑛業權者	舊鑛業權者	理 由
長崎 四七七	佐世保市	糸 永 幸 吉	井手 三千次	讓 渡

鑛區番號	位	置	事由	鑛業權者
山口 五六一	厚狹郡高千帆村	日本生産鑛業株式會社	村瀬春一	/
福岡一、一九三	遠賀郡遠賀村	高島市次郎	株式會社 麻生商店	/
/ 一、二二七	/	同右	同右	/
/ 一、三四二	/	同右	同右	/
長崎 六五三	北松浦郡御厨村	栢木炭鑛株式會社	北松炭鑛株式會社	/
福岡一、三五七	田川郡後藤寺町	草野康江	身吉ヤリ子	脱退
長崎 六四六	北松浦郡調川村	栢木炭鑛株式會社	藤茂	/
/ 三八六	/	青山善一郎	寺田きよ	/
/ 三九九	調川村	栢木炭鑛株式會社	藤茂	/

石炭採掘鑛區異動 (三月中)

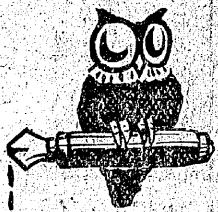
新入會之部		退會之部	
炭坑名	所在	炭坑名	所在
山口 五三九 五四〇	小野田市並海面	岩岡炭鑛	嘉穂郡山田町
長崎 五〇七	北松浦郡佐々村	岩岡初次	田籠鑛業株式會社
福岡一、二九〇	遠賀郡中間町、折尾町、香月町、水卷町	岩岡初次	田籠鑛業株式會社
長崎 三五二	北松浦郡小佐々村	岩岡初次	田籠鑛業株式會社

本會炭鑛異動 (三月中)

新入會之部

退會之部

炭鑛名	所在	經營者	鑛業權者
岩崎炭鑛	遠賀郡中間町	木會鑛業株式會社	九州採炭株式會社合併



炭界日誌

福井生

三月一日 土

△粗悪炭十萬噸の滿洲國輸出が決定したと言はれる

三月二日 日

△日本石炭が各社の配給機構を吸収するについては反対説がある

三月三日 月

△若松水上署では若松港貯炭の検査を行つてゐる

△日滿支石炭聯盟理事會開催

三月四日 火

△商工省では明年度の増産目的を六百萬噸に置いた

△住民税の炭坑賦課に關しイザユザが起つてゐる

△合同石炭の主催で石炭販賣統制部會を開催した

△福岡鑛山監督局總務部長に商工省報導課事務官岡田秀雄氏が内定した

三月五日 水

△福岡縣では石炭増産計畫遂行のため、農村勤勞報國隊の

恒久化を計畫中である

三月六日 木

△半島勞務者の移住を促進すべく福鑛局で措置を講ずることになつた

△燃料局若松出張所に専任の事務官及技手が配置せらるることになつた

三月七日 金

△鑛夫臨時手當の恒久化につき商工厚生省打合せ中である

三月八日 土

△武内專務副任、談話發表

三月九日 日

△日本石炭では十六年度の石炭需給見込は大體圓滑と發表した

三月十日 月

△東長官は日本石炭會社強化は既定方針であると語つてゐる

三月十一日 火

△粗悪炭の平準制除外による炭價混亂が憂慮されてゐる

三月十二日 水

△兒玉厚生次官を迎へ福鑛局主催福鑛局管内石炭増産對策懇談會を開催した

△中村福鑛局長歸任

三月十三日 木

△石炭増産に關する民間案を小林商相は鮎川氏に提示を督促中の模様である

三月十四日 金

△中村福鑛局長は増産協定期間に於て好成绩を収めたので管内の石炭山に對し感謝と激勵の辭を發表した

三月十五日 土

△北支炭増産策に備へ北支開發會社では勞働對策に重點を置くことになつた

三月十六日 日

△福岡國民職業指導所管内の鑛山勤勞報國隊員の解散式を行つた

三月十七日 月

△九州石炭對策委員會發會式を若松石炭商同業組合事務所にて舉行、中村福鑛局長外列席した

△日滿支石炭聯盟石炭配給委員會開催

三月十八日 火

△石炭増産強調期間の繼續については反對論が多い

△北海道美唄炭坑でガス爆發があつた

三月十九日 水

△石炭鑛業聯合會では四月の減産期に備へ半島勞務者を中心とする新増炭計畫を立案中である

三月二十日 木

△價格形成中央委員會に於て日本石炭販賣買入價格設定要綱が決つた

△鮎川氏首相と會見、石炭増産につき進言した

三月二十一日 金

△滿洲炭鑛の機構改革が發表される事になつた

三月二十二日 土

△粗悪炭のプール除外により相當の減産が豫想せられてゐる

三月二十三日 日

△北海道の石炭船繰難が目立つて來た

三月二十四日 月

△松本日本石炭社長も石炭増産對策に關する意見書を提出したと言はれる

三月二十五日 火

△商工省では近く第二回官民懇談會を開き石炭統制會を開くことになつた。と各紙が報導した

三月二十六日 水

△門鐵では送炭新記録を作つた

△本社重役會が開會された

三月二十七日 木

△石炭品位取締規則が改正され、本日公布された

△新鑛開發助成金交付成績より見ると實効があがつてゐな

三月二十八日 金

三月二十九日 土

△十六年度上半期石炭配給は約一割増とすることになった

三月三十日 日

△若松石炭輸送用重油組合では、石炭輸送用船舶の重油増

配陳情の爲め評議員が上京した

三月三十一日 月

△小川鐵相西下、若松港の石炭積込状況等視察した



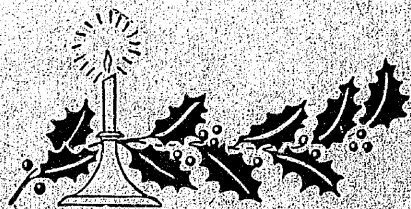
松岡外相は日獨伊三國同盟の補強、日ソ中立條約の締結等、わが外交史上劃期的成功を収め歸朝した。我等は外相の努力が斯く成果を齎らした事を感謝すると共に、一面世界新秩序建設の推進方に、我帝國の實力が物を言ふに至つた國力の發展を喜ぶも

のである。この國力を認識せず飽迄援蔭行爲を繼續する迷妄アメリカに對して我等は最早や斷乎、膺懲の鐵槌を下すべきである。バルカンの戰禍は既にわが樞軸陣營に凱歌が擧つてゐる。

大英帝國といひ、アメリカといひ、舊秩序維持の國々の崩壊は目捷に迫る末路や憐れむ可きである。小倉無任相の登場は平沼内相の内政副總理格に對し、經濟副總理として、また豊田商工相とのコンビに依り經濟

新體制の運営を如何に圓滑化するが、われら業者に課せられた命題、適正炭價問題の如き、石炭生産、配給、消費の一元的統制等々我等は財界苦勞人である小倉無任相の鮮かなる材幹により鈍重なる炭界に活を入れ業界明朗な立直りの一日も速かならん事に多大の期待を繋ぎ只菅氏の健闘を祈り、手腕を信じ、疑はぬものである。

三月廿一日事務取締役武内禮藏氏令息滿夫氏が溘然として逝去さる。享年十六、前途春秋に富む身であり乍ら學業の半ばにして倒る、御兩親の心情もさこそ乍ら國家多事、國運の隆昌は懸つて有爲の第二國民の双肩に負荷されてゐるの秋、君の如き俊材を失ふ。洵に痛惜の念に耐へず、衷心より哀悼の意を表しお冥福を祈る。



互助會報・第六卷第四號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料 料金は前金の事

昭和十六年四月廿五日印刷納本
昭和十六年四月廿八日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 森六郎

若松市老松町三丁目

印刷人 森六郎

若松市老松町三丁目

印刷所 森印刷所

電話 二〇三番

發行所 石炭鑛業互助會

福岡縣若松市本町二丁目
電話 三〇九番

營業品目

傳導用ゴムベルト
 傳導用Vベルト
 コンベヤーベルト
 ニューマチックホース
 サクシヨンホース
 ホースメンター
 布入ゴム板
 ヘルトワツクス
 スパイラルハツキング
 其他鑛山用ゴム製品
 プレーキライニング
 ローハイドビニオン



横濱護謨製造株式會社

代理店

波多野護謨合資會社

小倉市大阪町九五番地

電話 ⑤ 0342番

振替福岡25450番

高口商店

工具鋼・規格鋼
 鋤山店工用鋼
 特殊鋼・合金鋼
 而才西安鋼・而才齊熱鋼
 鍛鋼・構造用鋼

獨逸國シヨウラーブレックマン
 製鋼會社製品及ビ特殊鋼
 直輸入一手販賣

其他獨逸國各メーカー
 機械製品入荷能最少限
 度ノ日數ニテ納入ス

柏印ハイフレックス
 總發賣元



柏印スチールセメント・柏印バガネ・總發賣元

高口商店

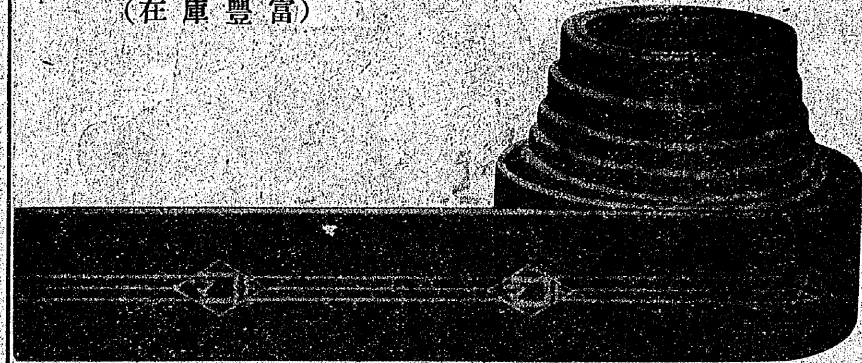
本店	福岡市	箱屋町八番地	電話東	(3)長	2261・2905
東京支店	東京市芝區	田村町二丁目	電話銀座		458
大阪支店	大阪市西區	薩摩南町	電話新町		4023
小倉支店	小倉市馬借町	三丁目	電話		916
京城支店	京城府南大門	通五丁目	電話本局		5427
大連支店	大連市山縣	通三丁目	電話本局		1969
奉天支店	奉天市加茂	町六番	電話本局	(2)	1468
新京支店	新京特別市	羽衣町一	電話	(3)	254
北京支店	北京地安門	大街	電話北局		2084

株式 永田製作所

最高級 最高馬力用 日本一品質

印ブレキライニング

(在庫豊富)



ブレキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードブレキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製ブレキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御使用を。

最高級のブレキライニング 本品の右に出る物なし



印ニューマチックホース
アマノ式ベシトスリーブ 發賣元
アマノ式C.T.プロテクター



マコト護謨工業所

代表者 天野 靖市郎

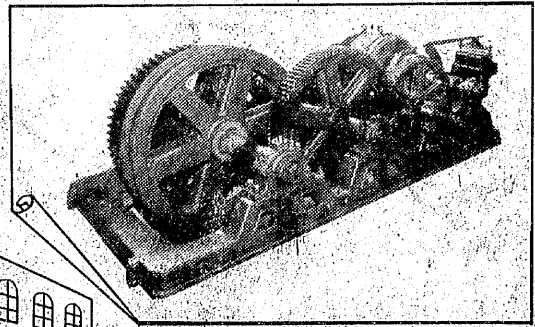
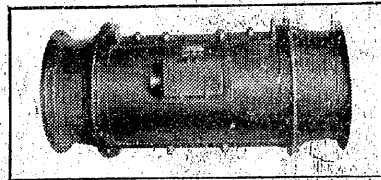
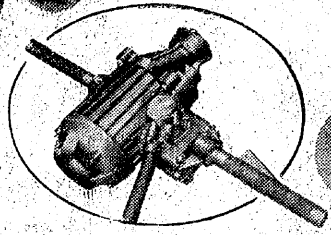
福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
電話西②4678番 振替福岡16095番

昭和十七年四月二十五日開始發行
 昭和十七年四月二十五日開始發行

石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町三丁目 石炭鑛業互助會

礦山界、麒麟兒!!
 好評噴々!!



株式會社千代田製作所

石炭鑛山用電機專門製作

型錄進呈

本店	大阪市西淀川区佃町一三-七
東京出張所	電話(45)代表七三五八番 東京市神田区錦町三丁目一番地
福岡支店	電話神田(25)三〇八一番 福岡市上小山町一二番地 電話東(2)五〇五六番

